

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
保存活用計画



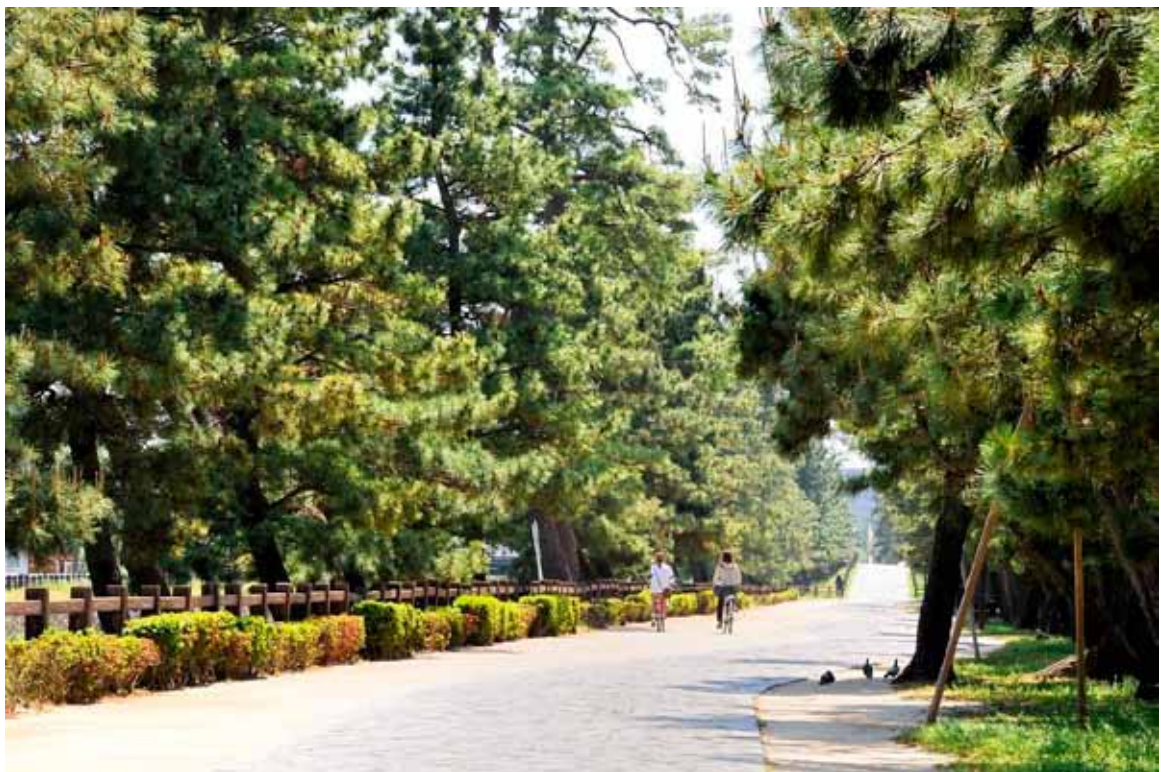
平成29年3月
草加市教育委員会

**国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
保存活用計画**

草加市教育委員会



国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」 綾瀬川左岸からの風景



遊歩道内からの風景

序

元禄2年(1689)3月、後世、「俳聖」と称された俳人・松尾芭蕉は、門人・河合曾良を伴い、万葉の時代より詠われた古歌来歴の地を巡る旅の途上、日光街道第二の宿場町である草加宿に歩みを進めました。

奥羽長途の旅の中で、芭蕉と曾良が眺め、感慨を俳句や俳文に託して彩ったあまたの風景は、紀行文学の傑作とされる『おくのほそ道』とともに、今なお多くの人々に愛され続けています。

草加宿では、芭蕉と曾良を見送った後、宿場の北側を流れる綾瀬川沿いの日光街道にマツが植えられました。

今日、草加松原と呼ばれる、綾瀬川の流れと街道の松並木が織りなす風景は、長きにわたる歴史の中で、2度の大きな危機に見舞われましたが、先人の比類なき保護活動によって克服し、今日では、草加の歴史・文化を象徴する風景といわれるまでに成長を遂げております。

平成26年(2014)3月、草加松原が、今なお『おくのほそ道』の時代を偲ぶ風致景観であると評価され、国指定名勝おくのほそ道の風景地に指定されました。

草加市教育委員会では、国指定名勝という名誉と責務を重く受け止め、先人たちが守り継いできた貴重な財産である草加松原を次世代へと確実に継承していくため、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画を策定しました。

本計画が、未永く続いていく草加松原の保存・活用の指針となることはもとより、地域の皆さまが草加松原を誇りと感じ、郷土の歴史・文化を愛する心を一層深めることに役立てていただければ幸いです。

最後になりますが、本計画の策定に当たりましては、「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会の委員各位、文化庁及び埼玉県教育委員会、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所からご指導・ご助言をいただきました。また、地域の皆さまからも貴重なご意見を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

平成29年3月

草加市教育委員会
教育長 高木 宏幸

例 言

1. 本計画は、名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存・活用に関する事項を定めた計画書です。
2. 本計画の策定は、平成 27 年度と 28 年度の 2 か年で実施しました。
3. 本計画は、「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会の会議及び文化庁文化財部記念物課・埼玉県教育委員会生涯学習文化財課の指導・助言を得て、草加市教育委員会が策定しました。
4. 本計画の策定に係る事務は、草加市教育委員会教育総務部生涯学習課が担当し、策定に係る支援業務を株式会社プレック研究所に委託しました。
5. 本計画は、第 1 章「計画策定の沿革・目的」、第 2 章「「おくのほそ道の風景地 草加松原」の概要」、第 3 章「本質的価値」、第 4 章「課題の抽出」、第 5 章「保存・活用の目標と基本方針」、第 6 章「保存（保存管理）」、第 7 章「活用」、第 8 章「整備」、第 9 章「運営・体制」、第 10 章「事業の実施」、第 11 章「経過観察」、「資料編」で構成しました。
6. 本計画では、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」のことを指す場合は「草加松原」と表示しています。
7. 本計画では、団体名及び事業名を除いて、諸本の一つである西村本の芭蕉自筆題箋^{だいせん}に基づき、『おくのほそ道』と表記しています。
8. 本計画に掲載している図のうち、下記については所蔵機関等からの提供を受けました。

図 2-4：日光道中分間延絵図(5 巻之内 1)〔部分〕文化 3 年(1806)：東京国立博物館蔵
図 2-17：草加宿端松原の図『日光巡拝図誌』長喬筆：国立公文書館蔵
図 2-18：日光道中 歌川広重筆：埼玉県立歴史と民俗の博物館蔵
図 2-19：草加雨景『全楽堂日録』所収 文政 13 年(1830) 渡辺華山筆：個人蔵
図 2-20：武州草加駅『日光道中真景図巻稿』文政 12 年(1829) 椿椿山筆：栃木県立博物館蔵
図 2-21：草加 関根準一郎筆：個人蔵
9. 本計画は、平成 29 年 4 月 1 日から運用します。

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」 保存活用計画 目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的と対象	1
3. 委員会の設置	3
第2章 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の概要	8
1. 指定に至る経緯	8
2. 指定説明と範囲	11
3. 歴史的変遷と現況	15
4. 周辺の歴史的資源や施設等	52
第3章 本質的価値	58
1. 「草加松原」の本質的価値	58
2. 構成要素	59
第4章 課題の抽出	63
第5章 保存・活用の目標と基本方針	66
1. 保存・活用の目標	66
2. 保存・活用の基本方針	66
第6章 保存（保存管理）	68
1. 現状・課題	68
2. 方向性	68
3. 構成要素等の保存管理の方法	69
4. 法令に基づく諸手続き	72
5. 周辺地域の保全	81
第7章 活用	83
1. 現状・課題	83
2. 方向性	83
3. 「草加松原」の活用方法	84
第8章 整備	87
1. 現状・課題	87
2. 方向性	87
3. 保存のための整備	88
4. 活用のための整備	88

第9章 運営・体制	89
1. 現状・課題	89
2. 方向性	89
3. 「草加松原」の保存・活用体制	90
第10章 事業の実施	92
1. 現状・課題	92
2. 方向性	92
3. 短期事業	93
4. 中長期事業	94
第11章 経過観察	95
1. 現状・課題	95
2. 方向性	95
3. 経過観察の方法	96
資料編	
1. 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」指定範囲図	資 1
2. 松並木の調査結果（平成27年度）	資 13
3. 上位・関連計画の概要	資 16
4. 名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）	資 32
5. 文化財保護法等の抜粋	資 34

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

「おくのほそ道の風景地 草加松原」（以下「草加松原」と記します）は埼玉県草加市にある国指定文化財の名勝です。草加松原の成立時期は明らかではありませんが、一説では、天和3年(1683)の綾瀬川開削に伴い、右岸沿いの日光街道が整備された際に植えられたと伝わっています。草加松原は、江戸時代の植樹以降、時代の変遷とともに周辺の環境が大きく変化してきましたが、松並木と道（日光街道）、綾瀬川による風致景観の構成は、各時代の人々の手によって継承されてきました。

草加松原は、「俳聖」と称された日本の代表的な俳諧師である松尾芭蕉が著した紀行文学の傑作である『おくのほそ道』の中で、奥羽長途の旅へと歩み出した第一日目の感慨を記した草加宿に連なる景観です。綾瀬川の改修に伴って造成された街道の両側には、芭蕉の一行が通過したところから後の時代にかけてマツが植え足され、今や長さ1.5kmもの松並木にまで成長を遂げました。幹回りが約2mにも及ぶ複数の古木を含め、川に沿って延びる松並木の風景は壮観であり、草加市のシンボルとして草加市民をはじめとする多くの方々に愛されています。

平成元年(1989)4月1日に、「草加松原」の指定地は、「草加松原公園」として都市公園に指定されており、土地所有者は指定地全域が草加市となっています。平成26年(2014)3月18日、松尾芭蕉の紀行文『おくのほそ道』に記載された13か所の風景地を芭蕉の風景観を表す一連の風致景観として保護するために、名勝おくのほそ道の風景地の指定に関わる官報により文部科学省告示が行われました。

この指定を受け、今後、「草加松原」を積極的に保存するとともに活用を図るために、本名勝の保存活用計画を策定するものです。

2. 計画の目的と対象

(1) 計画の目的

本計画は、「草加松原」が、その歴史とともに形成してきた名勝指定に値する枢要の価値（以下「本質的価値」と記します）を適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として作成したものです。

本計画は、「草加松原」の歴史及び現状を整理し、名勝の本質的価値と構成要素の明確化、保存管理をしていくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備・活用の基本的考え方を示したものであり、今後、「草加松原」の取扱いの指針として位置付けられるものです。

(2) 計画の対象

本計画は、埼玉県草加市のほぼ中心部に位置する「草加松原」及びその保存・活用に影響する範囲として、名勝指定地の隣接地（綾瀬川や県道足立越谷線等）やかつての草加宿であった草加駅周辺をはじめとする近隣駅等の周辺一帯を対象としました。

(3) 計画の評価・見直し

本計画は、「草加松原」を次世代へと確実に伝えていくことを目的としていることから、長期的な視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれます。そのため、本計画の推進に当たっては、実現に必要な各実施計画を策定し、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、見直しを行うこととします。また、草加市のまちづくりの取組の状況や社会的環境の変化、上位・関連計画の見直し、調査・研究の進展などにより、計画の内容を変更する必要がある場合も、見直しを行うこととします。

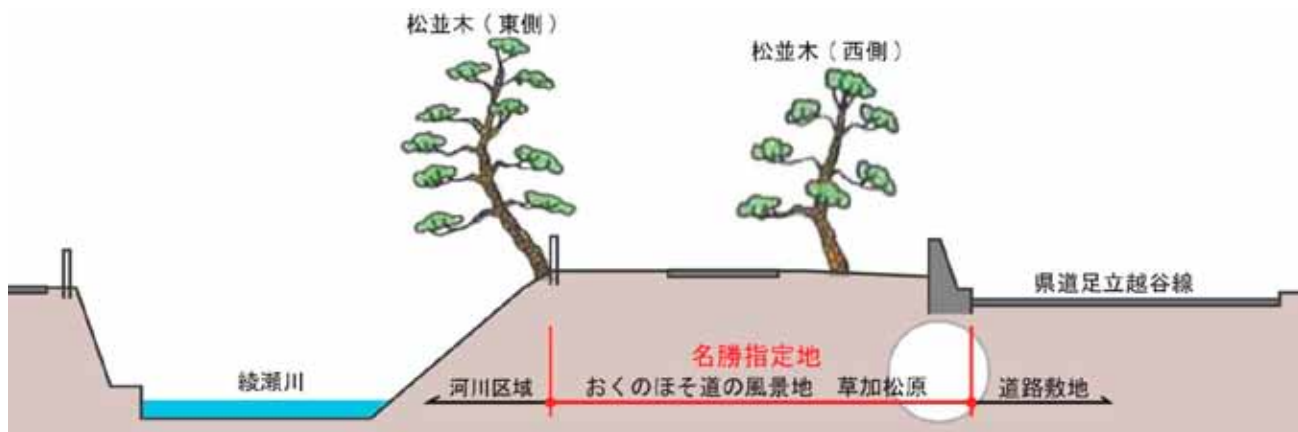


図 1-1：名勝指定地と隣接地の状況模式図

※本図は、計画対象地の状況を示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

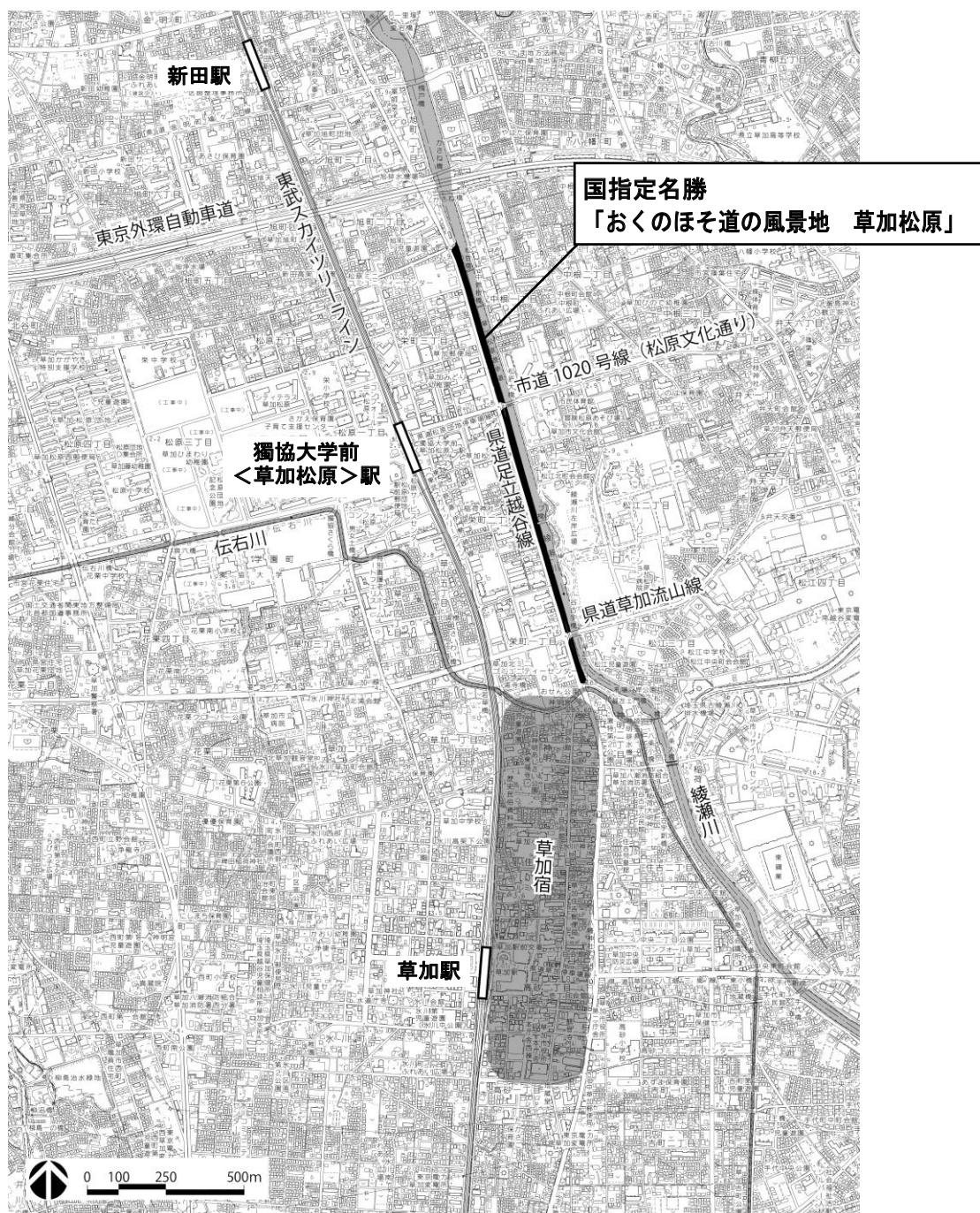


図 1-2：計画対象範囲図

3. 委員会の設置

(1) 設置及び委員等

本計画を策定するに当たり、平成27年(2015)年3月25日に『「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会設置要綱』を定め、『「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会』を設置しました。

委員会は、「草加松原」に松並木が含まれることや、市街地に立地することを踏まえ、歴史・文化、植物（樹木医）、景観・造園、まちづくり（観光）に関する学識者5名で構成しました(表1-1)。なお、計画策定に当たっては、文化庁文化財部記念物課、埼玉県教育委員会生涯学習文化財課指定文化財保護担当からの指導及び助言を得て、さらに国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と調整を行ってきました。

事務局は草加市教育委員会教育総務部生涯学習課が担当し、庁内会議組織（「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画（案）検討部会）を設置して庁内の意見交換を行い、関係部局との調整を行った上で、策定委員会会議を開催しました（表1-2）。

表1-1：「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会 委員会名簿

役職	氏名	備考	分野等
委員長	白川部 達夫	東洋大学文学部史学科教授	歴史・文化
副委員長	石岡 憲雄	草加市文化財保護審議会会長	歴史・文化
委員	山田 利博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	植物（樹木医）
委員	黒田 乃生	筑波大学大学院世界遺産専攻教授	景観・造園
委員	押田 佳子	日本大学理工学部まちづくり工学科准教授	まちづくり（観光）

助言指導者（オブザーバー）

平澤 毅 文化庁文化財部記念物課調査官

青木 達司 文化庁文化財部記念物課調査官

埼玉県教育委員会生涯学習文化財課指定文化財保護担当

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

表1-2：「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画（案）検討部会 名簿

市長付、総合政策課、みんなでまちづくり課、文化観光課、スポーツ振興課、環境課、都市計画課、建設管理課、道路課、維持補修課、指導課、生涯学習課（事務局）

「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 25 日
教委告示第 8 号

(設置)

第 1 条 国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存及び活用について、各分野の専門的見地から助言、指導及び協力を得るとともに、草加松原の文化財としての価値を守り、後世へ継承することを目的とした国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他、保存活用計画に関し必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者から 10 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、保存活用計画策定の日属する年度の 3 月 31 日をもって満了とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見また説明を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、保存活用計画策定の日属する年度の 3 月 31 日限り、効力を失う。

(2) 協議経緯

策定委員会及び庁内会議による協議経緯の概要は次のとおりです。

①委員会

■第1回策定委員会

- 日時 : 平成27年12月2日(水) 9:30～12:00
- 場所 : 草加市立中央図書館 多目的ホール・市民体育館 第1会議室
(議事終了後、現地視察を実施)
- 審議内容 : (1) 保存活用計画策定の趣旨
(2) 保存活用計画策定の進め方
(3) 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の概要
(4) 計画策定に当たっての課題

■第2回策定委員会

- 日時 : 平成28年2月24日(水) 10:00～12:00
- 場所 : 草加市文化会館 第1・2研修室
- 審議内容 : (1) 第2回会議の内容と第1回会議の主な意見について
(2) 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の歴史の変遷と現況について
(3) 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の本質的価値と構成要素について
(4) 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存・活用の課題について
(5) その他

■第3回策定委員会

- 日時 : 平成28年7月13日(水) 10:00～12:00
- 場所 : 草加市立中央図書館 多目的ホール
- 審議内容 : (1) 平成28年度の年間スケジュールと第3回会議の内容について
(2) 第2回会議の主な意見と「おくのほそ道の風景地 草加松原」の本質的価値と構成要素について
(3) 保存・活用の目標と基本方針について
(4) 保存(保存管理)・活用・整備の方向性について
(5) その他

■第4回策定委員会

- 日時 : 平成28年9月29日(木) 10:00～12:00
- 場所 : 草加市役所本庁舎 旧第1委員会室
- 審議内容 : (1) 第4回会議の内容と第3回会議の主な意見について
(2) 保存(保存管理)・活用・整備の方法について
(3) 運営・体制の整備について
(4) その他

■第5回策定委員会

- 日時 : 平成 28 年 10 月 26 日 (水) 10:00~12:00
- 場所 : 草加市立中央図書館 会議室
- 審議内容 : (1) 第 5 回会議の主な内容と第 4 回会議の主な意見について
(2) 事業の実施、経過観察について
(3) 保存活用計画全体の確認について
(4) その他



第 1 回会議の現地視察の状況（平成 27 年 12 月 2 日）



第 2 回会議の状況（平成 28 年 2 月 24 日）

図 1-3 : 会議風景

②庁内会議

■第1回検討部会

- 日時 : 平成28年6月21日(火) 10:00～12:00
- 場所 : 草加市役所本庁舎 旧第2委員会室
- 審議内容 : (1) 検討部会設置に至る経緯について
(2) 部会の役割と今後の進め方について
(3) 「保存管理」、「活用」、「整備」に関わる方向性の整理について
(4) 現状変更等の取扱いの考え方について
(5) その他

■第2回検討部会

- 日時 : 平成28年8月31日(水) 9:30～11:30
- 場所 : 草加市役所本庁舎 旧第2委員会室
- 審議内容 : (1) 第1回庁内会議と第3回保存活用計画策定委員会での意見整理及び前回検討部分への反映について
(2) 「保存管理」、「活用」、「整備」部分の整理について
(3) 「運営・体制」部分の整理について
(4) その他

■第3回検討部会

- 日時 : 平成28年10月12日(水) 9:30～11:00
- 場所 : 草加市役所本庁舎 教育委員会会議室
- 審議内容 : (1) 第2回庁内会議と第4回保存活用計画策定委員会での意見整理及び前回検討部分への反映について
(2) 「第10章 事業の実施計画の策定・実施の検討」について
(3) 「第11章 経過観察の方法」について
(4) その他

③パブリックコメントによる意見照会

実施期間 : 平成28年12月20日～平成29年1月18日

第2章 「おくのほそ道の風景地 草加松原」の概要

1. 指定に至る経緯

文化庁記念物課では、平成24年(2012)8月ころから『おくのほそ道』の作品中に登場する場所を整理し、同年10月24、25日の文化審議会文化財分科会第三専門調査会名勝委員会における意見を踏まえ、風致景観の観点から保護の可能性のある場所、名勝の指定地としての評価が確実である場所の特定を行いました。その結果、244か所の登場場所のうち、風致景観の観点から保護の検討が可能な場所は約50数か所あり、そのうち約20数か所が名勝への指定候補地として評価し得ることが明らかとなりました。

平成25年(2013)1月、文化庁にて『おくのほそ道』関係の都県教育委員会の担当者による調整会議が開催され、上記の調査結果及び候補地の名勝指定を進める上での情報共有が図られました。また、関係各県及び指定候補地が所在する市町の各教育委員会は、名勝指定に向けて範囲の特定、所有者・管理者の同意取得等の準備作業に着手しました。

平成26年(2014)3月18日、松尾芭蕉の紀行文『おくのほそ道』に記載された13か所の風景地を芭蕉の風景観を表す一連の風致景観として保護するために、名勝おくのほそ道の風景地の指定に係る官報により文部科学省告示が行われました。また、同年10月6日には5か所の風景地、さらに平成27年(2015)3月10日には6か所の風景地、平成28年(2016)10月3日には1か所の風景地の追加指定に係る官報により文部科学省告示がそれぞれ行われ（平成27年10月7日の追加指定は、既指定範囲の範囲拡大であり、新たな風景地は追加されていない）、現時点では計25か所の一連の風景地が、名勝「おくのほそ道の風景地」として指定保護されています。

表 2-1：おくのほそ道の風景地の文化財指定に関わるこれまでの取組

平成25年(2013) 11月15日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して <u>初回の新指定に係る答申</u> を行った。
平成26年(2014) 3月18日	<u>初回の新指定に係る官報により文部科学省告示</u> が行われた。
平成26年(2014) 6月20日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して <u>第1回の追加指定及び名称変更に係る答申</u> を行った。
平成26年(2014) 10月6日	<u>第1回の追加指定・名称変更に係る官報により文部科学省告示</u> が行われた。
平成26年(2014) 11月21日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して <u>第2回の追加指定及び名称変更に係る答申</u> を行った。
平成27年(2015) 3月10日	<u>第2回の追加指定・名称変更に係る官報により文部科学省告示</u> が行われた。
平成27年(2015) 6月19日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して <u>第3回の追加指定及び名称変更に係る答申</u> を行った。
平成27年(2015) 10月7日	<u>第3回の追加指定・名称変更に係る官報により文部科学省告示</u> が行われた。
平成28年(2016) 6月17日	文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して <u>第4回の追加指定及び名称変更に係る答申</u> を行った。
平成28年(2016) 10月3日	<u>第4回の追加指定・名称変更に係る官報により文部科学省告示</u> が行われた。

表 2-2：初回の指定：13 か所：官報告示平成 26 年(2014)3 月 18 日

番号	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	草加松原 そうかまつばら	埼玉県草加市	三（緑樹の叢生するところ）	19,479.11
2	ガンマンガ淵 がふち （慈雲寺境内） じうんじけいだい	栃木県日光市	六（峡谷）	22,532.00
3	八幡宮 はちまんぐう （那須神社境内） なすじんじやけいだい	栃木県大田原市	三（緑樹の叢生するところ）	24,828.17
4	殺生石 せつしょうせき	栃木県那須町	九（火山）	4,331.81
5	黒塚の岩屋 くろづか いわや	福島県二本松市	五（岩石）	3,324.00
6	武隈 たけくま の松 まつ	宮城県岩沼市	三（緑樹の叢生するところ）	705.87
7	金鷄山 きんけいざん	岩手県平泉町	十（丘陵）	61,677.00
8	高館 たかだて	岩手県平泉町	十（丘陵）十一（展望地点）	14,811.00
9	象潟及び汐越 しおこし	秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生するところ） 八（島嶼）	35,868.65
10	親しらず おやしらず	新潟県糸魚川市	八（海浜）	60,777.30
11	有磯海 ありそうみ （女岩） おんないわ	富山県高岡市	八（島嶼）	95.00
12	那谷寺境内 なたでらけいだい （奇石） せき	石川県小松市	五（岩石）	30,301.43
13	大垣船町川湊 おおがきふなまちかわみなと	岐阜県大垣市	十（河川）	4,746.84

表 2-3：第 1 回の追加指定：6 か所：官報告示平成 26 年(2014)10 月 6 日

（新規の追加指定 5 か所に既指定の「親しらず」の一部追加指定を含む。）

番号	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	壺 つぼ 碑 いし （つぼの石ぶみ）	宮城県多賀城市	三（緑樹の叢生するところ） 十（丘陵）	15,323.46
2	興井 おきのい	宮城県多賀城市	五（岩石）	298.57
3	末 すえ の松山 まつやま	宮城県多賀城市	三（緑樹の叢生するところ） 十（丘陵）	298.40
4	籬が島 まがき しま	宮城県塩竈市	八（島嶼）	4,443.50
5	親しらず※一部追加指定	新潟県糸魚川市	八（海浜）	6,842.00
6	本合海 もとあいかい	山形県新庄市	十（河川）	145,981.00

表 2-4：第 2 回の追加指定：7 か所：官報告示平成 27 年(2015)3 月 10 日

（新規の追加指定 6 か所に既指定の「象潟及び汐越」の一部追加指定を含む。）

番号	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準（類型）	面積（㎡）
1	遊行柳 ゆぎやうやなぎ （清水流るゝの柳） しみずなが やなぎ	栃木県那須町	三（緑樹の叢生するところ）	590.58
2	つゝじが岡 おか 及び天神 てんじん の御社 みやしろ	宮城県仙台市	三（緑樹の叢生するところ）	31,115.76
3	木 き の下 した 及び薬師堂 やくしどう	宮城県仙台市	三（緑樹の叢生するところ）	53,054.02
4	さくら山 やま	岩手県平泉町	三（緑樹の叢生するところ） 十（丘陵）	193,160.00
5	三崎 みさき （大師崎） だいしざき	山形県遊佐町 秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生するところ） 八（海浜）十（丘陵）	482,099.75
6	象潟及び汐越 ※一部追加指定	秋田県にかほ市	三（緑樹の叢生するところ） 八（島嶼）	3,623.00
7	道明が淵 どうめい ふち （山中 やまなか の温泉） いでゆ	石川県加賀市	六（溪流・深淵）	1,216.85

表 2-5：第 3 回の追加指定：1 か所：官報告示平成 27 年(2015)10 月 7 日

(既指定の「有磯海(女岩)」の一部追加指定と名称変更を含む。)

番号	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準(類型)	面積(㎡)
1	有磯海	富山県高岡市	八(島嶼)	198.00

表 2-6：第 4 回の追加指定：1 か所：官報告示平成 28 年(2016)10 月 3 日

(新規の追加指定 1 か所と名称変更を含む。)

番号	指定地の名称	所在地	名勝の指定基準(類型)	面積(㎡)
1	けいの明神(氣比神宮境内)	福井県敦賀市	三(緑樹の叢生するところ)	31317.44



図 2-1：名勝おくのほそ道の風景地 指定地分布図(平成 29 年 3 月現在)

2. 指定説明と範囲

(1) 指定説明

指定概要のうち、「草加松原」に関わる部分を次に下線で示す。

名称	おくのほそ道の風景地 <u>草加松原</u> ガンマンガ淵（慈雲寺境内） 八幡宮（那須神社境内） 殺生石 黒塚の岩屋 武隈の松 壺碑（つぼの石ぶみ） 興井 末の松山 籬が島 金鶏山 高館 本合海 象潟及び汐越 親しらず 有磯海 那谷寺境内（奇石） 大垣船町川湊 遊行柳（清水流るゝの柳） つゝじが岡及び天神の御社 木の下及び薬師堂 さくら山 三崎（大師崎） 道明が淵（山中の温泉） けいの明神（氣比神宮境内）
指定年月日	<u>名勝指定：平成 26 年(2014) 3 月 18 日</u> 追加指定：平成 26 年(2014)10 月 6 日 追加指定：平成 27 年(2015) 3 月 10 日 追加指定：平成 27 年(2015)10 月 7 日 追加指定：平成 28 年(2016)10 月 3 日
所在地	<u>埼玉県草加市</u> 、栃木県日光市・大田原市・那須町、福島県二本松市、宮城県岩沼市・仙台市・多賀城市・塩竈市、岩手県平泉町、山形県新庄市・遊佐町、秋田県にかほ市、新潟県糸魚川市、富山県高岡市、石川県小松市・加賀市、福井県敦賀市、岐阜県大垣市
指定基準	<u>三. 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所</u> 五. 岩石、洞穴 六. 峡谷、瀑布、漢流、深淵 八. 砂丘、砂嘴(さし)、海浜、島嶼 九. 火山、温泉 十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川

解説

松尾芭蕉(まつおばしょう) (1644～1694) は、「俳聖」と称された日本の代表的な俳諧師である。芭蕉は往昔の歌人であった能因(のういん) (988～1058?)・西行(さいぎょう) (1118～1190) などの古歌にまつわる歌枕の名所及び由緒・来歴の地を訪ねて陸奥(みちのく)・北陸路を旅し、自らの俳句のみならず、同道した弟子の曾良(そら)の俳句をも織り交ぜ、紀行文学の傑作である『おくのほそ道』を完成させた。その作風には、変転と不変を同時に捉えようとした芭蕉の「不易流行」の世界観が貫かれ、「かるみ」の人生観へと昇華させようとする姿勢がうかがえる。芭蕉と曾良が訪ね、『おくのほそ道』又は『曾良旅日記(そらたびにつき)』に書き留めた場所、及び2人が俳句を残した名所及び由緒・来歴の地の多くは、その後、近世・近代を通じて広く観賞の対象として知られるようになり、往時を偲ぶよすがとなる優れた風景を今に伝える。

元禄2年(1689)2月、芭蕉は隅田川のほとりにあった芭蕉庵を引き払い、3月末に『おくのほそ道』の旅に出た。舟により千住宿(せんじゅしゅく)へと至り、日光街道(にっこうかいどう)を北上した。粕壁(かすかべ)への途上に通過した草加宿(そうかしゅく)の北辺には、綾瀬川(あやせがわ)に沿って「草加松原(そうかまつばら)」が延びる。綾瀬川の改修に伴って造成された街道の両側には、芭蕉の一行が通過した頃から後の時代にかけて松樹が植え足され、今や長さ 1.5 km もの松並木にまで成長を遂げた。幹回りが約 2mにも及ぶ複数の老樹を含め、川に沿って延びる並木道の風景は壮観である。

(中略)

長い旅路において、芭蕉と曾良が訪ね、感慨を込めて書き留め、それらを俳句に託した数多の名所及び由緒・来歴の地の風景は、すべて『おくのほそ道』というひとつの作品を通じて後世の人々の風景観に影響を与え続け、今なお『おくのほそ道』の時代の雰囲気を受け継ぎつつ、往時の遺風を伝える。それらは、変わらずに残されてきたものと移ろいゆくものとを同時に捉えようとした芭蕉の「不易流行(ふえきりゅうこう)」の精神を表す場所であり、個別に評価するとともに相互の繋がりのあるものとして評価すべき一体の風致景観である。その観賞上の価値は高いことから、「おくのほそ道の風景地」として名勝に指定し保護を図ろうとするものである。

(国指定文化財等データベースより引用(「草加松原」に関係する初回の指定分の一部を抜粋))

(2) 範囲

名勝に指定された範囲と周辺の主な施設の位置は図 2-2 のとおりです。

(詳細な範囲については、「資料編」に別図を掲載しました。)



図 2-2 : 名勝指定範囲

(3) 土地所有及び管理体制

①土地所有

「草加松原」の指定地は、「草加松原公園」として都市公園〔都市公園区分：緑道。都市公園告示：平成元年(1989)4月1日〕に指定されており、土地所有者は指定地全域が草加市となっています。

②管理体制

「草加松原」の管理については、昭和 51 年(1976)に発足された「草加松並木保存会」が実施していましたが、草加市みどりの協会による委託管理を経て、現在は草加市都市整備部みどり公園課（公園管理者）と草加市建設部維持補修課（道路管理者）が管理を行っています。

名勝指定地内の地下には、昭和 57 年(1982)の県道車両通行路移し替え時に暗渠化された佐藤落が埋設されており、水路部分は埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所、流水機能については草加市建設部河川課が管理しています。

なお、東側の松並木を含む指定地東側に隣接する綾瀬川の河川区域は、国所有地（管理者：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）となっており、指定地西側に隣接する県道足立越谷線は、埼玉県所有地（管理者：埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所）となっています。

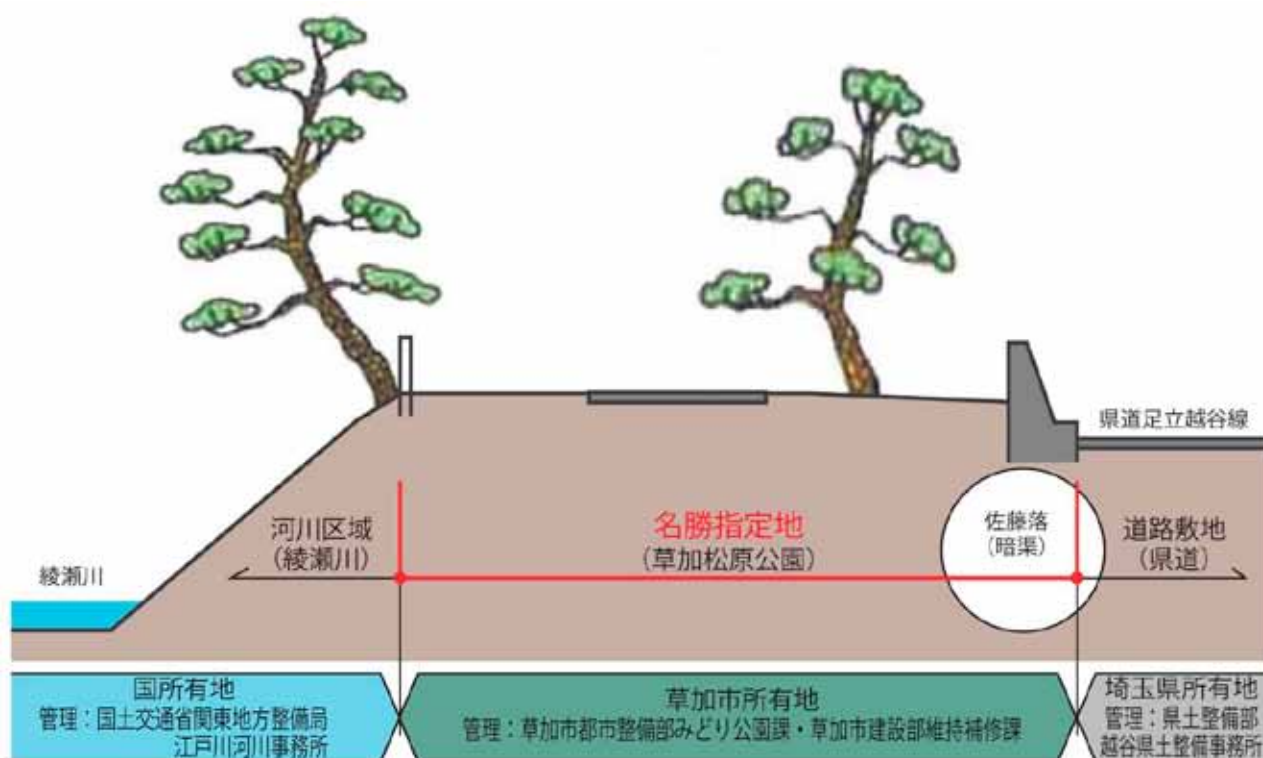


図 2-3：名勝指定地および周辺の標準断面模式図

※本図は、土地所有や管理を示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

3. 歴史的変遷と現況

(1) 歴史的変遷

草加松原の成立時期は明らかではありませんが、一説では、天和3年(1683)に綾瀬川を開削したことに伴い、右岸沿いの日光街道が整備された際に植えられたと伝わっています。草加松原は、江戸時代以降、時代の変遷に合わせて周辺環境も大きく変化してきましたが、松並木と道(日光街道)、綾瀬川による風致景観の構成は基本的には継承されてきました。

草加松原の歴史的変遷について、江戸時代の松並木、日光街道と草加宿、綾瀬川、草加と『おくのほそ道』に注目して、『草加市史』等を参考に整理します。

①江戸時代の草加松原

ア. 松並木

マツに代表される街道の並木は、旅人の利便のために設けられ、東海道では慶長年間(1596～1615)に設けられるようになりました。その後もたびたび並木整備の指令が出され、並木は、徳川幕府の全国支配と深く関わる交通網整備の中でその維持管理が図られ、道中奉行支配の道中方(勘定組頭の兼職)が所掌していました。

草加宿の北辺に広がる松並木は、「草加の千本松原」、「草加松並木」などと呼ばれていました。草加松原が、最初に植樹された時期については、近代以降の『草加町要覧』や『埼玉県史跡名勝天然記念物調査報告書』第四輯などに、典拠は明らかではありませんが、天和3年(1683)に伊奈忠篤が綾瀬川を開削した時に合わせて日光街道を改修し、そのときに植えたという説が掲げられています。

埼玉県史跡名勝天然記念物調査会委員

県立浦和高等学校教諭 松村留太郎 調査

一 名称

草加越ヶ谷間県道(旧陸羽街道)並木

二 所在地

北足立郡草加町の北端より隣村新田村との境に至る

三 現況

1 距離 延長約十四町

2 並木敷 道路の両側各六尺

3 樹種 黒松と少数赤松

4 樹数 七百七十八本 道路の東側三百九十本 西側三百八十八本

5 樹木の大きさ 通常目通周囲四、五尺高さ約七、八間最大なるもの目通周囲約八尺高さ約十二間位

四 由来

天和三年(紀元二三四二)関東郡代伊奈半左衛門綾瀬川の一部を開削して河身を改め、且つ道路の一部をも改修し、其際植えたるものなりとの説あれど、未だ詳ならず、唯だ樹木の大きさより見て、或は其当時植えたるものならんか明治初年一部の補植を行ひたりと、一般に樹勢旺盛にしてよく繁茂し、且つ綾瀬川に臨み風致殊に善し。

(原本縦書き) (自治資料『埼玉県史跡名勝天然記念物調査報告書』第四輯 p. 239-240)

しかしながら、日光街道と接する区間の綾瀬川の開削時期については、後述する寛永7年(1630)説など諸説あり定かではありません。また、寛延4年(1751)成立の『増補行程記』には、草加宿北辺の街道沿いに松並木は描かれていませんが、文化3年(1806)完成の『日光道中分間延絵図』や文化15年(1818)作成の『日光巡拝図誌』になると、しっかりとした松並木が描かれるようになります。この点について、天保14年(1843)の『谷古宇村明細帳』に「一松苗木千百三拾本 寛政四子年御代官小出植付、当時成木五百拾九本 内不根付分六百九十九本 未タ苗木同様拾貳本」と記されているほか、幕末にかけて、マツの本数を奉行所に報告した記録には、寛政4年(1792)10月に代官役所から苗木代一両一分余を拝領し、草加宿の人足が苗木1,230本を植え付けたが、枯死したものが多かったので、寛政6年(1794)2月、同13年(1801)、文政3年(1806)、同5年(1808)と繰り返し植え付けが行われたことが記されています。これらの記録には、すべて「苗木同様」のものが数十本ずつ記録されていることから、草加宿では寛政4年以降、機会あるごとにマツの移植や手入れが行われていたことが分かりますが、それ以前の植樹状況については詳しくは分かっていません。(『草加市史』資料編Ⅱ p.130「草加宿松並木員数書上」ほか)。

また、松並木の区間については、『日光巡拝図誌』に「宿を出離れて小松原左右、川有て風景よし、松原凡十二三町、左は此辺の用水なり、右は綾瀬川、岩付より流れ来り、末は隅田川に入る、綾瀬川橋長さ五間、此橋より先は埼玉郡なり」と記されており、当時の草加松原は、12～13町(約1.3～1.4km)であったと推察されます。

表 2-7：江戸時代の松並木植樹等の変遷 (『草加市史』資料編Ⅱ p.598 の表を基に作成)

年代	成木		苗木	苗木植足
寛政4年(1792) 10月	—		—	1,230本
寛政6年(1794) 2月	—		—	本数不明
寛政11年(1799) 3月	—		—	450本
文政3年(1820)	—		—	本数不明
文政5年(1822)	—		—	本数不明
文政13年(1830) 3月	519本	東側223本 西側296本	12本	—
天保12年(1841) 8月	510本	東側219本 西側291本	11本	—
安政5年(1858) 7月	420本	東側159本 西側261本	東側11本 西側126本	—
文久2年(1862) 2月	461本	東側151本 西側310本	西側38本	38本

(「武蔵国足立郡草加宿往還御用大帳写」嶋崎家蔵より作成)

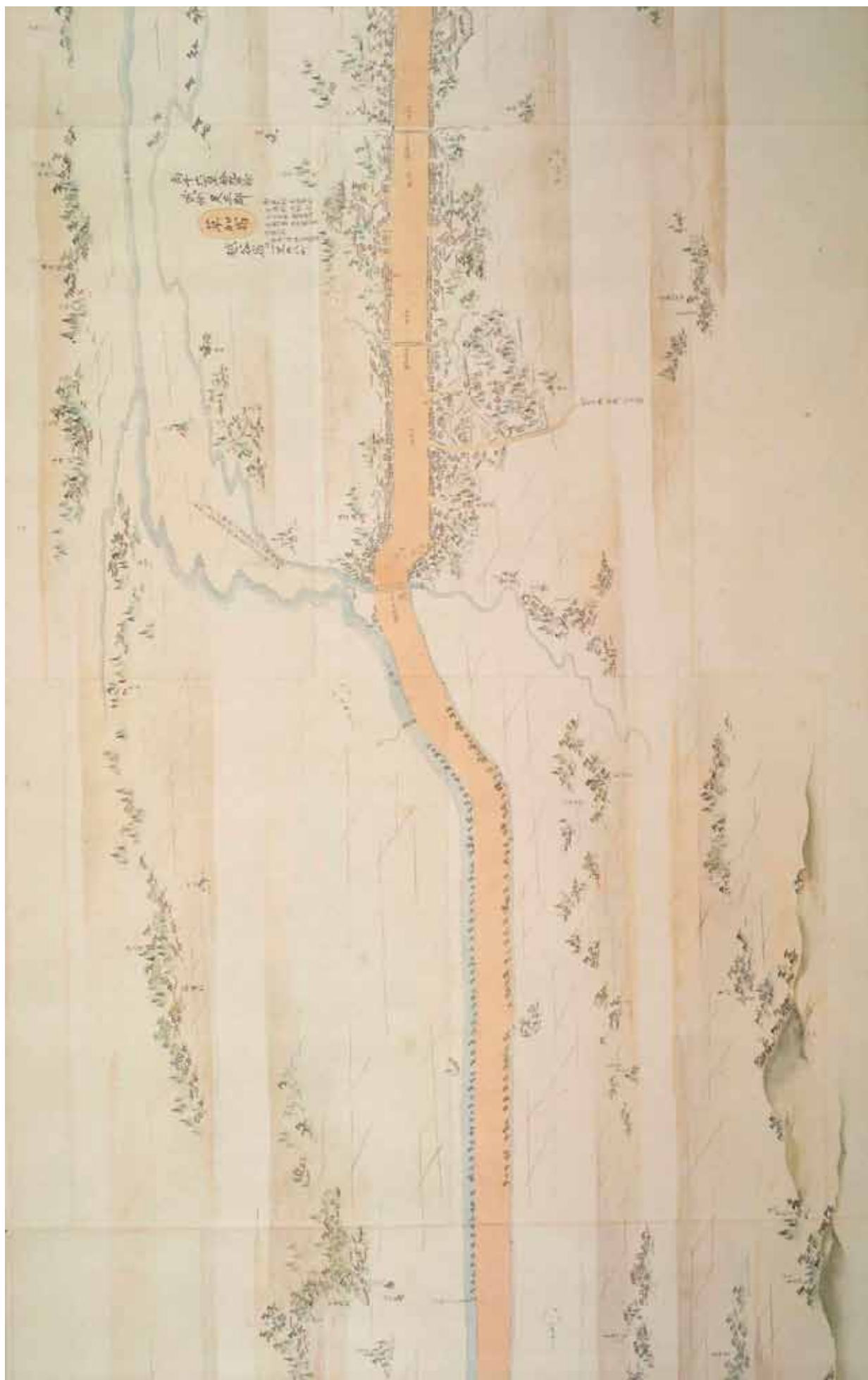


图 2-4：日光道中分間延絵図(5 卷之内 1)〔部分〕文化 3 年(1806) 国指定重要文化財(東京国立博物館蔵 Image:TNM Image Archives)

イ. 日光街道と草加宿

イー１ 日光街道

元和2年(1616)に徳川家康が没し、久能山（静岡県静岡市）に葬られた後、日光山（栃木県日光市）への改葬が決まり霊廟造営がはじまると、江戸と日光の間は物資や人々の往来が頻繁になりました。これに伴い、中世以来の各街道は一段と整備され、後に日光街道は五街道の一つに数えられるようになりました。

日光街道は、江戸日本橋から千住・草加・越ヶ谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋を経由し、鉢石(栃木県日光市)まで23宿を数え、千住から宇都宮までの17宿は、日光街道と奥州街道の二街道に兼属することとされましたが、日光の「徳川幕府の祖廟」としての重さから、日光街道を優先して称してきました。

イー２ 草加宿

草加宿が日光街道第二の宿駅として認められたのは、寛永7年(1630)と伝わっています。

「草加」という地名は、遅くとも天正年間(1573～1591)には確認することができ、久保田（秋田）藩の家老・梅津政景も、慶長19年(1614)に江戸へ向かう途上「さうか」に参着したことを日記に記されています。これらのことから、当地が開宿以前から「草加（そうか）」と呼ばれていたことがわかります。

関東地域の幕府直轄領(天領)を支配していた伊奈氏による新田開発の推進、乱流河川の整備、さらに新道整備の完成などを受けた幕府は、寛永6年(1629)に草加地域を含めた村々の検地を実施しました。この検地によって、改めて村々の範囲・村高も確定し、それに基づいて、翌寛永7年(1630)には、千住宿と越ヶ谷宿の間に、草加宿が日光街道第二の宿駅として認められました。

開宿当時の草加宿は、人足25人、駅馬25頭と小規模な宿場でしたが、元禄8年(1689)の検地により、近隣8か村による組合運営がとられるようになると、享保13年(1728)には人足50人、駅馬50頭と伝馬継立の配備も拡充されていきました。

また、この間、正徳3年(1713)には、草加宿の総鎮守として市神（神明宮）が建てられ、五・十の六斎市が開かれるようになるとともに、宿内も多く地の借・店子が軒を連ねるなど、江戸時代中期にかけて草加宿の整備が進み、近郷商圈の中心としても急速に発達していきました。

天保14年(1843)調査の『宿村大概帳』によると、当時草加宿の街並みは、南北12町(約1.3km)、道路脇には家屋が軒を接し、本陣・脇本陣各1軒、旅籠屋67軒(大2、中30、小35)、人口は3,619人と記されています。これは、宇都宮、古河など城下町を除けば、千住、越ヶ谷、幸手の各宿に次ぐ規模であり、草加宿が交通の要衝として栄えていたことが分かります。

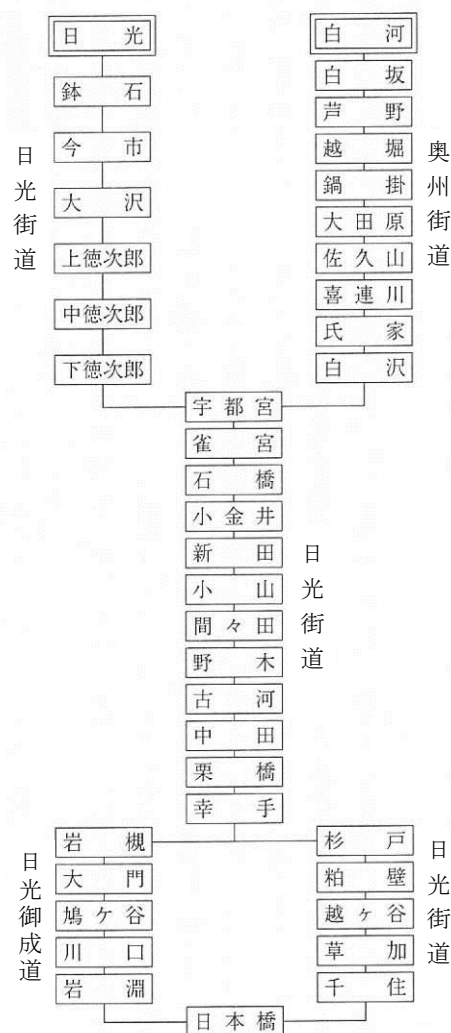


図2-5：日光街道・奥州街道の各宿場

ウ. 綾瀬川

草加市のほぼ中央を南下し、市域を東西に区分する綾瀬川は、桶川市と伊奈町の境界付近の水田地帯を源流とし、草加市域で古綾瀬川と合流した後、東京都足立区で毛長川を吸収し、最終的に中川と合流して東京湾に注いでいます。現在、綾瀬川は固有の水源を持たず、雨水と農業用水や家庭排水によってかん養されており、明治43年(1910)の大水害や、昭和22年(1947)のカスリーン台風をはじめ、過去には河川の決壊・氾濫により、草加一体の低地は大きな被害に何度も見舞われてきました。

ウー1 新綾瀬川の開削

平坦な低地を流れる綾瀬川は、その流れを綾のように変えていたため、「あやせ川」あるいは「あやし川」と称され、治水や新田開発促進のために江戸時代を通じて何度か流路が改修されました。元来は荒川の主流でしたが、慶長年間(1596～1615)ころに代官頭伊奈忠次が荒川の綾瀬分流口に堤(備前堤)を築いたことで、綾瀬川は荒川と遮断されました。その後、大きく迂回していた綾瀬川の流路は、寛永7年(1630)に蒲生村・谷古宇村間に直線流路(新綾瀬川)が開削され、江戸時代を通じて整備されました。これが現在草加松原の東側を流れる綾瀬川です。また、新たな流路に沿って道も整備されました。



図 2-6 : 新綾瀬川の開削

(『草加市史』通史編上巻 p. 418 より)

ウー2 綾瀬川の舟運

綾瀬川は用悪水兼用河川であったため、流路の各地に取水のための堰が設けられており、江戸時代初期は舟の乗り入れに障害がありました。しかし、延宝8年(1680)に綾瀬川の用水堰止めが禁止され、排水専用河川に位置付けられたことにより、綾瀬川は上流から江戸まで障害物のない流路となりました。その結果、舟運が盛んとなり、草加宿周辺で生産されていた米や野菜が江戸に出荷され、河川沿いには数多くの河岸場が成立していきました。「草加松原」の指定地南側に接する札場河岸公園は、甚左衛門河岸(札場河岸)跡を公園化したものです。草加宿の北はずれに位置するこの河岸は、野口甚左衛門家が特定の者に請け負わせて運営する私河岸でしたが、江戸時代末期になると日光街道に面する利便性から半ば公認の河岸にとなっていきました。



図 2-7 : 札場河岸公園 (復元された舟着き場)

エ. 草加と『おくのほそ道』

エー１ 松尾芭蕉と『おくのほそ道』

松尾芭蕉は江戸時代前期の俳人で、寛永 21 年(1644)に松尾与左衛門とその妻梅の次男として、伊賀上野の赤坂町（三重県上野市）に生まれました。幼くして、津藩の侍大将である藤堂良精の息子、良忠に小姓として出仕した芭蕉は、俳諧師の北村季吟に師事し、俳号を蟬吟と称していた良忠の影響を受け、俳諧の道に進むことになりました。寛文12年(1672)、芭蕉は津藩を離れて江戸に出ると、深川（江東区）の芭蕉庵に落ち着くまでの9年間、知人や門人たちのもとを転々とする生活の続けながら俳諧を究めていきました。この時期の江戸俳壇は、貞門派から談林派への過渡期に当たり、芭蕉も談林俳諧を学んで作品を発表していました。しかし、談林俳諧に疑問を感じた芭蕉は、延宝 8 年(1680)に門人の杉山杉風が提供した芭蕉庵に移り、俳諧の創造へと進んでいきました。

貞享元年(1684)、新たな俳諧の世界を求めて旅に出た芭蕉は、伊勢神宮から伊賀、名古屋、江戸を巡って『野ざらし紀行』を著し、続いて貞享4年(1687)に河合曾良と名月を観るために鹿島（茨城県鹿嶋市）を訪れ、『鹿島紀行』を著しました。鹿島から戻ってわずか2か月後、芭蕉は再び旅に赴き、尾張（愛知県）・伊勢（三重県）からふるさとの伊賀上野に戻り、さらに吉野・奈良（ともに奈良県）から須磨（兵庫県神戸市）に至った旅は、『笈の小文』として著されました。翌元禄元年(1688)、芭蕉は越智越人を供に、美濃（岐阜県）から信濃（長野県）に向かい、「姨捨山に照月」を観る旅に出ました（『更科紀行』）。

長旅から帰った後、芭蕉は『おくのほそ道』への旅の準備にとりかかり、元禄2年(1689)3月、再び曾良を伴って芭蕉庵を出発しました。千住宿で船を上がると、草加宿から日光を経て黒羽（栃木県大田原市）に至りました。白河の関を越えて奥州に入り、「扶桑第一の風光」と謳われる松島の景を賞し、平泉（岩手県平泉町）では藤原三代の栄華の跡をしのいで、「夏草や兵どもが夢の跡」の名吟を残すと、さらに尿前の関（宮城県鳴子町）を越え、日本海側に歩みを進めました。尾花沢・立石寺・新庄（山形県尾花沢市・山形市・新庄市）から出羽三山を拝して月山の頂上にて一夜を過ごし、松島に対応する象潟（秋田県にかほ市）では、雨景の趣を眺めました。この後、北陸道を出雲崎・市振（新潟県出雲崎町・糸魚川市）と歩き、金沢（石川県金沢市）では弟子の一笑の死を弔うと、小松（石川県小松市）から山中温泉（石川県加賀市）へと向かい、ここでしばらく滞在しました。そして福井から敦賀（京都府敦賀市）を経て、8月末に大垣（岐阜県大垣市）に到着しました。この約2,400km、7か月に及ぶ旅の経験を簡潔な文体でまとめたのが、『おくのほそ道』です。

エー２ 草加と『おくのほそ道』

草加の地名が文芸作品の上に現れた最初の作品が『おくのほそ道』です。3月27日に深川を発った芭蕉は千住宿で船を上がり、送ってくれた門人や知人たちと別れると、奥羽長途の旅の第一歩として草加宿まで歩みを進めました。その旅の第一日目の感慨を記したのが、次の草加の条です。

ことし元禄二とせにや、奥羽長途の行脚只かりそめに思ひたちて、呉天に白髪 of 恨みを重ねといへ共、耳に触れていまだ目に見ぬ境、若し生きて帰らばと定めなき頼みの末をかけ、其の日漸々早加と云ふ宿にたどり着きにけり。瘦骨の肩にかゝれる物、先くるしむ。只身すがらに出て立ち侍るを、帋子一衣は夜の防ぎ、ゆかた・雨具・墨筆のたぐひ、あるはさがたき銭などしたるは、さすがに打ち捨てがたくて、路次の煩ひとなれるこそわりなけれ。

（『日本古典全書』朝日新聞社）

＜『おくのほそ道』草加の条の解釈について＞

『おくのほそ道』草加の条を解釈すると、芭蕉たちの第一夜の宿泊地は草加宿とも考えられますが、旅に随行した弟子の曾良が記した『曾良旅日記』（『曾良随行日記』とも言います）には、「廿七日夜、カスカベニ泊ル。江戸ヨリ九里余」と記されており、第一夜の宿泊地は草加宿ではなく粕壁宿（春日部市）であったことが判明しています。『曾良旅日記』は、昭和19年（1944）に国文学者の杉浦正一郎が学界に紹介し、現在、天理大学図書館の架蔵となっています（以下『随行日記』と記します）。

『随行日記』と『おくのほそ道』との相違点は、草加の条だけではなく、深川出船の日付や、日光や石巻、市振の条なども異なることが指摘されており、多くの見解が示されています。『草加市史』には、芭蕉の記憶違いかと思われる中にも、芭蕉が意識的に作意あるいは潤色したと思われる箇所も少なくないとし、草加の条文についても、次のような解釈が記されています。

草加の条で問題とされるのは、「その日やうやう早加といふ宿にたどり着きにけり」の文意である。ちなみに「着きにけり」とは、謡曲などで道行きの文末に慣用される言い回しである。「着いてしまったなあ」と、気が付いてみると到着していたこととその詠嘆を意味し、必ずしも宿泊を意味するものではない。しかし前後の文脈から推測すると、あたかも草加に一泊したかのような表現になっているため、『随行日記』が世に紹介されるまで草加に一泊して翌朝出発したとしても、何ら問題にならなかったのである。

芭蕉と曾良は、三月二十七日に奥羽へ旅立ちをして千住から草加までの二里八丁を歩いている。芭蕉のその後の一日の里程をみると、一日に九里余りの行程を基準として旅程を計算しているのが、実際には第一夜を粕壁で泊まったとしても何ら違和感はない。そこで、実際には粕壁に泊まりながら『奥の細道』では、あたかも草加泊まりのような印象を与える叙述となったのはなぜかという疑問が生じる。この点については諸家によって各様の見解が示されているが、結論からみると、芭蕉の虚構とする説と芭蕉の記憶違いとする説に大別される。

虚構説の主な根拠には、江戸に近い第一夜の宿泊地を芭蕉が記憶していないはずはないという前提で一致しているが、なぜ草加としたかという点になると見解が異なる。志田義秀は、『註紀奥の細道』で芭蕉の『野ざらし紀行』の中の揚句「草臥て宿かるころや藤の花」を引用して、旅路の疲労した姿を叙するために「草臥て」を響かせて「草加」としたという説を唱えた。小島吉雄は、『奥の細道ところどころ』で「瘦骨の肩にかかれる物、先づ苦しむ」という文に照応させるために、粕壁より江戸に近い草加に泊まったことにした方が効果的であると説く。これらの説をふまえて内山一也は、『鑑賞・奥の細道』で草加を「草臥」に響かせたというほどではないが、草加という語呂や語感が芭蕉の趣味に合っていたからという説を唱えた。

これに対する記憶違い説として、井本農一は『奥の細道をたどる』で、草加と草臥の対応説は「しゃれめいていてナンセンスである」と否定した。粕壁より近い草加に泊まったことにしても、それによって芭蕉がいかに疲労困憊したように読者が受けるか、また芭蕉にそれほどの細かい作意があったのか疑問であり、結局は芭蕉の記憶違いであろうと述べている。

第三の説として、記憶違い説と虚構説をふまえた赤羽学は『奥の細道研究』で、芭蕉は事実と虚構との間をいとも鮮やかに描くものだと感嘆し、文芸作品として位置付けている。芭蕉は草加に宿泊したと明記している訳ではなく、「もし生きて帰らばと定めなき頼みの末をかけ、その日やうやう早加といふ宿にたどり着きにけり」と表現しているに過ぎない。だが、この条

文における「定めなき頼みの末をかけ」は、この旅の終節にあたる大垣の条の「ふたたび蘇生のものにあふがごとし」に対応すると考えると、草加の条は極めて大きな意味を持つことになる。

芭蕉がこの条文の中に草加の地名を織り込んだ必然性として考えられるのは、千住での離別の悲しみと長途への不安、道行きに予測される煩いの感慨を表現する立地が挙げられる。江戸を離れて最初の宿場には、旅人としてそれなりの感興も湧いたと推測できる。芭蕉は、草加で何をみて、何を聞いて感性に響かせたのだろうか。草加の風趣が第二の要因とみることができる。当時の草加宿は、日光道中に面して旅籠と生活必需品を商う店が並んでいた。しかし、街道の街並みの裏側には、渺茫とした沼沢や原野が広がっていたと思われ、芭蕉は草加というわびしい宿場にたどり着き、はじめて奥羽長途の旅が容易でないことを覚悟したに違いない。その感慨が「もし生きて帰らばと定めなき頼みの末をかけ」という表現の立地に選ばせたのである。今一つ考えられるのは、江戸を朝に立つ旅人の多くは、草加を第一夜の宿として利用するよりも昼休みの場所とするのが一般的であるという点。芭蕉も昼食に利用したと推測するならば、次の「瘦骨の肩にかかれる物」の叙述も、休息のときの感慨であり心情として捉えることもできる。草加における芭蕉の心象を背景の中から検討すると、この条文は千住の動的な記述に対する内省的な条文として構成され、さらには大垣の条文との照応がされた極めて重要な箇所であると指摘することができる。

近代から現代に至る『奥の細道』の多くの研究成果をふまえて、主として草加の条文の解釈とその諸説についてその概略に触れた。尾形仿は「千住で見送りの人びとと別れ、後ろ髪をひかれる思いと、前途の不安による、旅の第一日目のたどたどしい歩みの印象と、ソーカという地名のひびきが、芭蕉にこのフィクションをとらせた」『「おくの細道」を語る』と述べ、これがほぼ現在の定説となっている。

(本文縦書き) (『草加市史』通史編上巻 p. 639-641)

②明治時代以降の草加松原

明治時代以降、国道〔昭和 49 年(1974)以降は県道〕となった日光街道の自動車交通量の増加やそれに伴い枯死するマツの増加、綾瀬川の水害や水質汚染等、草加松原をとりまく環境の悪化は進み、松並木が衰退していきました。そのため、市民と行政による保護活動によって公園化が図られるとともに、草加松原を中心に『おくのほそ道』をいかしたまちづくりが進められていきました。

明治時代以降については、松並木の保護と公園化、まちづくりの視点で草加松原の変遷を整理します。

ア. 草加松原の保護

ア-1 国道となった日光街道と草加町保勝会による保護活動

明治 9 年(1876)の太政官布達第 60 号を受けて埼玉県による道路等級の調査が行われた結果、日光街道は一等国道となりました。また、明治 18 年(1885)の国道の等級廃止による国道 6 号を経て、大正 9 年(1920)の旧道路法施行により、国道 4 号となりました。

その後、大正時代末期から昭和時代初期にかけて、自動車の交通が盛んになると、それに合わせた道路整備が進められました。国道 4 号の改良工事は、昭和 7 年(1932)に着工し、完成した道路の幅員は 15m となりましたが、街道沿いの草加松原付近は、道路の幅員が十分に確保できなかったため、松並木の西側伐採による拡張が検討されました。当時、草加松原は旧日光

街道の名所として知られ、埼玉県が史跡として調査していたことから、草加町は草加町保勝会を組織〔昭和 8 年(1933)結成〕して保護を開始することになりました。その結果、松並木の西側を流れる佐藤落の対岸に、下り線用の道路を分離して新設するという、我が国最初の道路複線化の案が採用されることになりました(『東京日日新聞』昭和 8 年 4 月 27 日付け)。草加松原北端の上下線合流地点には、二本の用水(佐藤落・川戸落)が交差していたことから三つの橋が設けられ、これらの橋は「三ツ橋」と命名され、草加松原の新しい名所になりました。昭和 11 年(1936)2 月、国道 4 号の舗装は草加松原の北端まで完了し、翌 12 年中に市域の新国道工事は完了しました。

ア-2 松並木の衰退と松並木保存会の保護運動

草加松原は、昭和 20 年代まで昼でも暗く感じるほどうっそうとしており、戦時中は供出された馬が敵機に発見されないよう、集められたと伝えられています。戦時中の物資不足から、



図 2-8 : 昭和 8 年(1933)草加町保勝会絵葉書



図 2-9 : 昭和 11 年(1936)三ツ橋



図 2-10 : 昭和 25 年(1950)草加松原空中写真

多少はマツが伐採されたものの、その景観は草加町のシンボルとして、将来的には公園化も視野に入れた保護が行われていました。

自動車交通量が増大した高度経済成長期以降、突然枯死するマツが続出するようになりました。そのため、埼玉県が部分的にマツの補植を行うとともに、枯死したマツは伐採されていきました。

昭和 40 年代当時の松並木は、マツの枯死によって 200 本程度に減っており、環境問題に対する市民意識の向上とともに、枯死の原因が追及されるようになりました。昭和 47 年(1972)、草加市はマツの保護を市民に訴えはじめ、翌 48 年(1973)には、枯死の原因追及を草加市公害対策審議会に諮問しました。翌年、同審議会は枯死の原因が排気ガスや工場からの排煙、道路舗装による根の切断などであるとし、文化的遺産として永く保存するため、対策を講じるよう答申しました。これにより、草加市は公害規制に着手するとともにマツの枯死を防ぐため、栄養剤を注入するなどの保護を開始しました。

草加市の保護対策と並行して、市民の間にも草加松原を保護する機運が高まってきました。草加市連合青年会と草加青年会議所が、草加松原の保護活動を展開し、市民への啓発を開始すると、昭和 51 年(1976)には草加青年会議所の会員を中心に草加松並木保存会が結成されました（以下「松並木保存会」と記します）。松並木保存会は、1,000 人以上の会員を有し、広報誌『青松』を刊行するなど、広く市民への啓発活動が展開されました。

また、松並木保存会は、現存するマツの保護や新たなマツの補植を行いました。マツは、市民の寄付で購入され、昭和 51 年には発会記念として補植を行いました。補植は、当初は綾瀬川沿いにも行われていましたが、河川管理者である建設省江戸川工事事務所中川出張所との協議により、佐藤落側に補植が行われるようになりました（『青松』創刊号）。この他、マツに対して施肥を行うとともに、一般市民も参加した並木の清掃が実施されました。

昭和 59 年(1984)、松並木保存会は草加松原の保護活動が認められ、建設大臣から功労賞が授与されました。



図 2-11：昭和 38 年(1963) 草加松原
(北から南を見る)



図 2-12：昭和 51 年(1976) 草加松原
(南から北を見る)



図 2-13：昭和 57 年(1982) 草加松並木保存会
の取組

ア-3 綾瀬川の水害対策や水質改善

明治 20 年代までの綾瀬川は、主に東京の中川放水路との合流点から柏崎村（岩槻市）の妙見河岸まで船が通航していました。綾瀬川は川幅が狭く、河床が浅いために百石積み程度の船しか通行できませんでしたが、草加松原付近には帆船（高瀬船）が竿を使いながら遡ることができたといわれています。明治 35 年（1902）に作成された「草加町しるべ」の運輸諸項「航路の概況」には、「夏秋ハ航路易シ、然レトモ非常ニ満水ノ時ハ橋間ニ猶予ナクシテ舟船通航ニ障害スル為メ停止ス、春秋ハ水枯レテ通船ナラズ」とあり、一年を通した通航は十分とはいえなかったことが分かります。

明治 43 年（1910）の水害被害を受けて企画された綾瀬川の拡幅工事は、大正 10 年（1921）からはじまりました。昭和 4 年（1929）に工事が完了すると、渇水期でも通船が可能となり、5 トンの発動汽船（綾瀬丸）が就航することになりました。大正 6 年（1917）には、草加松原対岸に大阪窯業東京工場が進出し、

レンガの運搬に船運が利用されましたが、昭和時代初期に綾瀬川にトロッコ橋が架設され、東武鉄道の引き込み線を利用した運搬が開始されると、利用機会は次第に減少していききました。

昭和 54 年（1979）、台風 20 号によって綾瀬川などが氾濫し、市内の約 8,300 世帯が床上・床下浸水の被害を受けると、この災害に対して河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）が適用されました。これに伴い、溢水箇所ので防をかさ上げすることが計画され、綾瀬川下流から実施されていきました。昭和 56 年（1981）、台風 24 号によって再び綾瀬川などが氾濫し、6,500 世帯が床上・床下浸水の被害を受けると、建設省は草加松原付近のかさ上げを含む綾瀬川改修計画案を提示しましたが、市民からの反対を受け、草加松原付近の綾瀬川の改修は現在まで実施されていません。

昭和 30 年代前半まで、綾瀬川はコイ・フナ・タナゴなどが生育する清流でしたが、昭和 30 年代後半に入ると草加市に工場や新興住宅が増加し、工場や家庭からの排水が綾瀬川へ流入するようになり、高度経済成長期には汚染は深刻になりました。

昭和 50 年（1975）に建設省が行った清濁河川調査の結果によって、伝右川を含めた綾瀬川は全国一の汚濁河川に転落しました。この結果を受けて、草加市による下水道の整備、工場廃水の規制や、市民による浄化活動が進められました。

昭和 57 年（1982）、学識経験者や建設業者、埼玉県、草加市、草加市民などからなる綾瀬川再生計画検討委員会によって、「綾瀬川再生計画基本構想」が策定されました。同構想では、草加松原周辺を草加市のシンボルゾーンとして整備し、水に親しむ機会を増やし、綾瀬川の水質改善と水害対策が盛り込まれ、特に松並木付近は、遊歩道化を進めるとともに水に親しむ空間と位置付けられました。

これら市民・行政・河川管理者の連携により、平成 8 年（1996）は汚濁河川全国一から脱却することができました。

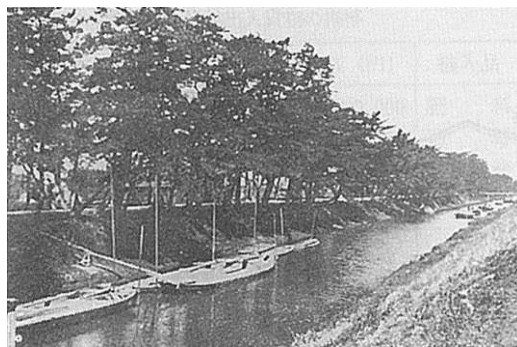


図 2-14：草加松原付近の舟運の様子
（『草加市史』通史編下巻 p.177 より）



図 2-15：トロッコ橋とレンガ船
（草加松原付近）

イ. 草加松原の公園化

イ-1 草加松原保存計画と松並木の遊歩道化

昭和 49 年(1974)、国道 4 号(谷塚・下間久里間)が埼玉県に移管され、県道足立越谷線になった翌年、草加市は「松並木保護対策案」を公表しました。同案は、マツの下を走る県道を廃道にし、アスファルトを取り除いて公園化するとともに、並行する佐藤落を縮小して道路を確保するというものでした。同年、草加市は埼玉県知事に対し、県道廃道の要望書に対策案を添えて提出しました。要望書を受けた埼玉県は、マツの枯れ跡に幼木を補植することにし、25本のマツを補植しました。また、昭和 52 年(1977)、埼玉県議会では、県道の松並木保存について、県道・河川管理のあり方などの論議が交わされました。

同年 4 月、草加市は草加松原の遊歩道化による保護を目的とした「草加市松原保存計画」を公表すると、同年 12 月に埼玉県知事から事業認可を受け、昭和 53 年度から着工されました。

また、昭和 53 年(1978)には、草加松原を会場にした草加市民まつりが実施され、以後毎年恒例の行事となっています。

昭和 57 年(1982)11 月、遊歩道化の第一歩として、車両通行路移し替え工事が完了しました。工事により、佐藤落は暗渠化され、拡幅された県道が松並木の西側に開通すると、松並木の下は歩行者専用の市道として自動車の通行が禁止されました。

イ-2 埼玉シンボルロード整備計画と都市公園指定

昭和 60 年(1985)、草加松原の歴史的・伝統的な景観を生かしながら、水と緑の調和した遊歩道とする「埼玉シンボルロード整備計画」(SSR 計画)が、草加市と埼玉県から公表されました。同計画は、全長 1,500mの草加松原を南から歴史・イベント・シンボル・松原・せせらぎの 5 つのゾーンに分けて整備し、幅 3mないし 6mの歩道と太鼓橋型の歩道橋を設けるというものでした。同年から工事が開始されると、まずは松並木下のアスファルトが撤去されました。

昭和 61 年(1986)、草加松原の中央に百代橋が完成すると、橋の南側には日本文学研究者であるドナルド・キーン氏によって記念植樹が行われるとともに、橋名由来碑が建立されました。遊歩道として整備された草加松原は、昭和 62 年(1987)、建設省主催の第 2 回「手づくり郷土賞(ふれあいの並木道部門)」に、翌年には「日本の道百選」などに選定されました。

遊歩道整備と並行して、昭和 63 年(1988)に「奥の細道文学碑」、平成元年(1989)に彫刻家麦倉忠彦氏による「松尾芭蕉翁像」が建立されるなど、草加松原は『おくのほそ道』をいかしたまちづくりの中心に位置付けられていきました。

平成元年(1989)4 月 1 日、「草加松原公園」として都市公園に指定されました。その後も引き続き整備が続けられ、平成 3 年(1991)には、草加松原南端に隣接する河岸場跡付近を整備し、「札場河岸公園」が完成しました。

平成 6 年(1994)、草加松原の南部に矢立橋が完成しました。また、対岸は綾瀬川の改修に合わせて綾瀬川左岸広場として整備されるとともに、綾瀬川にかかる中曽根橋・ハープ橋なども架け替えられました。



図 2-16 : 現在の草加松原 (草加松原公園)

③描かれた草加松原・草加宿

日光街道の並木では、日光杉並木や古河宿・中田宿間の松並木が知られていますが、草加宿の北辺に広がる松並木も、江戸時代より「草加の千本松原」、「草加松並木」と呼ばれてきました。これらの並木の多くが、明治時代以降の交通網整備により姿を消していく中、草加松原は、次第に名所としての価値を高め、草加宿とともに多くの文学・芸術作品に登場していくことになりました。

ア. 江戸時代の紀行作品や名所絵図等にみられる草加松原・草加宿

ア-1 長喬筆 『日光巡拝図誌』

『日光巡拝図誌』は、庶民が江戸から日光までの往復の道中に、沿道の地誌・口承伝説などの見聞を織り込みながら叙述するとともに、名所などを淡彩画に描いて挿絵とした作品です。

文化 15 年(1818)4 月 12 日、筆者の長喬ら 4 人は、日本橋を出発し、日光街道を歩いて日光東照宮へ社参した後、その他名所・旧跡を見学して 4 月 24 日に帰宅しました。

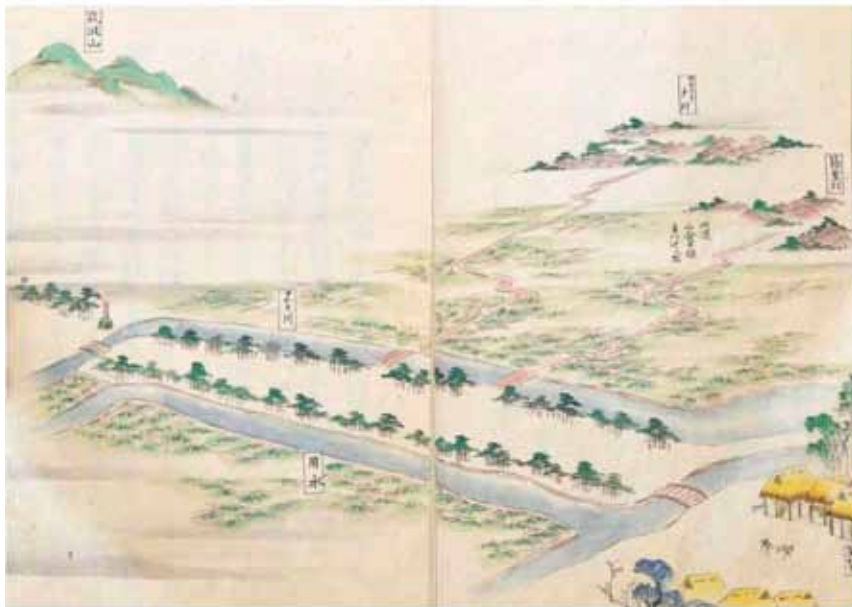


図 2-17: 草加宿端松原の図『日光巡拝図誌』長喬筆 (国立公文書館蔵)

草加における記述をみると、街道の情景と社寺の由緒を紹介し、さらに下大川家こと大川清左衛門家の家風に触れ、さらに「草加宿端松原の図」を一葉描いて挿絵に用いています。

ア-2 歌川広重筆 日光道中

日光道中は歌川広重による小型の浮世絵で、天保 11 年から 13 年(1840~42)にかけて 32 枚組の錦絵の一枚として刊行されました。日光街道は「日本橋」からはじまり「日光道中廿三 鉢石」で終わりますが、さらに日光山の名所 9 枚が加えられています。このうち「日光道中三」が草加です。綾瀬川付近から草加宿方面を漠然としてみたような構図で、手前の川に並行する街道を歩く人びと、2 本の樹木、左手奥には町場を配し、遠景に山々が見えます。



図 2-18: 日光道中 歌川広重筆
(埼玉県立歴史と民俗の博物館蔵)

ア-3 渡辺華山筆 『全楽堂日録』

江戸時代後期にかけて活躍した渡辺華山は金子金陵や谷文晁等に絵を学び、後に西洋画を学ぶと、伝統的な表現に陰影法等の西洋画の技法を取り入れることに成功しました。

文政13年(1830)4月、田原藩家老でもあった華山は、日光祭礼奉行を任じられた藩主の三宅康直に随行して日光東照宮に赴きました。この随行を紀行文に編んだのが、『全楽堂日録』に収められた「日光紀行」であり、末尾には16点の淡彩風景画が収められています。華山が草加宿を訪れたときは、あいにくの雨であり、宿場付近に広がる風景を「草加雨景」と題して描いています。



図 2-19：草加雨景『全楽堂日録』所収
文政13年(1830) 渡辺華山筆（個人蔵）

ア-4 椿椿山筆 『日光道中真景図巻稿』

江戸時代後期から幕末にかけて活躍した椿椿山は、渡辺華山の画風を最も忠実に継承して多くの名作を残した画家として知られています。本作は、肖像画や花鳥画の名手である椿山にとって希少な真景図であり、「武州草加駅」をはじめとした日光街道の宿場や日光山内の名所など15点が収められています。特に「武州草加駅」などは、華山の『全楽堂日録』に収められている風景画と構図が一致することが指摘されており、師である華山との関係を推し量る貴重な作品といわれています。



図 2-20：武州草加駅『日光道中真景図巻稿』文政12年(1829) 椿椿山筆（栃木県立博物館蔵）

ア-5 伊勢屋甚左衛門筆 『日光道中日記』

幕末になると、江戸の庶民と同様に草加宿の人々も紀行文を残すようになります。元治元年(1864)4月11日、草加宿内の有志11人と供の者4人の計15人が日光参詣の旅に出ました。この旅を日記体で書いたのが『日光山道中日記』です。旅の中では発句や狂歌が詠まれ、文中に用いられています。たとえば、松並木を過ぎて送る人と別れた折に「見かゐれハ 漸々程遠し 松のかけ」と詠み、途中では「仰向に 寝て見む野辺の ひはりかな」、帰途の岩井(茨城県岩井市)では、猿島茶の香りに接して「祖父祖母の ことしも無事で 新茶かな」などの句が挿入されています。執筆者である伊勢屋甚左衛門は、芭蕉に関心があったとみえ、文中にも芭蕉の句が多く紹介されています。

イ. 明治時代以降の芸術作品にみられる草加松原

明治時代以降、三遊亭円朝や山口茂吉など、草加を訪れた俳人等により草加松原を詠った句がいくつか著されています。また、正岡子規や高浜虚子、水原秋桜子など、明治時代から昭和時代を代表する多くの俳人等も草加を訪れ、作品を残しています。子規等は草加松原を詠った句を残していませんが、『おくのほそ道』と草加の関係を知る上で貴重な足跡を残しています。昭和時代に入ると、村上玉観^{ぎょく}や関野準一郎、後藤純男などの芸術家によって、草加松原を題材にした絵画作品が描かれています。

イ-1 三遊亭円朝筆 『上野下野道の記』

三遊亭円朝は、幕末から明治初期にかけて活躍した落語家で、戯作者としても知られています。代表作である『塩原多助一代記』を書くための取材途中に草加を通っており、その旅を記述した紀行文である『上野下野道の記』を明治9年(1876)に著わしています。草加については、瀬崎村の浅間神社を参拝し、佐原村(吉笹原村)の茶店で休憩した後、草加町にあった料亭の市野屋で昼食をとり、草加松原で次の句を詠んでいます。なお、句の中の「作木」(手入れして整えた木のこと)は、松並木のマツを指しています。

追風並木の音高し

作木の縄ゆるみけり秋の風

明治3年(1870)、草加は大火に見舞われ、450軒に及ぶ家屋が焼失しており、円朝が訪れた時は、復興途中であったと指摘されています。

イ-2 正岡子規筆 「発句を拾ふの記」

正岡子規は、俳句・短歌に革新をもたらした明治時代を代表する俳人の一人として知られています。明治27年(1894)、高浜虚子を伴い、日光街道探勝の旅に赴いた子規は、「発句を拾ふの記」という紀行文を著しています。

上野根岸(台東区)の子規庵から千住に出て、日光街道を草加町まで歩き、引き返して西新井大師を参詣しながら帰途に就いた子規と虚子は、次の句を残しています。

順礼や草加あたりを帰る雁 虚子

梅を見て野を見て行きぬ草加迄 子規

子規は、前年に芭蕉の足跡を訪ねて東北地方を旅し、「はて知らずの記」を著しています。句の中には、草加松原の風景を示す直接的な表現は見られませんが、子規にとって草加は『おくのほそ道』の歌枕の地として捉えられていたと指摘されており、子規以降、多くの文芸家が草加を訪れています。

イ-3 水原秋桜子筆 『新樹』・『吾が俳句』

水原秋桜子は、高浜虚子に師事し、大正時代から昭和時代にかけて活躍した俳人です。医師でもあった秋桜子は、昭和6年(1931)、粕壁町の安孫子^{あびこ}医院と野田町の野田医院に診療医として通うことになり、通勤に利用した東武鉄道の車窓から眺めた光景は、句や随想に影響を与えました。

昭和8年(1933)、句集『新樹』を著し、作中で草加の句を二句収めています。

蟬時雨草加の町はなほありぬ
畦塗が草加の町をかこみける

このうち、後者の「畦塗」の句については、自句自解である『吾が俳句』の中で、農閑期の季節が過ぎ、新たな田植えを前に「畦塗り」の実施に賑わう、初夏の草加地域の風景を思い描いた句であることが説明されています。また、日光街道の松並木を特別な眺めと記していることが注目できます。

日光街道が千住をはなれると、次にくるのが草加の町である。昔はそれでも相当に繁華な町であったろうが、今では大分さびれていて、ただ名産草加煎餅が名高いだけである。町の周辺は田で、一すじの野川が流れているばかり、特別な眺めといったら、日光街道の松並木が町はずれに残っているだけだ。

秋の稲刈りがすんだあとの草加は実にさびしい。赤城風とともに時雨が降って来るような時でも、それは冬田に音を立てるだけで、濡れてかがやくようなものはひとつもない。新年がすぎ春が来ても、田は荒れるにまかせてある。ただ畦に干し並べた煎餅だけが白く見える。ところが、五月になると、どこからか田圃らしい匂いを乗せた風が吹いてくる。これは鋤き返しがはじまったからだ。苗代ができて鳥威しが立つ。ところどころの蓮田を見ると、浮き葉が四、五枚が光っている。その変化が実に慌しいほどである。

私はある日電車で草加をすぎた。すると驚いたことにはあのひそやかな草加の周囲に多くの人が立ち出でているのである。これは畦塗りがはじまったのだ。田の土は黒々と新しくなり、塗り上げられた畦は光りかがやいている。そのものもののしさが私を驚かした。そうして句を作るときに「草加の町をかこみける」という大袈裟な表現をさせたのである。

(本文縦書き) (『水原秋桜全集』第13巻 p.85-86)

イ-4 山口茂吉筆 『赤土』

山口茂吉は、大正11年(1922)に歌誌『アララギ』に入会して斎藤茂吉に師事し、斎藤に献身的な生涯を送った歌人として知られています。歌風は、きめ細やかな写生に都会生活者の心理的な陰影を漂わせた独自の歌境を開いたといわれています。昭和13年(1938)、代表作である『赤土』を著し、作中で草加の歌を二首収めていますが、初夏の草加松原と田園の広がり、閑寂な流れを詠み、深い感情を漂わせている歌として知られています。

郭公の近く聞こゆる畑中の松並木道に旅人もなし
麦熟れて香に立つ陸羽街道をひとりし行きぬ草加を越えて

イ-5 村上玉観筆 「夜半の松原」

村上玉観は、昭和 13 年(1938)から同 34 年(1959)までの 21 年間を草加地域に居住し、活躍した日本画家です。近代絵画の先駆的な役割を果たした横山大観に師事して修業を積み、花鳥や動物を用いた分野を得意とし、その後は山水画に独特の境地を開きました。中でも草加松原は、格好の画材として、「夜半の松原」をはじめとする多くの作品が残されています。

イ-6 後藤純男筆 「松林」

後藤純男は、昭和時代に活躍した日本画家です。戦時中、粕壁中学校に在学していた純男は、学徒動員で大阪窯業東京工場に通勤しており、そのときに見た草加松原をイメージして、昭和 32 年(1957)に「松林」を描いています。

イ-7 関野準一郎筆 「草加」

関野準一郎は、昭和時代に活躍した版画家です。街道をテーマにした作品を多く著しており、10 年余りの歳月をかけて取り組んだ『奥の細道』シリーズは 60 点に及びます。このうち、「草加」には、松並木と綾瀬川、川面に投影された宿場町の建物が描かれています。



図 2-21：草加 関根準一郎筆（個人蔵）

(2) 松並木の変遷

草加松原の松並木（マツの本数）の変遷について、『草加市史』や草加松並木保存会の広報誌『青松』等を参考に整理します。

表 2-8：マツの本数の変遷

時代	年代	マツの本数				備考
		総数	(東側)	(西側)	(苗木)	
江戸	寛政4年(1792)10月	1,230本	—	—	1,230本	苗木補足
	寛政6年(1794)2月	—	—	—	—	苗木補足
	寛政11年(1799)3月	450本	—	—	(450本)	苗木補足
	文政3年(1820)	—	—	—	—	苗木補足
	文政5年(1822)	—	—	—	—	苗木補足
	文政13年(1830)3月	531本	(223本)	(296本)	(12本)	
	天保12年(1841)8月	521本	(219本)	(291本)	(11本)	
	安政5年(1858)7月	557本	(159本)	(261本)	(137本)	苗木の内訳は東側11本、西側126本
	文久2年(1862)2月	499本	(151本)	(310本)	(38本)	
明治	明治2年(1869)	485本	—	—	—	
	明治10年(1877)	806本	—	—	—	
大正	大正12年(1923)	779本	—	—	—	
昭和	昭和3年(1928)	778本	(390本)	(388本)	—	
	昭和20年代初頭	約630本	—	—	—	
	昭和40年(1965)11月	324本	—	—	—	
	昭和46年(1971)	194本	(109本)	(85本)	—	
	昭和49年(1974)7月	137本	—	—	—	
	昭和50年(1975)	119本	—	—	—	
	昭和52年(1977)	326本	(150本)	(176本)	—	※草加松並木保存会の広報誌『青松』より
	昭和53年(1978)	356本	(150本)	(206本)	—	※草加松並木保存会の広報誌『青松』より
	昭和54年(1979)	374本	(149本)	(225本)	—	※草加松並木保存会の広報誌『青松』より
	昭和57年(1978)10月	319本	(134本)	(185本)	—	※草加松並木保存会の広報誌『青松』より
	昭和59年(1984)	402本	(134本)	(268本)	—	
	昭和61年(1986)	526本	(134本)	(392本)	—	
平成	平成元年(1989)	597本	(134本)	(463本)	—	
	平成4年(1992)	569本	(131本)	(438本)	—	
	平成10年(1998)	587本	—	—	—	
	平成24年(2012)	634本	—	—	—	11本補植

<草加松原関連年表>

	西暦	和暦	出来事
江戸	1573	天正元	・寺院文書等に「草加」の地名が見られるようになる。
	1630	寛永 7	・幕府により、草加宿が日光街道第二の宿駅として認められる。 ・このころ、新綾瀬川が開削される。
	1683	天和 3	・一説では、このころマツが植えられたと伝えられる。
	1689	元禄 2	・3月27日（現行暦5月16日）松尾芭蕉が、河合曾良を伴い、おくのほそ道の旅に出立する。
	1702	元禄 15	・草加宿が8か村による町組として整備される。
	1792	寛政 4	・1,230本のマツの苗木を植える。
明治	1876	明治 9	・明治天皇の奥羽巡幸に伴い、宿内の中大川弥惣右衛門家が行在所に指定される。
	1881	明治 14	・明治天皇の東北・北海道巡幸に伴い、宿内の中大川弥惣右衛門家が行在所に指定される。
大正	1921	大正 10	・綾瀬川の改修工事開始(工事は昭和4年(1929)に完了)
昭和	1929	昭和 4	・草加町にて「草加宿開宿三百年祭」が挙行される。
	1933	昭和 8	・「草加町保勝会」結成。松並木の保護活動を開始する。
	1936	昭和 11	・草加松原北端の三ツ橋までの工事完成。松原区間は下り線を分離した道路複線化となる。
	1958	昭和 33	・草加市が市制を施行する。
	1971	昭和 46	・草加市が「松の枯死の原因究明と対策」について検討をはじめ、松並木の再生に着手する。
	1973	昭和 48	・「松並木の枯死状態の原因究明と対策について」を草加市公害対策審議会へ諮問する。
	1974	昭和 49	・「松並木の枯死状態の対策について」が草加市公害対策審議会から答申される。
	1974	昭和 49	・国道4号の谷塚・下間久里間が埼玉県に移管され、県道足立越谷線となる。
	1975	昭和 50	・草加市が埼玉県に対し松並木の保存対策について要望し、埼玉県が補植を開始する。
	1976	昭和 51	・「草加松並木保存会」が結成される。マツの補植活動が活発になる。
	1977	昭和 52	・県道足立越谷線の上り線部分を西側に移設する事業が認可される。
	1978	昭和 53	・草加松原を中心に第1回草加市民まつりが開催される。以来継続して開催される。
	1982	昭和 57	・「綾瀬川再生計画基本構想」が策定される。 ・県道足立越谷線の松並木部分遊歩道化のため、車両通行路移し替え工事が完了する。
	1983	昭和 58	・「綾瀬川再生計画」が策定される。
	1984	昭和 59	・松並木遊歩道計画が策定される。 ・草加松並木保存会が建設大臣から感謝状を受ける。
	1985	昭和 60	・埼玉シンボルロード整備事業(SSR)に着手する。
	1986	昭和 61	・草加松原遊歩道内に百代橋が完成する。
	1987	昭和 62	・草加松原遊歩道内に「百代橋橋名由来の碑」が建立される。 ・草加松原遊歩道が「手づくり郷土賞(ふれあいの並木道部門)」を受賞する。 ・日光街道(草加松原)として「日本の道百選」に選定され、草加松原遊歩道内に「日本の道百選日光街道碑」が建立される。
	1988	昭和 63	・「利根川百景」に選定される。
平成	1989	平成元	・都市公園法に基づき、「草加松原公園」となる。 ・草加松原遊歩道内に「松尾芭蕉翁像」が建立される。
	1990	平成 2	・松並木整備事業に対し「潤いのあるまちづくり」部門で自治大臣表彰される。
	1991	平成 3	・草加松原遊歩道内に「松尾芭蕉文学碑」が建立される。 ・草加松原遊歩道の南端に、「札場河岸公園」が完成する。
	1992	平成 4	・市制35周年と芭蕉没後300年を記念して、奥の細道文学賞が創設される。 ・草加朝顔市の会場を旧町地区から草加松原に移す。以降、草加松原で開催となる。
	1993	平成 5	・札場河岸公園に「正岡子規の句碑」が建立される。
	1994	平成 6	・矢立橋が完成する。
	1997	平成 9	・札場河岸公園内に「高浜虚子の句碑」が建立される。
	2001	平成 13	・草加松原遊歩道内に「水原秋桜子の句碑」が建立される。
	2002	平成 14	・「遊歩百選」に選定される。
	2004	平成 16	・「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選定される。
	2012	平成 24	・マツを11本補植し、草加松原のマツが634本となる。
	2014	平成 26	・国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」正式決定(3月18日官報告示)。
	2015	平成 27	・名勝指定地(草加松原遊歩道)内に国文学者のドナルド・キーン氏が揮毫した国指定名勝標識(記念碑)が建立される。

【参考】草加松原の変遷

草加松原の周辺環境は、時代の変遷とともに変化してきましたが、松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった構成は現在も継承されています。

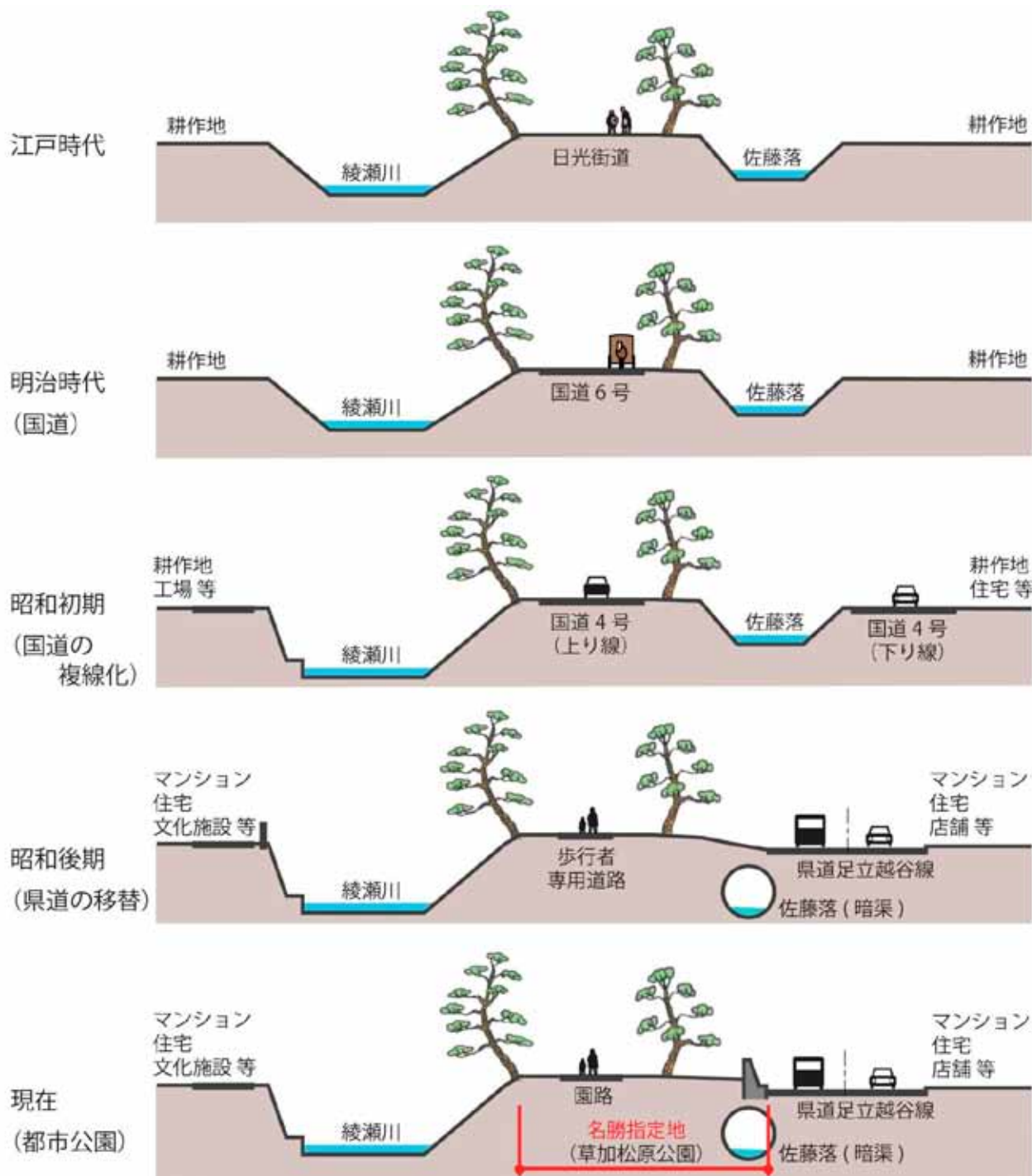


図 2-22：草加松原の変遷の模式図

※本図は、変遷のイメージを示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

(3) 現況

①松並木の状況

松並木の現状について、平成 27 年度に草加市都市整備部みどり公園課が草加松原公園及び札場河岸公園内を対象に実施した調査資料を参考に、次のとおりまとめます。平成 27 年度に実施した樹木診断や土壌環境調査等の結果については、資料編に掲載します。

ア. マツの分布状況

平成 27 年度の調査結果では、草加松原公園及び札場河岸公園内には 634 本のマツがあり、県道側 446 本、河川側 188 本となっています。名勝指定地内は、445 本のマツがあり、189 本は綾瀬川河川区域や札場河岸公園等の名勝指定地外のマツです。

アー 1 北部（北端～松原大橋）

<河川側>

- ・最北端にマツの古木（1 本）があり、松並橋以北には連続するマツの植栽がないことや樹高が高いことから、遊歩道から非常に目立つ存在となっています。
- ・中曽根橋から松原大橋までの区間に古木が多く残っています（18 本）。
- ・松並橋以南で植栽密度は高くなり、中曽根橋に至るまで若木が並木を形成しています。
- ・若木は下枝が低く、特に河川側は視界を遮っているものもあり、徒長枝（勢いよく伸びた枝）が伸張して繁っています。

<県道側>

- ・県道側は北端から若木が二列状に密に植えられている部分が多く、植えて数年しか経過していない若いマツから中間層のマツまで様々です。
- ・若木の中に古木が点在して残っています（7 本）。
- ・古木は樹高が高いこともあり、下枝が比較的上部に位置し、骨格となる太枝が樹形を確立しており、徒長枝の伸張も若木ほどではないものの着葉しています。

アー 2 中央部（松原大橋～谷古宇橋）

<河川側>

- ・古木は県道側に対して多く残っており（21 本）、沿道に点在しています。
- ・北部（松並橋以北を除く）とほぼ同じ間隔で若木が植栽されています。
- ・ハープ橋付近など、河川側法面にヒガンバナが自生しています。

<県道側>

- ・若木が所々で二列状にちどり植えされている部分もあり、密度が高くなっています。
- ・若木の中に古木が点在して残っています（5 本）。

アー 3 南部（谷古宇橋～札場河岸公園）

<河川側>

- ・河川側にマツの植栽はありません。

<県道側>

- ・トイレから南にかけては、剪定により、すっきりとした樹形のマツが多くなり、根元にはハギやツツジなどの低木も適宜植栽され、高木に関してはサクラもみられます。

表 2-9：マツの分布状況（草加松原公園及び札場河岸公園内）

	名勝指定地内				名勝指定地外				合計
	県道側		河川側		県道側		河川側		
	若木	古木	若木	古木	若木	古木	若木	古木	
北 部	148 本	7 本	7 本	－	－	－	40 本	19 本	221 本
中央部	231 本	5 本	10 本	－	－	－	91 本	21 本	358 本
南 部	37 本	－	－	－	18 本	－	－	－	55 本
計	416 本	12 本	17 本	0 本	18 本	0 本	131 本	40 本	634 本
	428 本		17 本		18 本		171 本		
	445 本				189 本				

なお、名勝指定範囲外で河川区域内に含まれるマツ 171 本については、河川法第 24 条の許可を得ています。

表 2-10：河川法第 24 条許可の内容

河川の名称	利根川水系綾瀬川右岸
占用の目的及び形態	緑地（河川区域内）の松の保全のため
占用の場所	草加市旭町一丁目 913 番地先から栄町一丁目 680 番地 5 地先（谷古宇橋）まで
占用物件	9,380 m ² （区域内の松 176 本）
占用期間	平成 28 年 10 月 6 日から平成 34 年 9 月 30 日

※河川法第 24 条：河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

イ．マツの維持管理状況

イー 1 年間維持管理内容

平成 27 年度実施実績に基づくマツの維持管理に関する内容は、次のとおりになります。

表 2-11：年間維持管理内容

作業項目	実施内容等
剪定	冬季に剪定を行った。
除草	年 6 回、人力による雑草の抜根と機械除草（肩掛け式）を行った。
病虫害防除	全てのクロマツ 634 本に対して年 5 回、ディプテレックス※1 を使用した病虫害防除を行った。
芝生刈込	上流部（北端～松原大橋）を対象に、4～10 月の期間に、ハンドガイド式芝刈り機を用いた芝生刈り込みを行った。
こも巻き	全てのクロマツ 634 本に対して、10 月から翌 2 月の期間に実施した。

※1：ディプテレックス

殺虫剤（乳剤）。食毒、接触毒、ガス毒の諸作用で害虫の防除効果を図る。適用害虫は、マツカレハ。使用時期は、マツカレハの幼虫期。

表 2-12：クロマツの維持管理作業期間（○＝実施月）

作業項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
剪定（60～120cm）										○	○		
剪定（古木）											○	○	
除草（人力除草）	○	○		○	○	○	○						6回/年
除草（機械除草）	○	○	○		○	○	○						6回/年
病虫害駆除 （幹周 60cm 未満）	○	○	○			○						○	5回/年
病虫害駆除 （幹周 60cm 以上）	○	○	○			○						○	5回/年
芝生刈込	○	○	○		○	○	○						
こも巻き								○			○		

※平成 27 年度実施実績を基に作成

イー 2 枯死対策

草加松原のマツ枯死対策として、平成 10 年(1998)に活性剤の試験的投与を行ったところ、マツの根の活性効果が確認できたことから、平成 11 年(1999)から定期的な投与を行っています。

イー 3 空洞・腐朽部への塗布・充填

適宜、空洞・腐朽部にウレタンゴムや発泡ウレタンを塗布・充填しています。全体で 19 本にウレタンゴム、5 本に発砲ウレタンが施工されているマツがあります。

イー 4 清掃

週 2 回（月曜日、木曜日）シルバー人材センターによる清掃が実施されています。



図 2-23：こも巻きの様子



図 2-24：シルバー人材センターによる遊歩道の清掃

②施設等の状況

指定地内には、国指定名勝標識（記念碑）をはじめ、『おくのほそ道』や草加松原に関する記念碑があるほか、都市公園として園路や流れ等の修景施設、トイレ等の便益施設が整備されています。また、市道及び県道隣接地として、交通標識や信号等が設置されているほか、指定地内には様々な案内板やモニュメントが設置されていますが、それらの多くは、施設使用許可や占用許可の申請に基づき設置されたものであり、様々な使用者・設置者がいます。

指定地が道路により分断されている2か所については、人道橋（百代橋、矢立橋）が整備されており、分断する道路と人道橋設置範囲は、名勝の指定地から除外されています。

ア. 記念碑等

石碑・銅像：

- ・国指定名勝標識（記念碑）
- ・国指定名勝おくのほそ道の風景地草加松原碑
- ・手づくり郷土賞の碑
- ・松尾芭蕉文学碑
- ・日光街道草加松原碑
- ・百代橋橋名由来の碑
- ・水原秋桜子文学碑
- ・日本の道百選「日光街道」碑
- ・利根川百景の碑
- ・高浜虚子の句碑
- ・松尾芭蕉翁像 等

名勝指定関係、『おくのほそ道』関係、公園整備関係等の様々な記念碑等が、南北端部や交差点部を中心に、名勝指定地全体に設置されています。

<北部>



松尾芭蕉文学碑



水原秋桜子文学碑

<中央部>



国指定名勝標識（記念碑）



百代橋橋名由来の碑

<南部>



松尾芭蕉翁像



日本の道百選「日光街道」碑

イ. 公園施設

園路・広場	園路は鉄平石の乱張り舗装を基本とし、一部がアスファルト舗装やインターロッキングブロック舗装となっています。
修景施設： ・噴水（滝と流れ） 等	北部には、「せせらぎゾーン」として噴水（滝と流れ）が整備されています。 滝 流れ
休養施設： あずまや ・四阿 ・休憩所 ・ベンチ 等	北部に四阿、中央部に休憩所、南部の名勝指定地外に休憩所が整備されている他、木製や石製のベンチが園路沿いに、陶製のベンチが流れ沿いに設置されています。 北部の四阿 中央部の休憩所 ベンチ 石製ベンチ
便益施設： ・トイレ ・水飲み 等	北部南側と南部の2か所にトイレと水飲みが設置されています。 北部のトイレと水飲み

管理施設： ・公園灯 等	園路沿いには、様々なデザインの公園灯が設置されています。  名勝指定地内の公園灯
その他建築物： ・望楼^{ぼうろう} 等	南部に設置されている望楼は、高さ11メートルの五角形の建物で、昼間は内部が公開されており、上部から草加松原や綾瀬川が見渡せる展望台となっています。  上：望楼外観 左：望楼からの眺望
植栽	南部や河川側の安全柵沿い、県道沿いの一部等に低木や草木が植栽されています。また、名勝指定地に隣接する南北の河川沿いにはサクラが列植されています。

ウ. 道路施設

・安全柵 ・交通標識 ・信号 ・街路灯 等	河川沿いの名勝指定地境界部の指定地側と、県道側の一部高低差がある部分に擬木の安全柵が設置されています。また、交差点部を中心に信号、県道沿いに交通標識や街路灯が設置されているほか、名勝指定地は市道に位置付けられているため、園路起点部にも交通標識（自転車及び歩行者専用）が設置されています。  安全柵 信号・街路灯 交通標識 交通標識
--	--

エ. その他工作物

解説板	名勝指定地の南部に松尾芭蕉と望楼、中央部の百代橋付近に草加松原の解説板が設置されています。  解説板（草加松原）
周辺施設の誘導案内板	交差点付近を中心に、周辺施設の誘導案内板が設置されています。  周辺施設の誘導案内板
注意・啓発看板、その他	上欄の他、公園や河川に関する注意事項等を記載した注意・啓発看板や電気の引込柱や電柱、公衆電話、バス停等の工作物があります。 また、北部の修景施設の隣接部に草加市制 50 周年記念の「三世代タイムカプセルふれあい事業」で設置されたタイムカプセルが埋設されています（2008 年埋設、2058 年開封予定）。  タイムカプセル埋設場所の表示板  注意・啓発看板 （左：草加市みどり公園課、中：埼玉県環境部、右：国土交通省）

北部 1 / 3

県道足立越谷線

手づくり郷土賞の碑

注意・啓発看板 (せせらぎゾーン)

誘導案内板

小橋石橋

カープミラー

引込柱

スポーツ少年団植樹 水仙保護看板

注意・啓発看板 (未表示)

スポーツ少年団植樹 水仙保護看板

記念植樹の表示板

タイムカプセル (草加市)

注意・啓発看板 (せせらぎゾーン)

水理

引込柱

今様草加宮名神板

鉄平石乱橋脚

三ツ橋 排水樋管

電柱

石製亀のオブジェ

注意・啓発看板 (草加市)

注意・啓発看板 (国土交通省)

河川名称板 (国土交通省)

注意・啓発看板 (国土交通省)

松並橋

綾瀬川

北部 2 / 3

県道足立越谷線

電柱

スポーツ少年団植樹 水仙保護看板

引込柱

スポーツ少年団植樹 水仙保護看板

石製ベンチ

水原秋桜子文学碑 (草加ペンクラブ)

誘導案内板

鉄平石乱橋脚

排水樋管

注意・啓発看板 (国土交通省)

綾瀬川

中曽根橋

北部 3 / 3

県道足立越谷線

国指定名勝おくのほそ道の風景地 草加松原碑

道路案内板

引込柱

誘導案内板

ソーラー式照明灯

イブタニロアキンガ スーパー

注意・啓発看板 (国土交通省)

注意・啓発看板 (埼玉県環境部)

松尾芭蕉文学碑

綾瀬川

松原大橋

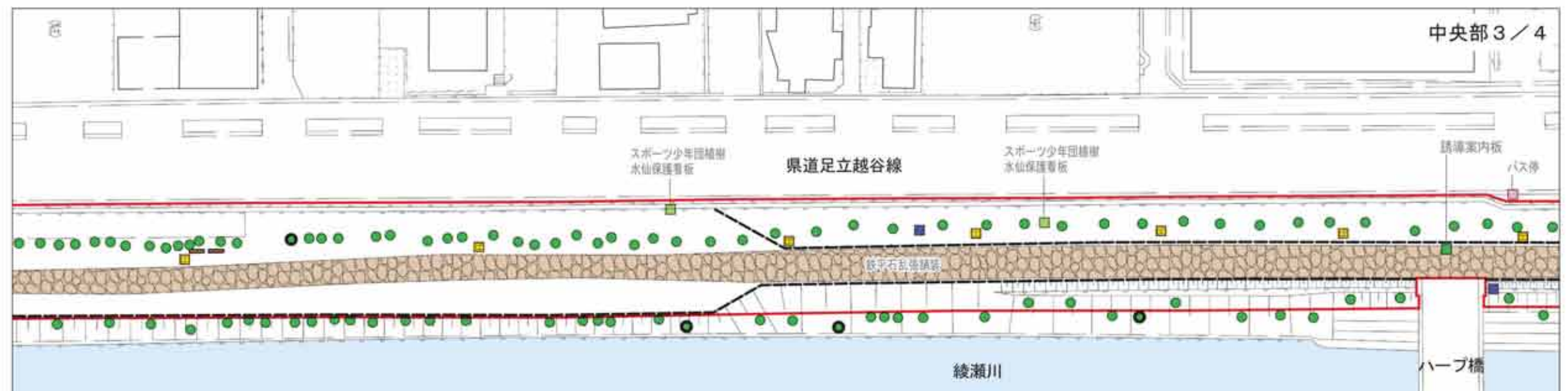
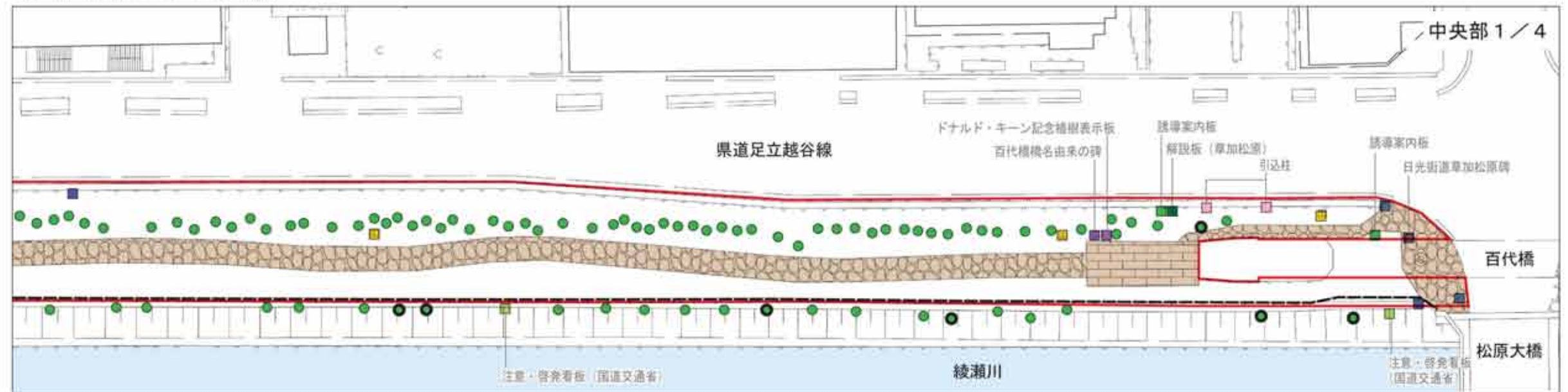
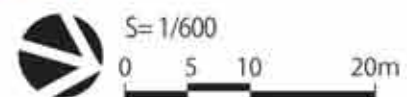
誘導案内板 (草加市文化会館)

スポーツ少年団植樹 水仙保護看板

鉄平石乱橋脚

中央部（松原大橋～谷古宇橋）

- 凡例
- 松並木(マツ) ● 古木
● 若木
- 記念碑等 ■ 記念碑等
- 公園施設 園路・広場
■ 園路・広場
修景施設
■ 噴水等
休養施設
■ 四阿、休憩所
■ ベンチ
便益施設
■ トイレ、水飲み
管理施設
■ 公園灯
■ その他建築物
■ 望楼
- 道路施設 --- 安全柵
■ 交通標識
■ 信号
■ 街路灯
- その他工作物 ■ 解説板
■ 周辺施設の案内板
■ 注意・啓発看板
■ その他工作物
- 名勝指定範囲



③公開活用の状況

ア.「草加松原」の公開活用

公開活用状況については、都市公園として終日開放しており、周辺を含む松並木沿いは「草加松原遊歩道」として整備され、散歩やジョギングを楽しむ多くの市民に利用されています。

また、昭和 53 年(1978)以降、市民まつり（草加ふささら祭り）の会場として使用されている他、朝顔市やラジオ体操、マラソン（草加松原太鼓橋ロードレース大会）のコースとしても使用されており、平成 27 年度からは朝顔市の開催に合わせて松並木のライトアップ（草加松原夢祭り）も実施しています。

表 2-13：「草加松原」で開催される主な行事・催事

開催時期	行事・催事名	概要
3 月	草加松原太鼓橋ロードレース大会	草加ふささらマラソンとして開催されていた市民マラソンが、平成 23 年度に名称を変え、草加松原がコースに含まれることになりました。参加者は、2,000 人を超えます。
7 月	草加朝顔市	草加市観光協会が昭和 58 年(1983)から始めたイベントです。平成 4 年(1992)からは、主に草加松原遊歩道を会場に開催しています。
11 月	草加ふささら祭り	昭和 53 年（1978）から開催されてきた市民まつりが、平成 20 年（2008）の市制 50 周年を機に、いくつかの祭りと統合されました。草加松原遊歩道のほか、草加市文化会館、綾瀬川左岸広場、県道足立越谷線沿いを会場に開催され、イベント全体で 30 万人以上が訪れます。
通年	松並木ラジオ体操の集い	毎月第 1 日曜日に草加松原遊歩道（百代橋とハープ橋の間）で「松並木ラジオ体操の集い」が行われています。また、毎年元日早朝には、草加市ラジオ体操連盟の主催による「元旦ラジオ体操」が行われています。

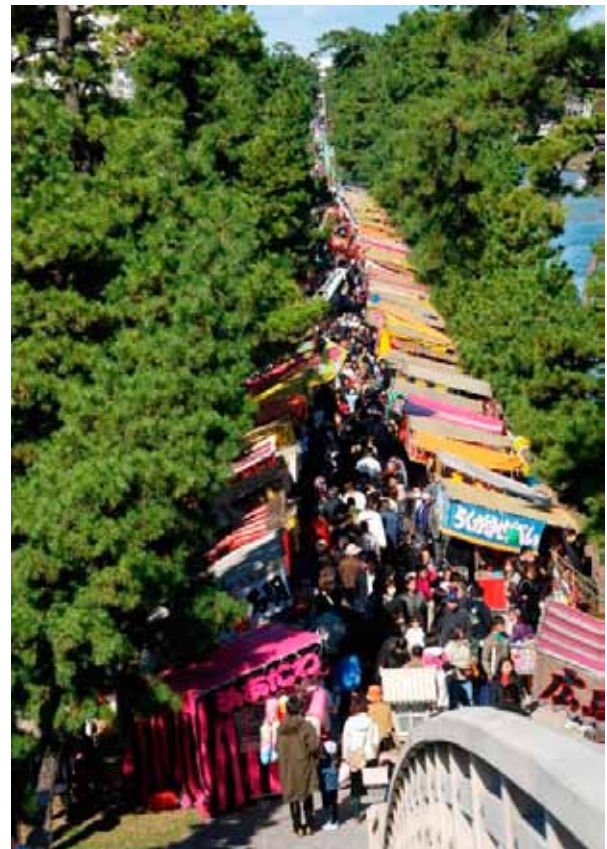
※平成 29 年 3 月現在、草加市ホームページで紹介している行事・催事を掲載



松並木ラジオ体操の集い



草加朝顔市



草加ふささら祭り（草加松原の出店）

図 2-25：「草加松原」及び周辺の活用状況

イ. 草加市の『おくのほそ道』に関わる取組

草加市は、『おくのほそ道』ゆかりの地として、様々な『おくのほそ道』関連事業を実施しています。

イー１ 奥の細道国際シンポジウム・講演会

『おくのほそ道』の旅立ち 300 年、市制 30 周年に当たる昭和 63 年(1988)から開催されている草加市主催の文化事業です。毎年秋に開催されていましたが、平成 4 年(1992)に「奥の細道文学賞」が創設されてからは、同文学賞の表彰に合わせて春に講演会が開催されるようになりました。『おくのほそ道』研究の第一人者である国文学者のドナルド・キーン氏、詩人の大岡信氏、成城大学教授の尾形侑氏、早稲田大学名誉教授の堀切実氏をはじめ、これまで著名な松尾芭蕉研究者により講演が行われています。

イー２ 奥の細道文学賞

市制 35 周年と芭蕉没後 300 年を記念して平成 4 年に創設されました。『おくのほそ道』の旅や日本の旅などについて書かれた紀行文及び随筆を選考対象としています。また、第 7 回からは、『おくのほそ道』や芭蕉、その他近世の俳人及び作品についての評論を選考対象としたドナルド・キーン賞も新たに創設されました。歴代の入選作は草加文庫『奥の細道文学賞作品集』として刊行されています。

イー３ 奥の細道サミット

『おくのほそ道』ゆかりの自治体等が一堂に集まる会議組織です。昭和 63 年 10 月、『おくのほそ道』の結びの地である岐阜県大垣市の呼びかけではじまりました。平成 28 年(2016)現在の加入自治体等は 38 団体になります。年 1 回、加入自治体が輪番で開催しています。平成 5 年(1993)9 月 26 日には、草加市文化会館で第 6 回サミットが開かれました。

イー４ おくのほそ道の風景地ネットワーク

平成 26 年(2014)に国の名勝に指定された市町が連携し、風景地の保存を図るとともに、その魅力を広く PR することを目的として設立されました。毎年、関係自治体が集まり総会を開催するとともに、指定された 25 か所の風景地を巡る「国名勝 おくのほそ道の風景地スタンブラリー」等の企画を実施しており、広域的な連携を進めています。

イー５ 商標登録

草加市では、平成 26 年 12 月から、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の一層の周知啓発及び公序良俗に反した活用を防ぐことを目的として、「おくのほそ道の風景地草加松原」、「おくのほそ道草加松原」の 2 語を商標登録（製品、食品、イベント、観光分野に関する 5 分類）しています。商標の使用は無料で、使用に当たっての草加市教育委員会への使用許可申請は必要ありません。

イー６ 奥の細道市民推進委員会

昭和 62 年(1987)に『おくのほそ道』をいかしたまちづくりを推進するため、まちづくり意識の普及・啓発を行うとともに、『おくのほそ道』・芭蕉を通じ魅力あるまち草加の実現への寄与を目的に設立された市民活動団体です。

④管理の状況

「草加松原」の管理については、草加市都市整備部みどり公園課（公園管理者）と草加市建設部維持補修課（道路管理者）が行っており、施設等の維持管理内容は次のとおりになります。

表 2-14：維持管理内容

維持管理内容			実施時期又は頻度	範囲	実施者
樹木維持管理	剪定・刈込		毎年 1 月～2 月	草加松原公園内	委託事業者
	病虫害駆除		年 5 回 (4、5、6、9、3 月)		
	除草	人力除草	年 6 回 (4、5、6、8、9、10 月)		
		機械除草	年 6 回 (4、5、7、8、9、10 月)		
	こも巻		毎年 11 月から 2 月		
	芝生・舗装		芝生は年 6 回刈込 園路整正は適宜		
清掃	遊歩道内の清掃		週 2 回		
	トイレの清掃		毎日 2 回 (午前・午後) ただし、日曜、祝日、年末年始を除く		
松の保全 (活性剤による土壌改良)			年 1 回 (全数の 1/3 程度)		
修景施設管理	機能維持	機 械 設 備 清 掃・水質検査	年 3 回	草加松原公園内 (せせらぎゾーン)	
		高圧洗浄	年 12 回		
	清掃		夏季は週 2 回、春秋は週 1 回、 冬季は隔週 1 回		
	給水設備保守点検		年 2 回 (4、11 月)		
施設補修			適宜対応	草加松原公園内	みどり公園課 維持補修課
公園内巡視			適宜		

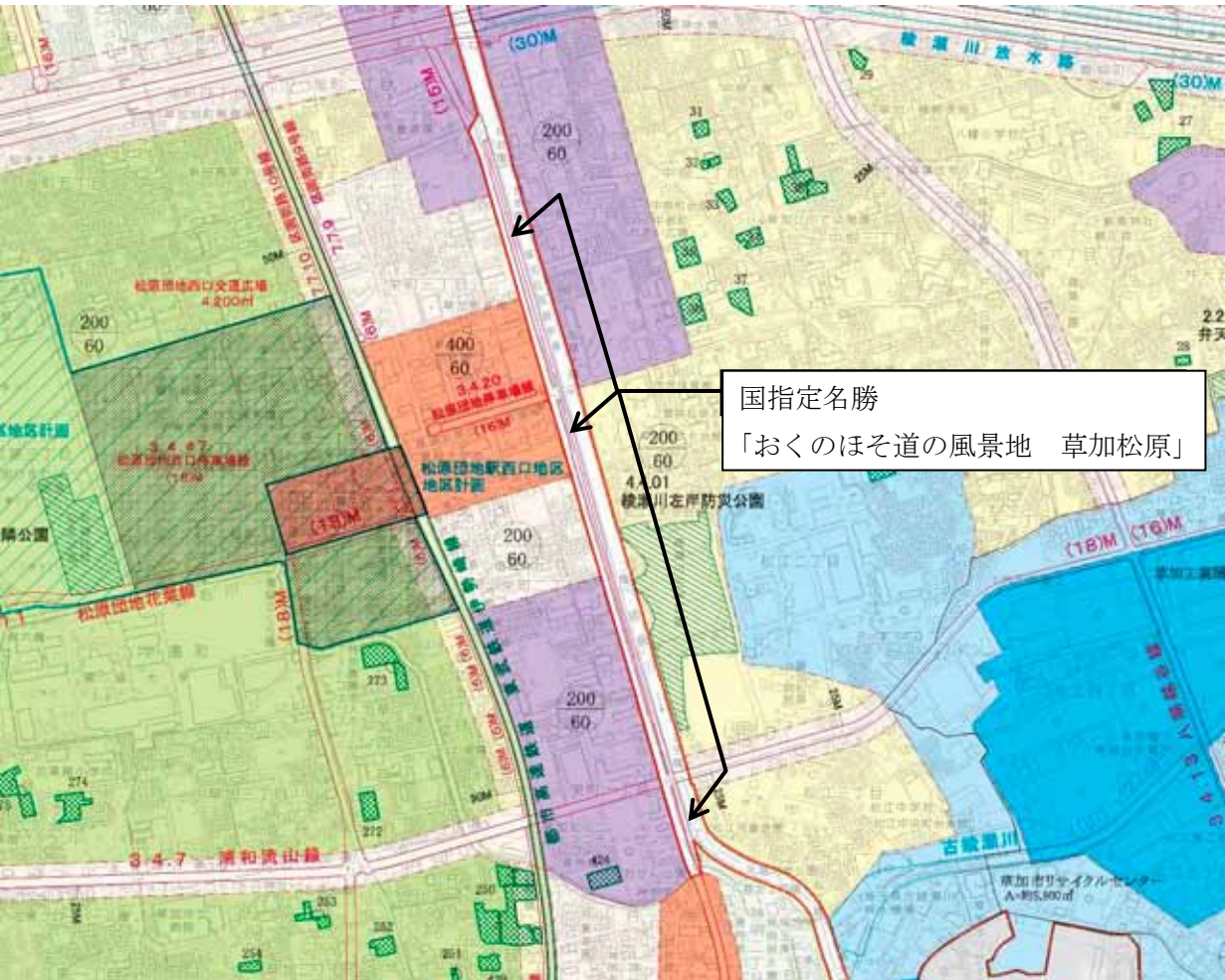
※実施時期又は頻度については、平成 27 年度実施実績に基づく

⑤法規制等の状況

「草加松原」に関わる法規制等として、文化財保護法に関連するもの以外では、次のものがあげられます。

表 2-15：法規制等

根拠法令（条例）		指定区域名（指定名称）
①	都市計画法	市街化区域外（市街化調整区域）
②	都市公園法	都市公園（草加松原公園）
③	道路法	市道（自転車歩行者専用道路）
④	景観法（草加市景観条例）	重点地区（松並木ゾーン）



凡 例						
用 途 地 域	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)	建 築 物 の 高 さ の 制 限 (m)			市 街 化 区 域
第一種中高層住居専用地域	60	200	—			都 市 計 画 道 路
第二種中高層住居専用地域	60	200	—			都 市 計 画 河 川
第一種住居地域	60	200	—			都 市 高 速 鉄 道
第二種住居地域	60	200	—			都 市 計 画 公 園
商 業 地 域	80	400 — 部 500	—			生 産 緑 地 地 区
準 工 業 地 域	60	200	—			防 火 地 域
工 業 地 域	60	200	—			
工 業 専 用 地 域	60	200	—			



図 2-26：都市計画図

⑥上位・関連計画

ア. 上位・関連計画

「草加松原」は、草加市総合振興計画で、歴史資源と観光資源に位置付けられている他、都市公園でもあることから、総合振興計画に加えて、まちづくりに関する計画や観光に関する計画が、上位・関連計画となります。

上位計画については、草加市全体に共通する総合的な計画であるため、まちづくりの将来像やその実現のための方向性に準拠します。

関連計画については、各計画の内容を考慮しつつ、必要に応じて相互調整を図っていきます。また、文化財保護法の適用範囲外に当たる「草加松原」周辺地域等の保存や活用については、景観計画等の関連計画と連携して取り組んでいきます。

表 2-16：上位・関連計画等

		計画名称	策定・改正年	対象期間	策定者
上位計画	ア	第四次草加市総合振興計画	平成 27 年 9 月	平成 28～47 年度	草加市
	イ	まちづくりの基本となる計画 都市計画マスタープラン 2017-2035 ※以下、「草加市都市計画マスタープラン」と記します	平成 29 年 3 月	平成 29～47 年度	草加市
	ウ	第二次草加市教育振興基本計画	平成 28 年 2 月	平成 28～31 年度	草加市教育委員会
関連計画	エ	草加市文化財保護基本計画	平成 22 年 12 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 22～28 年度	草加市教育委員会
	オ	第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画	平成 21 年 4 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 21～28 年度	草加市教育委員会
	カ	草加市景観計画	平成 20 年 3 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 20 年度～	草加市
	キ	第二次草加市環境基本計画	平成 28 年 3 月	平成 28～47 年度	草加市
	ク	第二次草加市観光基本計画	平成 28 年 3 月	平成 28～35 年度	草加市
	ケ	草加市みどりの基本計画	平成 29 年 3 月	平成 29～47 年度	草加市

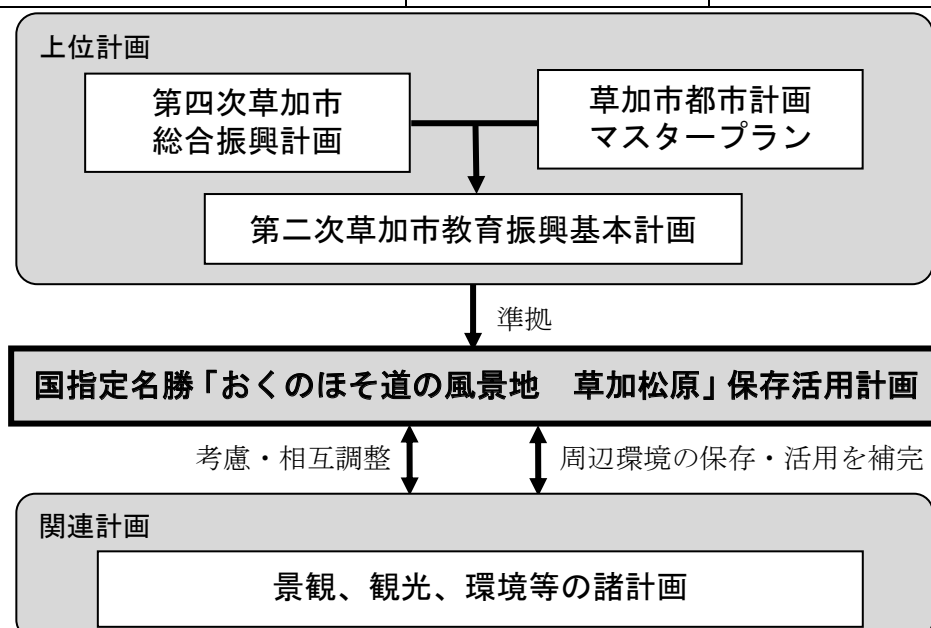


図 2-27：「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画の位置付け

イ. 上位・関連計画における「草加松原」の位置付け

イー１ 総合振興計画における位置付け

草加市の将来像を示した「草加市総合振興計画」では、「草加松原」は、歴史・文化資源として保全するとともに、観光振興や景観形成に資する資源として位置付けています。

<歴史・文化資源としての役割>

- ・「草加松原」に代表される、地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として、将来にわたり保存・継承していく取組をさらに推進する。

<観光振興の役割>

- ・「草加松原」などの歴史・文化資源を保全することはもちろん、ネットワーク化して多くの人に楽しんでもいただくことについても検討し、都市観光の振興を図る。

<景観形成の役割>

- ・昔ながらの風景と調和した新しい草加らしい風景をつくっていくために、「草加松原」や周辺地域も含めた宿場町の面影をしのばせる風景づくりに取り組むことで、草加を代表する風景として保全・活用する。

イー２ まちづくりにおける位置付け

総合振興計画で示された将来像の実現に向けたまちづくりの方針を定めた「草加市都市計画マスタープラン」では、「草加松原」は、将来都市構造のなかで次のように位置付けられています。

<「草加松原」の将来都市構造における位置付け>

■文化核

- ・市のシンボリック的存在である「草加松原」と綾瀬川を活かし、市民文化の拠点・交流機能の拡充を図るとともに、魅力的な都市景観を誘導し、多くの人々が訪れるような文化核の形成を図る。

■水とみどりのネットワーク

- ・綾瀬川をネットワークの中心として、主要な河川・水路や緑道などにより水とみどりのネットワークの形成を図る。また、親水空間や緑道などの計画的な整備、適正な維持管理に取り組む。

■にぎわい交流エリア

- ・「草加松原」及び草加駅周辺・獨協大学前<草加松原>駅周辺及び文化核、獨協大学などを含む一帯で、文化・にぎわいの交流の推進を図る。

イー3 地域の景観づくりの位置付け

草加市の魅力をいかした景観づくりを推進するために策定された「草加市景観計画」では、地区ごとの目指すべき景観づくりの方針の中で、草加松原を次のように位置付けています。

<景観形成における位置付け>

■歴史・文化・伝統の景観ゾーン（草加松原地区）

- ・草加松原を適切に維持管理して守っていくとともに、これに面する建築物や工作物については形態や意匠に配慮し、また、松並木が眺望対象となる地域では、松並木との調和に配慮するなど歴史や風格の感じられるまちなみ景観の形成を進める。

■重点地区（松並木沿い地区）

- ・「草加松原」を含む「松並木沿い地区」を、行政が市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく「重点地区」に位置付け、周辺の建築物、工作物の一体的な規制誘導などを行うことにより、良好なまちなみ景観を創り出していく。

イー4 観光資源としての位置付け

草加市内の観光の振興を図るために策定された「第二次草加市観光基本計画」では、「草加松原」は、重要な市の観光資源として、各種取組を重点的に進めるとしています。

<「草加松原」を活用した観光の取組>

- ・「お休み処」、「和舟の舟行」、「各種おもてなし施策」を軸とした「草加松原おもてなし方針」を定め、重要な市の観光資源である、「草加松原」を活用した各種取組を重点的に進める。

イー5 教育振興における位置付け

草加市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された「第二次草加市教育振興基本計画」では、「草加松原」は、総合振興計画を踏まえて、市民共有の財産と位置付け、保存・継承の取組を推進するとしています。

<文化財保護の取組>

- ・平成26年3月に国の名勝に指定された「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、草加市が全国に誇れる財産として、その保護の指針となる保存活用計画を策定し、観光や産業の面からも活用が図れるよう市長部局と連携し、魅力あるまちづくりに務める。

4. 周辺の歴史的資源や施設等

(1) 周辺の歴史的資源や施設

①草加松原に関連する周辺の歴史的資源や施設

「草加松原」の周辺には、草加松原の整備を進めていく上で築かれた歴史的資源や、『おくのほそ道』に因んだ施設があります。

三ツ橋跡

所在地:埼玉県草加市旭町一丁目 1-8

昭和 8 年(1933)の国道 4 号改良工事において、道路複線化を実施した結果、2 つの用水（佐藤落と川戸落）が交差する上下線合流地点に 3 つの橋が設けられました。

「三ツ橋」と命名された橋は、草加松原の名所として親しまれましたが、昭和 50 年代後半の遊歩道整備により、その役目を終えています。



百代橋

所在地:埼玉県草加市栄町二丁目・三丁目

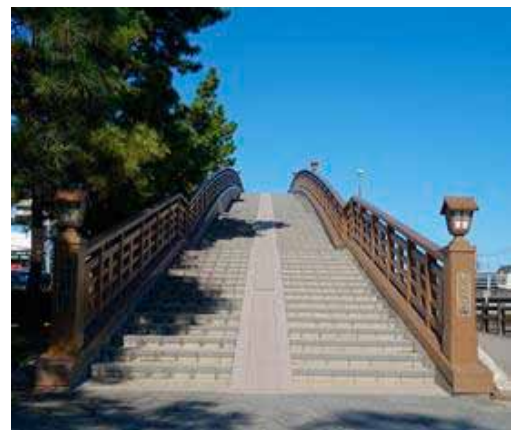
昭和 61 年(1986)に埼玉シンボルロード整備事業の一つとして設置されました。『おくのほそ道』と松並木のイメージから和風の太鼓橋とし、橋名は『おくのほそ道』の冒頭の一節「月日は百代の過客にして、行きかふ年もまた旅人なり」に因んで名付けています。



矢立橋

所在地:埼玉県草加市栄町一丁目・神明二丁目

平成 5 年(1993)に埼玉シンボルロード整備事業の一つとして設置されました。『おくのほそ道』と松並木のイメージから和風の太鼓橋とし、橋名は『おくのほそ道』の一節「これを矢立の初めとして、行く道なほ進まず」に因んで名付けています。



②草加宿に関連する周辺の歴史的資源や施設

草加松原の南側に位置する旧草加宿の範囲内には、草加宿に関連する歴史的資源や、草加宿の来訪者のための施設があります。

神明宮 所在地:埼玉県草加市神明一丁目 6-17 正徳3年(1713)に草加宿の総鎮守として現在の位置に建てられました。現在の社殿は弘化4年(1847)に再建されたもので、毎年9月に祭礼が行われています。	
八幡神社 所在地:埼玉県草加市高砂二丁目 20 草加宿下組の壱丁目・弍丁目・参丁目の鎮守です。享保年間(1716～1736)に稲荷社を祀ったのがはじまりで、安永6年(1777)に木造八幡神像を祀ったことにより、現在の神社名になったと伝わり、毎年7月の例大祭には神輿が出ます。昭和56年(1981)に、社殿内の1対の獅子頭が草加市指定文化財に指定されています。	
東福寺 所在地:埼玉県草加市神明一丁目 3-43 江戸時代初期に僧・賢宥けんうが中興開山し、大川図書おおかわとしよらによって建てられたと伝わっています。 本堂は文政7年(1824)に再建され、平成5年(1993)には大規模な改修が行われました。 山門、鐘楼、十三仏板碑及び本堂内外陣境彫刻欄間は草加市指定文化財に指定されています。	
藤城家住宅店舗・内蔵・外蔵 所在地:埼玉県草加市高砂二丁目 48-1 旧日光街道に面して建つ宿場町の面影を伝える商家です。昭和時代初期の建築である「店舗」は、屋根の軒先は出桁造であり、明治時代初期の建築である「内蔵」と「外蔵」は重厚な造りとなっています。 平成25年(2013)には、国の登録有形文化財(建造物)に登録されています。	

草加市立歴史民俗資料館 所在地:草加市住吉一丁目 11-29 大正 15 年(1926)に草加小学校西校舎として建造された埼玉県初の鉄筋コンクリート造りの校舎であり、現在は草加市立歴史民俗資料館として使用しています。 平成 20 年(2008)には、国の登録有形文化財（建造物）に登録されています。	
明治天皇草加行在所記念碑 所在地:埼玉県草加市住吉二丁目 75-4 慶応初年の建築である大川^{やそうえもん}弥惣衛門家（中大川家）の邸宅は、明治 9 年(1876)及び明治 14 年(1881)の明治天皇巡幸の際に行在所に指定されました。昭和 8 年(1933)には史蹟名勝天然紀念物法に基づく史蹟に指定され、これを記念して草加町が記念碑を建立しました。 邸宅は平成 4 年(1992)に解体されましたが、記念碑は平成 23 年(2011)に草加市指定文化財に指定されています。	
浅古家の地藏堂 所在地:埼玉県草加市高砂一丁目 1-1 草加市役所の正門に接して、旧日光街道に東面して建てられています。堂内に安置されている地藏菩薩は、左袖部^{かんぶん}に寛文 7 年(1667)の造像を示す銘文が刻まれています。 地藏堂を建立した浅古家（大和屋）は、当地に屋敷を構え、呉服業・醸造業を営んでいた豪商として知られています。	
大川本陣跡石碑 所在地:埼玉県草加市住吉一丁目 11-1 平成 24 年(2012)に、「今様・草加宿」市民推進会議の「本陣石碑建立特別委員会」が建立した石碑です。 本陣は、参勤交代や日光に社参する大名・日光門主その他の役人らが利用する宿泊施設です。草加宿では、享保年間(1716～1736)から安永年間(1772～1781)にかけて、宿篠葉村の名主である大川家が本陣を務めています。	
清水本陣跡石碑 所在地:埼玉県草加市住吉一丁目 13-10 平成 24 年(2012)に、「今様・草加宿」市民推進会議の「本陣石碑建立特別委員会」が建立した石碑です。 草加宿では、享保年間(1716～1736)より大川家が本陣を務めてきましたが、安永年間(1772～1781)以降は、大川家に代わって、清水家が本陣を務めています。	

草加宿神明庵 所在地:埼玉県草加市神明一丁目 6-14 旧日光街道に面して建つ町屋建築の面影を伝える建物です。 平成 23 年(2011)に草加宿の来訪者のおもてなしをする施設として開館しました。1 階は観光案内所や休憩所、2 階はギャラリーとして利用されています。	
おせん公園 所在地:埼玉県草加市神明一丁目 6 平成 22 年(2010)に完成しました。園内には、平成 4 年(1992)に草加煎餅協同組合と草加地区手焼煎餅協同組合が建立した「草加せんべい発祥の地碑」や市制 50 周年を記念して平成 20 年(2008)に「河合曾良像をつくる会」が建立した「河合曾良像」(彫刻家麦倉忠彦氏制作)、掲示板が設置されています。	
おせん茶屋 所在地:埼玉県草加市神明一丁目 1-1 昭和 62 年(1987)に完成しました。日光街道の宿場の雰囲気漂わせる小公園で茶店風休憩所、高札を模した掲示板、和風トイレが設置されています。昭和 63 年(1988)には、建設省(現・国土交通省)主催の第 3 回手づくり郷土賞「小さなふれあい広場 30 選」を受賞しています。	

③札場河岸の歴史的資源や施設

草加松原の南側に接する札場河岸公園内には、綾瀬川の舟運に関連する歴史的資源や、来訪者のための施設があります。

札場河岸跡 所在地:埼玉県草加市神明二丁目 145-1 札場河岸は、かつて綾瀬川を利用した舟運に使われていた私河岸です。「札場」は、所有していた家の屋号から名付けられました。 現在は、かつての舟運の歴史を伝えるため、公園として整備され、河岸の一部が再現されています。	
--	--

甚右衛門堰 所在地:埼玉県草加市神明二丁目 145-1 古い煉瓦造りの二連アーチ型水門です。 明治 27 年(1890)に完成し、昭和 58 年(1983)までの約 90 年間にわたり使用されました。デザインが美しいだけでなく、保存状態も極めて良く、農業土木技術史・窯業技術史上の貴重な建造物として、平成 11 年(1999)に埼玉県指定文化財に指定されています。	
お休み処 所在地:埼玉県草加市神明二丁目 145-1 五角形のお休み処です。室内では「奥の細道国際シンポジウム」のパンフレットや草加松原の写真パネルを展示しているほか、各種観光パンフレットが設置されています。	

(2) 周辺の観光コース等

草加松原や旧草加宿等を巡る観光ルートが、埼玉県や草加市により設定されています。

表 2-17：周辺の観光ルート

設置者	ルート名称	
埼玉県	ぐるっと埼玉サイクルネットワーク	草加せんべい松並木のルート
草加市	ヘルシーロード	草加松原遊歩道コース
	草加まち歩きマップ	今様・草加宿エリア

①ぐるっと埼玉サイクルネットワーク：草加せんべい松並木のルート

埼玉県が指定するサイクルネットワークコース

地域の活性化、自転車の交通安全、県民の健康増進を目的に「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想」を策定し、県民が提案した「みどころスポット」を繋ぎ合わせた 100 ルートを設定しています。

②ヘルシーロード：草加松原遊歩道コース

草加市が推奨するウォーキングコース

「草加松原遊歩道コース」や「綾瀬川コース」をはじめ、8 コースを設定し、市ホームページやパンフレットでコースの見どころを紹介しています。

③草加まち歩きマップ：今様・草加宿エリア

草加市が推奨する草加市内のまち歩きコース

「今様・草加宿エリア」「綾瀬川エリア」「柿木・そうか公園エリア」「葛西用水エリア」「谷塚エリア」の 5 つのエリアを設定し、パンフレット等でコースや見どころを紹介しています。

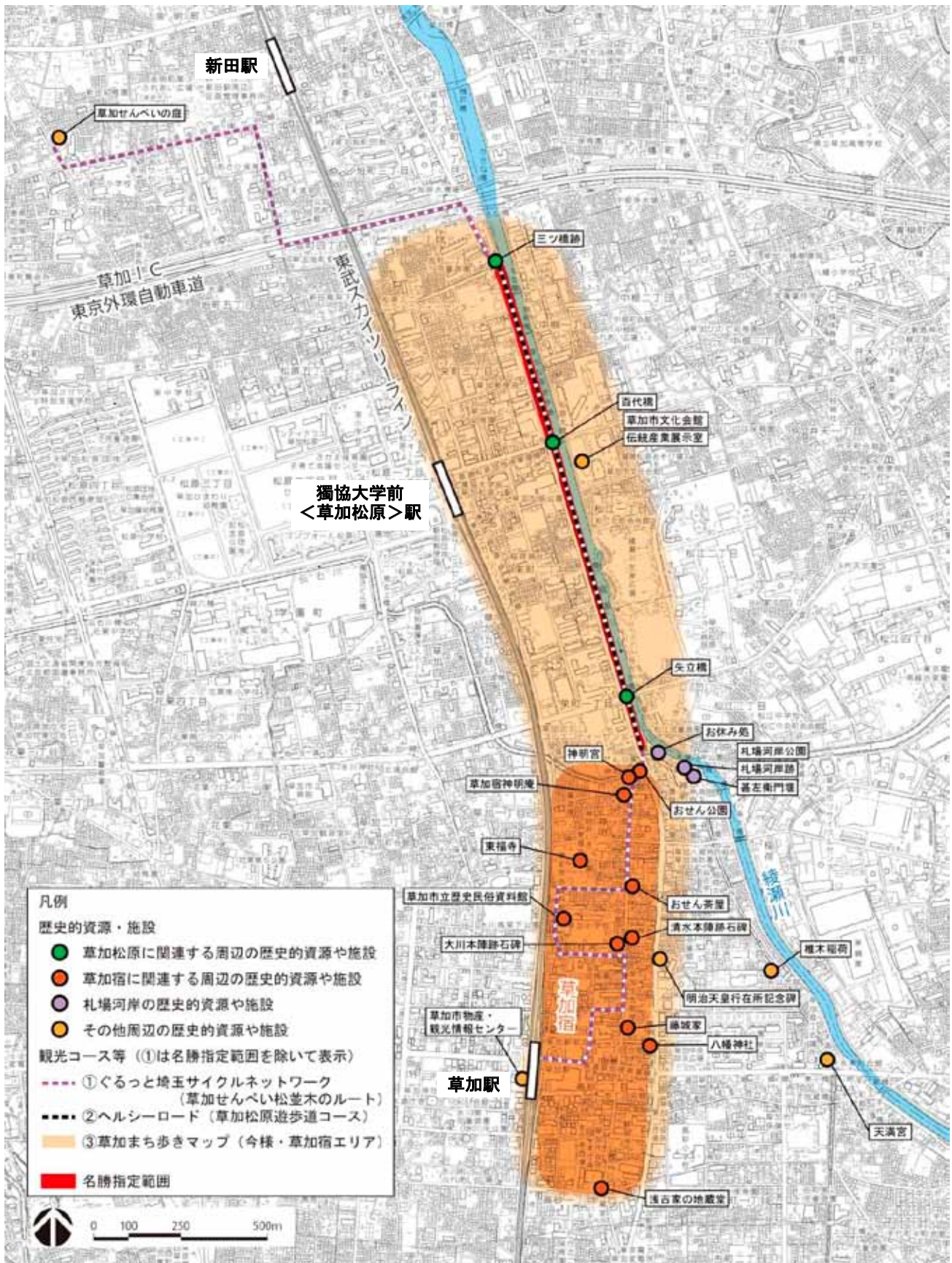


図 2-28：「草加松原」周辺の歴史的資源や施設、観光コース等位置図

第3章 本質的価値

1. 「草加松原」の本質的価値

「草加松原」の指定説明文及び成立から現在までの松並木の歴史の変遷や現在の状況を踏まえて、「草加松原」の本質的価値を次の2つに分けて整理します。

「草加松原」は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の中で、奥羽長途の旅に歩み出した第一日目の感慨を記した、草加宿の北辺を流れる綾瀬川に沿って整備された日光街道の松並木である。江戸時代中期の植樹以来、植え足されてきた松並木は、現在も道（日光街道）、綾瀬川と一体になった往時を偲ぶ風致景観を形成している。

- ・草加松原は、千住宿より日光街道を北上した街道沿いの松並木であり、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の中で、奥羽長途の旅に歩み出した第一日目の感慨を記した草加宿の北辺に位置します。
- ・松並木の成立した時期は明らかではありませんが、江戸時代中期の綾瀬川の改修に伴って日光街道が整備された際に、街道の両側にマツが植えられたといわれています。
- ・松並木の成立以降、繰り返しマツの植え付けが行われていた江戸時代の記録も残されており、近代以降もマツの補植が行われ、松並木が維持されてきました。
- ・日光街道や綾瀬川は、時代の変遷とともに変化してきましたが、松並木の保護によって、松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風景を現在も残し、往時を偲ぶ風致景観を形成しています。

「草加松原」の風致景観は、『おくのほそ道』の舞台や日光街道の名所として、常に人々の街道に寄せる風景観に大きな影響を与えてきた。その景観は、市民と行政による保護活動によって維持・継承がなされ、現在も人々の活動・交流の中心となる草加市民のシンボルとして存在している。

- ・草加松原は、江戸時代中期の植樹以降、繰り返しマツの植え付けが行われ、松並木が維持されることで、日光街道の松並木として知られ、「草加の千本松原」、「草加松並木」などと呼ばれてきました。
- ・明治時代以降、日光街道沿いの他所の松並木が交通路の整備等によって姿を消していく中、次第に日光街道の名所としての価値を高めていきました。
- ・昭和時代以降、自動車交通量の増加やそれに伴い枯死するマツの増加、綾瀬川の水害や水質汚染等、草加松原をとりまく環境の悪化が進み、松並木が衰退していきました。
- ・そのため、街道の名所である草加松原の風致景観を保全していくために、松並木の保護や綾瀬川の水質改善等、市民と行政による活動が進められました。
- ・昭和時代後期、草加松原は、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の中で、奥羽長途の旅の第一日目の感慨を示した草加宿を象徴する情景として、文化事業・まちづくりの中核に位置付けられました。
- ・現在では、地域の生活道として利用されるほか、ジョギングや散策といった個人の活動から、草加市の主要な市民イベントの会場として活用されるなど、人々の活動・交流の中心となる草加市民のシンボルとなっています。

2. 構成要素

(1) 構成要素の分類の考え方

「草加松原」の本質的価値を的確に保存するためには、名勝を構成する諸要素の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更等の取扱い基準を定める必要があることから、「草加松原」に関する要素について、次のとおり分類します。

表 3-1：「草加松原」の構成要素の整理の考え方

要素（施設等）の分類			概要
名勝指定地内	A	本質的価値を構成する有形の諸要素	本質的価値を表す風致景観を構成するもの ＝松並木（西側）、道（日光街道）、地下に埋蔵されている遺構・遺物
	B	本質的価値の保存に何らかの影響を及ぼす有形の諸要素（その他の要素）	本質的価値に直接関係ないもの ＝記念碑、公園施設、道路施設 等
	C	本質的価値に関わる無形の諸要素	本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ行為 ＝市民と行政による松並木の保護、草加松原で開催されている行事・催事
指定地外	D-1	本質的価値を構成する周辺の諸要素	指定地外だが、本質的価値を表す風致景観を構成するもの ＝松並木（東側）、綾瀬川
	D-2	本質的価値に密接に関わる周辺地域の諸要素	指定地外だが、「草加松原」の歴史的変遷や風致景観と関連性を有するもの ＝草加松原に関連する歴史資源等、草加宿に関連する歴史資源等、札幌河岸公園の歴史資源等
	D-3	その他の周辺の諸要素	指定地外だが、「草加松原」の保存・活用に係る周辺の施設等 ＝道路・道路構造物、河川構造物、橋梁、マンション、住宅、店舗 等

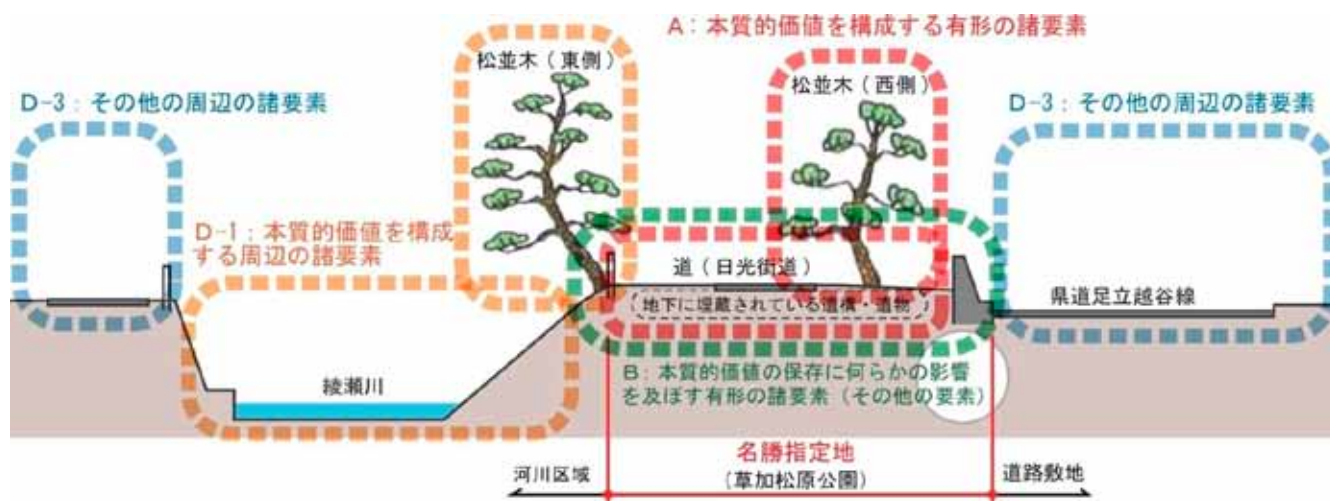


図 3-1：構成要素の構成模式図

※本図は、構成要素の構成を示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

A：本質的価値を構成する有形の諸要素

本質的価値を表す風致景観を構成するもので、指定時の状況を基本に保存していく必要があるもの

・松並木（西側）、道（日光街道）、地下に埋蔵されている遺構・遺物

松並木下は、江戸時代は旅人が行き交う日光街道でしたが、明治時代以降は道路として整備され、現在では公園の園路（遊歩道）となっています。道としての形状は、時代とともに変化してきましたが、松並木下の通行路としての機能は変わらずに維持されてきたことから、東西の松並木間の地上部を「本質的価値を構成する有形の諸要素」として位置付けます。

道（日光街道）の地下は、遺構・遺物が埋蔵している可能性があります。これまで発掘調査を実施したことがないため、現時点で遺構・遺物は明らかとなっていませんが、それらは草加松原の道（日光街道）としての機能を証明するものであるため、「本質的価値を構成する有形の諸要素」として位置付けます。

B：本質的価値の保存に何らかの影響を及ぼす有形の諸要素（その他の要素）

本質的価値を表す風致景観には直接関係ないもので、本質的価値の保存・活用上必要な場合は現状維持又は改善を図り、本質的価値の保存・活用に支障を与える又は必要が無い場合は移設等も検討するもの

・記念碑、公園施設、道路施設 等

C：本質的価値に関わる無形の諸要素

「草加松原」の本質的価値を表す風致景観を構成する有形の諸要素ではないが、本質的価値の維持・継承に重要な意義を持つ人間の行為

・市民と行政による松並木の保護 ・草加松原で開催されている行事・催事

市民による松並木の保護活動は、明治時代以降、昭和 8 年(1933)に結成された「草加町保勝会」や、昭和 51 年(1976)に結成された「草加松並木保存会」など多くの市民の手により行われてきました。現在では、松並木の保護活動を主目的とする市民団体は存在しませんが、市民による清掃活動等を行われており、市民（市民団体）による保護活動によって草加松原が維持されてきたことは、本質的価値のひとつに位置付けられます。「草加松原」の保存・活用を図っていく上で、これからの市民活動の在り方を検討していく必要があるため、「その他の無形の諸要素」として位置付けます。

現在開催されている行事・催事は、古くから継承されている歴史的な行事とは異なりますが、「草加松原」が人々の活動・交流の中心地であり続けていることを示すとともに、市民のシンボルであることを象徴するものです。また、行事・催事の開催に当たっては、松並木等の保存を考慮した活用を明確にする必要があることから、「その他の無形の諸要素」として位置付けます。

D：指定地に直近の周辺地域に存在する諸要素で、指定地に対して何らかの影響を及ぼす可能性があることから、今後の保存（保存管理）を要する諸要素（周辺を構成する諸要素）

「草加松原」の周辺地域に所在し、「草加松原」に対して何らかの影響を及ぼす可能性があることから、今後の保存（保存管理）を要するもの

本質的価値を表す風致景観を構成する要素として重要となる松並木（東側）や綾瀬川が指定地外にある他、周辺地域には歴史資源も点在するため、周辺を構成する諸要素は次の3つに分類します。

D-1：本質的価値を構成する周辺の諸要素

指定地直近に所在し、「草加松原」の本質的価値を表す風致景観を構成するもので、名勝指定時の状況を基本に、その風致景観に影響を与えないように保存していく必要があるもの

- ・松並木（東側）、綾瀬川

D-2：本質的価値に密接に関わる周辺地域の諸要素

指定地周辺に近接し、「草加松原」の歴史的変遷や風致景観と関連性を有するもので、指定地の保存や活用に当たって考慮する必要があるもの

- ・草加松原に関連する歴史資源等、草加宿に関連する歴史資源等、札幌河岸公園の歴史資源等

D-3：その他の周辺の諸要素

「草加松原」の本質的価値を表す風致景観には直接関係ないもので、「草加松原」の風致景観に調和することが望まれるもの

- ・公園施設（札幌河岸公園等）、道路及び道路構造物、河川構造物、歩道橋及び橋梁、民間施設（マンション、住宅、店舗等）

(2) 構成要素の分類

構成要素の分類の考え方にに基づき、「草加松原」を構成する要素を次のとおり整理します。

名勝を構成する諸要素

A: 本質的価値を構成する有形の諸要素(草加松原の風致景観を形成する要素)

- ア. 松並木(西側)
- イ. 道(日光街道)
- ウ. 地下に埋蔵されている遺構・遺物 ※これまで発掘調査を実施していないため、現時点で明らかなものはありません。

B: 本質的価値の保存に何らかの影響を及ぼす有形の諸要素(その他の要素)

- ア. 記念碑等
国指定名勝標識(記念碑)、国指定名勝おくのほそ道の風景地草加松原碑、手づくり郷土賞の碑、松尾芭蕉文学碑、日光街道草加松原碑、百代橋橋名由来の碑、水原秋桜子文学碑、日本の道百選「日光街道」碑、利根川百景の碑、高浜虚子の句碑、松尾芭蕉翁像 等
- イ. 公園施設
園路・広場、修景施設(噴水・流れ)、休養施設(四阿、休憩所、ベンチ)、便益施設(トイレ、水飲み)、管理施設(公園灯)、その他建築物(望楼) 等
- ウ. 道路施設
安全柵、交通標識、信号、街路灯 等
- エ. その他工作物
解説板、周辺施設の案内板 等
- オ. マツ以外の植栽

C: 本質的価値に関わる無形の諸要素

- ア. 市民と行政による松並木の保護
- イ. 行事・催事
草加ふささら祭り、草加朝顔市、松並木ラジオ体操の集い、草加松原太鼓橋ロードレース大会 等

D: 指定地に直近の周辺地域に存在する諸要素で、指定地に対して何らかの影響を及ぼす可能性があることから、今後の保存(保存管理)を要する諸要素(周辺を構成する諸要素)

D-1: 本質的価値を構成する周辺の諸要素(草加松原の風致景観を形成する要素)

- ア. 松並木(東側)
- イ. 綾瀬川

D-2: 本質的価値に密接に関わる周辺地域の諸要素

- ア. 草加松原に関連する歴史資源等
三ツ橋跡、百代橋、矢立橋 等
- イ. 草加宿に関連する歴史資源等
神明宮、草加宿神明庵、東福寺、藤城家、八幡神社、石碑 等
- ウ. 札場河岸公園の歴史資源等
札場河岸跡、甚左衛門堰 等

D-3: その他の周辺の諸要素

- ア. 公園施設
札場河岸公園等
- イ. 道路及び道路構造物
県道足立・越谷線、綾瀬川左岸の市道、道路標識 等
- ウ. 河川構造物
綾瀬川左岸広場の親水護岸(ラグーン)、河川標識、水位観測所、水門、逆止弁 等
- エ. 歩道橋及び橋梁
松並橋、中曽根橋、松原大橋、ハープ橋、谷古宇橋
- オ. 民間施設
マンション、住宅、店舗 等

第4章 課題の抽出

①保存（保存管理）に関する課題

ア. 目標像（将来像）の設定

- ・松並木、道（日光街道）、綾瀬川の一体的な風致景観としての構成は、江戸時代の松並木成立時から変化していませんが、道や河川等の個々の要素の姿や周辺環境は時代とともに変化してきました。このような現実を踏まえつつ、本質的価値を保存（保存管理）していくための目標を検討し、「草加松原」の将来像を明確にする必要があります。

イ. 松並木の保存管理の検討

- ・望ましい保存（保存管理）のためには、マツ本体のみならず、マツの生育環境にも十分留意する必要があるため、平成 27 年度に別途実施されたマツの樹勢調査結果を踏まえ、適切な保存管理の方法を示していく必要があります。
- ・松並木については、マツに適した保存環境を創出していくとともに、今後も並木を継承していくために、必要な補植や更新等を考慮し、保存と活用が両立できる現状変更の取扱方法を検討する必要があります。

ウ. 公園施設・道路施設の保存管理の検討

- ・指定地内や隣接地には、公園施設や道路施設等の現代の構造物が数多く設置されています。これらは公園・道路の社会基盤として必要な施設や、公開活用上必要なものも多く含まれますが、風致景観に大きな影響を及ぼします。そのため、「草加松原」の目標像に対して、施設の取扱いを明確に示していく必要があります。

エ. 記念碑の保存管理の検討

- ・指定地内には、草加松原や松尾芭蕉に関連する記念碑が数多く設置されています。公開活用上必要なものとしても考えられますが、風致景観上の影響も大きいため、公園施設と同様に取扱いを明確に示していく必要があります。

オ. 継続的な調査の実施

- ・草加松原の成立時期をはじめ、各時代の草加松原の姿等については、不明な点も多いため、今後も継続的な調査を実施して、成立後の変遷等について明らかにしていく必要があります。
- ・これまで指定地内及び周辺地域での発掘調査は、ほとんど実施されていません。明治時代以降の道路整備や公園整備によって地下遺構は残っていない可能性もありますが、今後の保存管理や整備に向けて地下遺構の状況を把握する必要があります。

②周辺地域の保全に関する課題

ア. 指定地外に隣接する松並木や綾瀬川の保全の在り方の検討

- ・綾瀬川の河川改修については、本質的価値を構成する要素として位置付けた綾瀬川及び河川区域内に立地する松並木に影響を及ぼす可能性があります。現在、改修方法について江戸川河川事務所が検討中ですが、事前に十分な協議を行い、松並木の保護と治水の両立を図る必要があります。

イ. 周辺環境の保全の在り方の検討

- ・周辺地域は、草加市景観計画において「重点地区（松並木沿い地区）」に位置付けており、地

区固有の景観形成基準を設けるなど、良好な景観を誘導するよう努めていますが、現状では周辺の景観に調和していない建造物もあるため、景観の維持・改善に向けた周辺地域の保全対策の在り方を検討する必要があります。

③活用に関する課題

ア. 本質的価値を踏まえた活用方法の検討

- ・草加市では、これまでも「草加松原」に関する解説板の設置やパンフレットの作成・配布等、市民や来訪者に対する取組を行ってきました。今後も、本質的価値を踏まえ、それらを効果的に実施するための活用方法を検討していく必要があります。

イ. 松並木の保存管理を考慮した行事・催事開催の検討

- ・「草加松原」で開催されている行事・催事については、「本質的価値に関わる無形の要素」として位置付けています。これらの行事・催事では、市民をはじめ多くの人々が訪れており、より多くの人々に「草加松原」を知っていただく機会として今後も開催していくことが望まれます。一方で、松並木の間に出店等が設置され、大勢の人々がマツの根元に立ち入ることから、マツの生育環境への影響も懸念されるため、保存と活用の両立を目指した行事・催事の開催の在り方について示していく必要があります。

ウ. 周辺と連携した活用のあり方の検討

- ・「草加松原」は、「草加市総合振興計画」において、周辺の文化会館、綾瀬川左岸広場とともに、市民文化交流の拠点となる「文化核」に位置付けられている他、草加駅周辺・獨協大学前<草加松原>駅周辺等を含めた一帯が、文化・にぎわい交流の推進に取り組んでいくべき「にぎわい交流エリア」となっています。さらに、観光資源のネットワーク化を図ることが示されています。そのため、歴史的に関連する草加宿をはじめ、市内諸施設との連携の在り方について示していく必要があります。
- ・芭蕉ゆかりの地としての草加市の取組や、『おくのほそ道』に関連する自治体との連携についても、これまでの取組を踏まえて、今後の在り方を示していく必要があります。

④整備に関する課題

ア. 本質的価値を踏まえた風致景観を維持または改善していくための整備の検討

- ・「草加松原」の保存管理の目標像の検討に合わせて、目標像に必要な整備内容を検討し、実現に向けた段階的な整備スケジュールを検討する必要があります。

イ. 本質的価値及び観光振興を踏まえた公開に必要な整備の検討

- ・本質的価値の理解に必要な旧草加宿等との連携、草加市の観光振興を考慮した市内観光資源との連携等、周辺地域を含めた関連施設との連携に必要な整備や、近年増えつつあるツアー客に対応するため、来訪者の利便性を向上させるための休憩施設や便益施設等の整備についても検討する必要があります。

⑤運営・体制に関する課題

ア. 文化財としての保存・活用体制の検討

- ・名勝指定地内は、現在、都市整備部（公園）と建設部（道路）が維持管理を行っています。今

後は、文化財としての保存管理を実施していくために、教育委員会（文化財）との連携体制の強化に向けた役割分担を明確にしていく必要があります。

イ. 周辺も含めた所有者・管理者間の連携体制の検討

- ・「草加松原」の周辺隣接地は、国、埼玉県、草加市の様々な所有者・管理者がいます。そのため、輻輳する指定地内の許認可体制を整理し、施策の実施に障害となることがないよう効率的な情報共有のための体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

ウ. 市民（市民団体）等との連携体制の検討

- ・草加松原の周辺地域を含めた一体的な運営ができるよう、保存・活用や『おくのほそ道』を活かしたまちづくりに関わる多くの市民（市民団体）等との連携方法や体制を検討する必要があります。

エ. 名勝おくのほそ道の風景地の他の指定地に関わる自治体間の連携

- ・他の指定地に関わる自治体間の連携については、「おくのほそ道の風景地ネットワーク」等、既に取り組が進められているため、今後も横断的な結び付きを深めていく取組に積極的に参画し、他の指定地との連携を強化していく必要があります。

⑥事業の実施に関する課題

- ・草加松原は、草加市のシンボルとして、文化面だけでなく、まちづくり、観光面等で様々な事業に関連し、複数の関係部局が関与し重層化しています。そのため、担当部局を明示した個々の事業の実施計画を定める必要があります。

⑦経過観察に関する課題

- ・日常管理による経過観察に加え、周辺も含めて草加松原の保存管理を行っていくために、県道の振動・騒音による影響、綾瀬川の水質等がもたらす影響等について経過観察が必要です。

第5章 保存・活用の目標と基本方針

1. 保存・活用の目標

「草加松原」の江戸時代から人々の保護活動により維持・継承されてきた「松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観」を後世に継承していくために、保存・活用の目標を次のように設定します。

「草加松原」の本質的価値を構成する要素（西側松並木、道）と、本質的価値を構成する周辺の要素（東側松並木、綾瀬川）の現状を適切に維持しつつ、本質的価値を踏まえた調査研究や活用を進め、必要に応じて道路や河川機能と均整のとれた整備を図りながら、松尾芭蕉が著した『おくのほそ道』の文化を理解するとともに、その時代背景を偲ぶことができる松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観を市民と共に後世に継承していく。

2. 保存・活用の基本方針

＜保存（保存管理）の基本方針＞

- ①「草加松原」の本質的価値を構成する要素と周辺の要素の松並木、道（日光街道）、綾瀬川の確実な保存を図りつつ、それらの保存に必要な環境を創出する。

「草加松原」の草加市民のシンボリックな存在としての現在の利用形態を維持しつつ、松並木、道（日光街道）、綾瀬川の適切な維持管理を行うとともに、松並木の存続と、道（日光街道）や綾瀬川的环境改善を図ります。

- ②「草加松原」の風致景観に影響する周辺地域に対する保全措置を講じる。

松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観に視覚的影響を及ぼす周辺地域について、他の事業や法令等と緊密に連携して保全措置を講じていきます。

＜活用の基本方針＞

- ③名勝「おくのほそ道の風景地」の一つとして、本質的価値を踏まえた活用を図るとともに、周辺地域と連携した取組の充実化や、草加市民のシンボルとして、市民の活動・交流の中心となるにぎわいの場としても積極的に活用する。

「草加松原」個別の本質的価値を地域住民や来訪者に理解していただくための活用を図るとともに、名勝「おくのほそ道の風景地」の他の指定地や草加宿等の周辺の歴史資源等との相互の関連性を踏まえた活用を図ります。

市民と行政による保護活動により維持・継承がなされ、歴史や文化、人々の活動・交流の中心となる草加市民のシンボルとなった経緯を踏まえ、「草加松原」の保存を前提にした上で、指定地内は行事・催事を行うにぎわいの場として積極的に活用します。

＜整備の基本方針＞

④「草加松原」の本質的価値を構成する諸要素を適切に維持・改善し、周辺地域と連携して、公開・活用に必要な施設等を整備する。

「草加松原」の風致景観を継承するため、松並木の存続に必要な整備や、道、綾瀬川の適切な維持・改善を図る保存修理や修景等に係る整備を実施するとともに、本質的価値に負の影響を与える施設等の諸要素の改善を図ります。また、『おくのほそ道』の本質的価値の理解に必要な情報提供並びに公開・活用を促進するための施設等の整備を周辺地域と連携して実施します。

＜運営・体制の基本方針＞

⑤関係機関との情報共有や事業調整を図り、市民と共に「草加松原」を後世に継承していくため、市民や団体との保存・活用の連携体制を構築する。

「草加松原」の適切な保存・活用を推進していくために、周辺も含めた所有者・管理者間の保存・活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制の構築並びに名勝「おくのほそ道の風景地」の他の指定地との連携体制を推進します。

＜事業の実施の基本方針＞

⑥関係部局・機関との調整を図り、段階的に事業を確実に実施する。

草加市のシンボルである「草加松原」の位置付けを踏まえ、文化、観光、まちづくり等の多様な関連部局と調整を図りつつ、「草加松原」の風致景観の保護や向上を図るための事業を計画的に実施します。

＜経過観察の基本方針＞

⑦保存環境や活用の状況を的確に把握・評価し、保存・活用に反映する。

「草加松原」の風致景観を適切に保存・活用していくために、指定地及び周辺の保存・活用の状況を的確に把握・評価し、その結果を反映して改善を図ります。

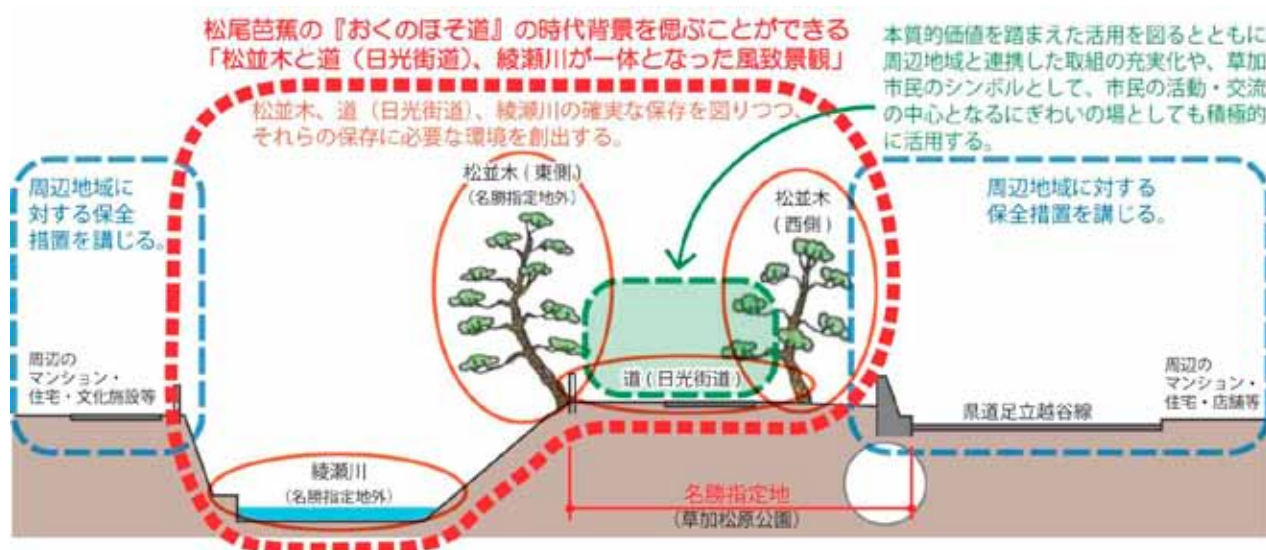


図 5-1:「草加松原」の目標像のイメージ

※本図は、構成要素の構成を示すための模式図です。道路や河川の幅員等を正確に示した図ではありません。

第6章 保存（保存管理）

1. 現状・課題

草加松原の成立時期は明らかではありませんが、江戸時代から日光街道の名所として知られてきました。

昭和 40 年代には、根元を通行する車両の振動・排気ガスにより、マツの本数は著しく減少しました。これに対して、市民有志による「草加松並木保存会」が結成され、草加市と協働して保護の取組が進みました。また、関係機関への働きかけにより、県道足立越谷線の西側移設による松並木の遊歩道化が功を奏し、現在（平成 29 年）の松並木は古木・若木併せて 634 本となっています。

平成 27 年度に実施された松並木の調査によると、全体の 9 割を超えるマツが大きな問題がないとの結果が出ていますが、古木の一部については腐朽空洞率が高いものがある他、マツの高密度や土壌の養分過多等が指摘されています。望ましい保存（保存管理）を行うためには、個々のマツの生育環境に注意しつつ、松並木全体としての保存について考えていかななくてはなりません。

「草加松原」の周辺地域は、指定地の東方に高層マンション・一般住宅地が広がり、市内を代表するベッドタウンを形成しています。交通の結節点及び人口の密集地に位置していることから、名勝指定地内の保護のみならず、一体的な景観をなす周辺地域の環境保全についても対策を講ずる必要があります。

また、周辺地域は、「草加市景観計画」において重点地区に指定され、歴史・文化・伝統をいかした景観形成を推進する地区に当たります。しかし、現状では周辺の景観に調和していない既存建造物もあるため、より地区の特性に合った景観誘導の方法を検討していく必要があります。

2. 方向性

保存（保存管理）の基本方針

- ・「草加松原」の本質的価値を構成する要素と周辺の要素の松並木、道（日光街道）、綾瀬川の確実な保存を図りつつ、それらの保存に必要な環境を創出する。
- ・「草加松原」の風致景観に影響する周辺地域に対する保全措置を講じる。

- 本質的価値を構成する要素と周辺の要素である松並木、道（日光街道）、綾瀬川の適切な維持管理を行うとともに、松並木の存続や、道（日光街道）や綾瀬川の環境改善を図ります。
- 本質的価値を構成する無形の要素については、市民と行政による松並木の保護を推進していくとともに、松並木の保存を前提とした行事・催事の在り方を明確にします。
- 本質的価値を構成する要素以外の各要素については、現状や保存・活用上の位置付けに応じた保存管理の方法を定めます。
- 「草加松原」で予測される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、法令に基づいた適切な管理を実施していくため、現状変更の取扱いと取扱い基準及び日常の維持管理行為を設定します。
- 松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観に視覚的影響を及ぼす周辺地域について、他の事業や法令等と緊密に連携した保全措置を講じるとともに、名勝指定地内で影響を軽減するための修景等の対応を図ります。
- 指定地に隣接する綾瀬川については、水質を改善し、良質な河川環境の維持管理を進め、松並木については、追加指定等の可能性も含めた保全措置を検討していきます。
- 指定地に隣接する綾瀬川の改修について、「草加松原」の本質的価値の保存・活用と治水の両立に向けた協議・調整を継続します。

3. 構成要素等の保存管理の方法

「史跡等整備のてびき～保存と活用のために～」(史跡等整備の在り方に関する調査研究会、文化庁文化財部記念物課、平成 16 年 3 月)によると、名勝を含む史跡等の保存管理の方法としては、大きく「保存のための管理(名勝を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置)」と「復旧(名勝がき損し又は衰亡している場合に、き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置)」に分けられます。

「草加松原」の松並木、道(日光街道)、綾瀬川が一体となった風致景観は、市民と行政による松並木の保護活動により、各時代の社会状況等に応じて各要素が変化をしながら維持・継承されてきたため、「草加松原」の保存管理は、「保存のための管理」が中心となります。

また、名勝指定地は、都市公園として整備されてきた経緯から、現在、公園・道路施設が多く指定地内にあるため、それらについて、今後は長期的な視野を持ちつつ、風致景観に与える影響があるものについては、改善を図ることや、必要に応じて移設や撤去を行うことを考えていく必要があります。

そのため、「草加松原」の保存管理の方法を次のように設定して、本質的価値を構成する要素に加えて、その他の要素も含めた各構成要素等の保存管理の方法を整理します。

表 6-1 : 「草加松原」の保存管理の方法

保存管理の項目		保存管理の内容
保存のための管理	維持管理	日常的な維持管理により現状を保存管理します。
	維持改善	現状を保存管理しつつ、適切な保存や良好な風致景観の形成のために、部分的または将来的に改善を図ります。
	移設・撤去	本質的価値を構成する要素の保存や風致景観上支障となるため、その機能上、他所への設置が可能なものについて、移設や撤去を行います。
復旧	遺構保存	遺構の劣化や風化等の進行防止や速度低下のための処理を実施します。 (今後の調査により確認された場合に必要に応じて実施します。)

①本質的価値を構成する有形の諸要素の保存管理

要素	保存管理の方法	
松並木(西側)	維持管理	・市の年間維持管理計画に基づき、適切にマツの維持管理を行います。 ・土壌改良(養分過多への対策)や腐朽空洞箇所の処置、高密度部分のマツの移植、病虫害対策等のマツの生育環境改善のための維持管理作業を実施するとともに、必要に応じて適切な補植を行います。 ・幹回りが2mを超える古木は、特に樹勢の維持を図るとともに、種子の保全等による後継樹の育成について検討します。
	維持改善	・マツの保護に必要な踏圧防止策や支柱等の倒木対策を行います。 ・上記内容を踏まえた松並木の維持管理マニュアルを策定します。
道(日光街道)	維持改善	・現在は、一部に園路が整備され、道としての役割を担っていますが、将来的には、松尾芭蕉の『おくのほそ道』の時代背景を偲ぶことができる風致景観や歩行性を考慮した舗装及び幅員に改修します。
地下に埋蔵されている遺構・遺物	遺構保存	・今後の発掘調査等により、地下遺構や遺物が確認された場合は、調査結果に基づき適切な保存を図るとともに整備や活用方法を検討します。

②本質的価値の保存に何らかの影響を及ぼす有形の諸要素（その他の要素）の保存管理

要素		保存管理の方法	
記念碑等	維持管理		・ 記念碑・記念像等は現状維持を基本としますが、既に名勝指定地内に多くの記念碑等が設置されているため、名勝指定地外に設置可能な記念碑等については、移設を検討します。
	移設・撤去		・ 記念碑等の新設については、指定地内に設置する目的及び必要性が明確であり、「草加松原」の本質的価値を高めるもののみ、設置を認めます。
公園施設	園路・広場	維持改善	・ 遊歩道としての機能維持に必要な日常的な維持管理を行います。 ・ 将来的には、松尾芭蕉の『おくのほそ道』の時代背景を偲ぶことができる風致景観や歩行性を考慮した舗装及び幅員に改修します。
	修景施設	維持改善	・ 噴水・流れについては、公園利用の現状を考慮して現状維持に必要な維持管理を実施します。 ・ 施設の更新時には、佐藤落を模すなど「草加松原」に関連した修景整備を行うことを検討します。
	休憩施設	維持改善	・ 休憩施設（四阿、休憩所、ベンチ）及び便益施設（トイレ、水飲み）、管理施設（公園灯）については、公開活用に必要な施設として現状維持に必要な維持管理を実施するとともに、来訪者の安全を確保するために必要な新設・改修等を行います。 ・ 施設更新時には、施設に求められるニーズと風致景観との調和に配慮し、施設デザインの統一化を図ります。
	便益施設		
	管理施設		
	その他建築物	維持管理	・ 望楼については、公開活用に必要な施設として適切な維持管理を行うとともに、現在の用途を継続するために必要な改築・改修等を行います。
道路施設		維持管理	・ 安全柵については、公開活用に必要な施設として現状維持に必要な維持管理を実施するとともに、来訪者の安全を確保するために必要な新設・改修等を行います。
		移設・撤去	・ 交通標識、信号、街路灯等については現状維持を基本としますが、機能上、名勝指定地外に設置可能な施設については、移設を検討します。
その他工作物		維持改善	・ 解説板や周辺施設の案内板等については、構造物の乱立を防ぐために集約化を検討します。また、機能上、名勝指定地外に設置可能な施設については、移設を検討します。
		移設・撤去	
マツ以外の植栽		維持改善	・ 植栽の現状維持に必要な維持管理を実施するとともに、新たな植栽については、「草加松原」の景観への影響について、十分検討した上で実施します。 ・ 実生木については、除去することを基本とします。

③本質的価値に関わる無形の諸要素の保存管理

要素		保存管理の方法	
市民と行政による松並木の保護	維持改善		・ 市民による名勝指定地内の清掃活動を実施します。 ・ 市民参加による松並木の保護に向けた仕組みづくりを進めます。
行事・催事	維持改善		・ 名勝指定地内で実施する行事・催事については、松並木の保存に影響を与えないもの、または条件を付すことで影響を少なくすることができものについて許可します。 ・ 行事・催事の内容及び開催に伴う仮設物の設置については、草加市教育委員会で確認し、必要に応じてマツ等の保護措置の指導を行います。

④本質的価値を構成する周辺の諸要素の保存管理

要素	保存管理の方法	
松並木（東側）	維持管理	・河川区域内のマツについては、名勝指定地内と同様の保存管理を行うことを前提とし、河川管理者と必要な協議・調整を進めます。
	維持改善	
綾瀬川	維持管理	・今後実施される護岸改修については、松並木の保護に考慮した改修方法について、河川管理者と協議・調整を進めます。 ・市民との協働による河川の水質改善を推進しつつ、河川管理者及び埼玉県等と協調した対策を実施します。
	維持改善	

⑤良好な風致景観の形成に向けた保存管理

松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観を形成していくために、名勝指定地内や隣接地で次の保存管理を実施します。

- ・河川側に設置された安全柵や注意・啓発看板、県道側の道路境界部に設置された擁壁については、安全性や視認性の確保を前提としつつ、松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観を演出するために、デザインや規格の統一、修景整備を図ります。
- ・良好な生育環境の創出と適切な植栽間隔の維持を両立させ、一体的な「松並木」として成立するように整備します。



図 6-1：河川側に設置された注意・啓発看板のデザイン



図 6-2：県道側に設置された擁壁

4. 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを次のとおり整理します。

文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文(抜粋)を資料編に掲載します。

なお、「草加松原」の保存・活用には、文化財保護法以外にも、都市公園法や道路法、隣接する河川区域では河川法等の各法令等に基づく諸手続きが必要となります（P80 参照）。

(1) 管理・保護に関する手続き

文化財保護法等に記載されている管理・保護の手続きを表 6-2 のとおり整理します。

表 6-2：管理・保護に関する諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20 日以内	文化財保護法第 119 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 1 条、第 2 条
所有者の変更	届出	20 日以内	文化財保護法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 3 条
管理責任者の変更	届出	20 日以内	文化財保護法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 4 条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20 日以内	文化財保護法第 120 条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 5 条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10 日以内	文化財保護法第 118 条、第 120 条、第 172 条第 5 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 6 条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30 日以内	文化財保護法第 115 条第 2 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第 7 条
現状変更等	許可申請	-	文化財保護法第 125 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
復旧	届出	30 日前まで	文化財保護法第 127 条第 1 項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第 1 条、第 2 条、第 3 条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	-	文化財保護法第 118 条、第 120 条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第 3 条

(2) 現状変更等に関する手続き

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の名勝において、「現状を変更する行為」及び「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」と記します）を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないこととされています。そのため、「草加松原」における現状変更等の取扱いについて、次のとおり設定します。

①法令に基づく申請・許可の内容

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を表 6-3 のとおり整理します。

表 6-3：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限を有する者
1. 文化財保護法 第 125 条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記 2 及び 3 以外で、名勝等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
2. 文化財保護法施行令 第 5 条 第 4 項 （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務のうち、「草加松原」に関連する事項に関するものを掲載） i) 小規模建築物 ^{※1} で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ii) 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 ^{※2} 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） iii) 文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 iv) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 v) 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） vi) 木竹の伐採 vii) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	草加市教育委員会
3. 文化財保護法第 125 条 i) 維持の措置 ^{※3} ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可が不要

※1：階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120m²以下のもの。

※2：改修又は除却にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。

※3：文部科学省令第 11 号：文化財保護委員会規則第 10 号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則：維持措置の範囲）に基づく。

②現状変更等の対象行為

文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、「草加松原」で想定される行為を次のとおり整理します。

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為を指します。

「草加松原」において想定される現状変更には次の行為があります。

- ・発掘調査等の各種学術調査
- ・名勝の保存管理及び整備・活用に係る行為
- ・工作物の設置、改修、除却、色彩の変更（日常の維持管理として実施する補修・修繕を除く）
- ・土地の掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更
- ・木竹（マツを含む）の伐採、植栽、移植
- ・土石類の採取
- ・行事・催事の開催に伴う仮設物の設置

イ. 保存に影響を及ぼす行為

名勝における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではありませんが、名勝の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為を指します。

「草加松原」において想定される保存に影響を及ぼす行為には次の行為があります。

- ・松並木を形成するマツの近接地における重量物の搬入・設置・通行
- ・松並木を形成するマツの近接地において著しく震動を発生させる行為
- ・松並木を形成するマツの根本付近に不特定多数の人が進入する行為
- ・地下遺構・遺物がある可能性がある名勝指定地内における重量物の搬入・設置・通行
- ・地下遺構・遺物がある可能性がある名勝指定地隣接地での掘削を伴う行為

③現状変更等の取扱基準

＜「草加松原」の現状変更等の取扱の基本方針＞

- ・原則として、名勝指定地内においては、発掘調査等の学術調査、名勝の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとします。
- ・ただし、公益上、名勝見学の便益上必要な現状変更等については、名勝の価値に影響を及ぼさない範囲で認めることがあります。
- ・現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、名勝の風致景観の保全に配慮するなど、名勝の保存への影響を軽減する措置が採られていることを許可の条件とします。
- ・各種現状変更等に際しては、原則として草加市教育委員会と事前協議を行うものとします。特に公共・公益事業及び不特定多数の人が名勝指定地内に進入する大規模な行事・催事等が予定される場合は、計画段階から関係機関で協議・調整を図ります。
- ・名勝指定地隣接地（綾瀬川河川区域及び県道足立越谷線、県道草加流山線、市道 1020 号〔松原文化通り〕）における工作物の新築（設置）、増築、改築（改修）、色彩の変更の場合は、現状変更等の取扱の許可基準に準ずるものとするよう、設置者に対して協力を求めます。
- ・周辺地域における建築物・工作物の新築（設置）、増築、改築（改修）、色彩の変更の場合は、名勝指定地内及び周辺との景観に配慮し、景観法に基づく草加市景観計画に定めた景観形成基準に準ずるものとするよう、設置者に対して協力を求めます。
- ・都市公園法や道路法等の名勝指定地内に関係する他法令や条例については、各法令等に基づいて、行為に必要な許可申請を行うものとします。

基本方針に基づく現状変更等の許可申請の対象となる具体的な行為と許可基準について、次のとおり示します。

なお、現状変更等を行うに当たっては、事前に草加市教育委員会に相談するとともに、必要に応じて文化庁、埼玉県と協議します。

＜現状変更等の取扱の許可基準＞

ア．現状を変更する行為の許可

「草加松原」を構成する要素において、「本質的価値を構成する有形の諸要素」に分類された各要素の確実な保存を前提に実施する次の行為については、許可を受けることができます。

ア－１ 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

- ・名勝の本質的価値を損なうことなく、調査目的が適切であり、必要最小限の範囲であるとともに、草加市教育委員会または専門家等の指導を受けて実施するもの。

ア－２ 名勝の保存管理及び整備・活用上必要な行為

- ・施設の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、名勝の本質的価値を減じることのないこと。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、草加市教育委員会との事前協議を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

＜対象となる行為の例＞

- ・文化財保護法第115条に規定する保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲い等の保存施設の設置
- ・松並木を形成するマツの補植栽や保存管理に必要な工作物の設置
- ・道（園路）の改修・復旧
- ・名勝の保存管理・整備・活用のための木竹（マツを含む）の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備・活用のために必要な工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

ア－３ 公益上必要な行為

- ・公益上必要な行為に伴う「工作物の設置・改修・除却・色彩の変更」、「土地の形質の変更」、「木竹（マツを含む）の伐採、植栽、移植」について、名勝の本質的価値を構成する有形の諸要素の保存、名勝としての風致景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で草加市教育委員会と事前協議・調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞

- ・公園施設及び道路施設、便益施設の設置、改修、除却等
- ・電柱・電線等、地下埋設の配管類の設置、改修、除却等

ア－４ 行事・催事の開催に必要な行為

- ・行事・催事の実施に伴う仮設物の設置にあたっては、名勝の本質的価値を構成する有形の諸要素の保存に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で草加市教育委員会と事前協議・調整を行うこと。

＜対象となる行為の例＞

- ・行事・催事の開催期間に設置する誘導案内板、テント等の仮設物の設置

イ 保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに草加市教育委員会と事前協議し判断するものとします。

④現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為は表 6-4 のとおりとします。

表 6-4：現状変更等の許可を必要としない行為

許可等の考え方	保存管理方法	内容
許可・届出を必要としない行為	維持管理	ア. 樹木等の植物や公園・道路施設等の日常の維持管理 ・日常的に実施する植物管理、施設管理、管理運営 イ. 非常災害時に必要な応急措置 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損や滅失を未然に防止するために行う応急的な措置
届出による対応で、許可を必要としない行為	復旧	ア. 公園・道路施設等の機能維持のための復旧 ・地震や豪雨等の非常災害時に、き損・破損（以下、き損等と記します）に対する応急的な措置及び原状復旧

⑤現状変更等の手続きの流れ

「草加松原」の保存管理に当たって、必要となる諸手続きの流れについて、通常の実況変更等の手続きの流れと、緊急処理を要する可能性が高いき損等の処理の諸手続きの流れについて次のとおり示します。

なお、文化財保護法に基づく手続きのほか、行為の内容により都市公園法や道路法、河川法等に基づく申請等が必要な場合は、各法令等に基づく手続きが必要になります。

ア. 現状変更等の手続きの流れ（図 6-3）

現状変更等を行うに当たっては、事前に草加市教育委員会と事前協議を行うことを基本とし、次に示す流れで手続きを進めます。

実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要があります。

イ. き損等時の手続きの流れ（図 6-4）

台風や大雨、地震等により緊急を要するき損等が起こった場合は、通常の実況管理で対処できる軽微なき損等を除いて、先ず、き損等の状況を迅速に草加市教育委員会に報告した上で、文化庁長官宛てにき損等に関する届出を行う必要があります。また、発生したき損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について草加市教育委員会と協議を行い、修理手法などの検討を行う必要があります（協議は、草加市教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁及び埼玉県と行う）。

修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の 30 日前までに文化庁長官宛てに提出し、修理を行います。ただし、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要があります。

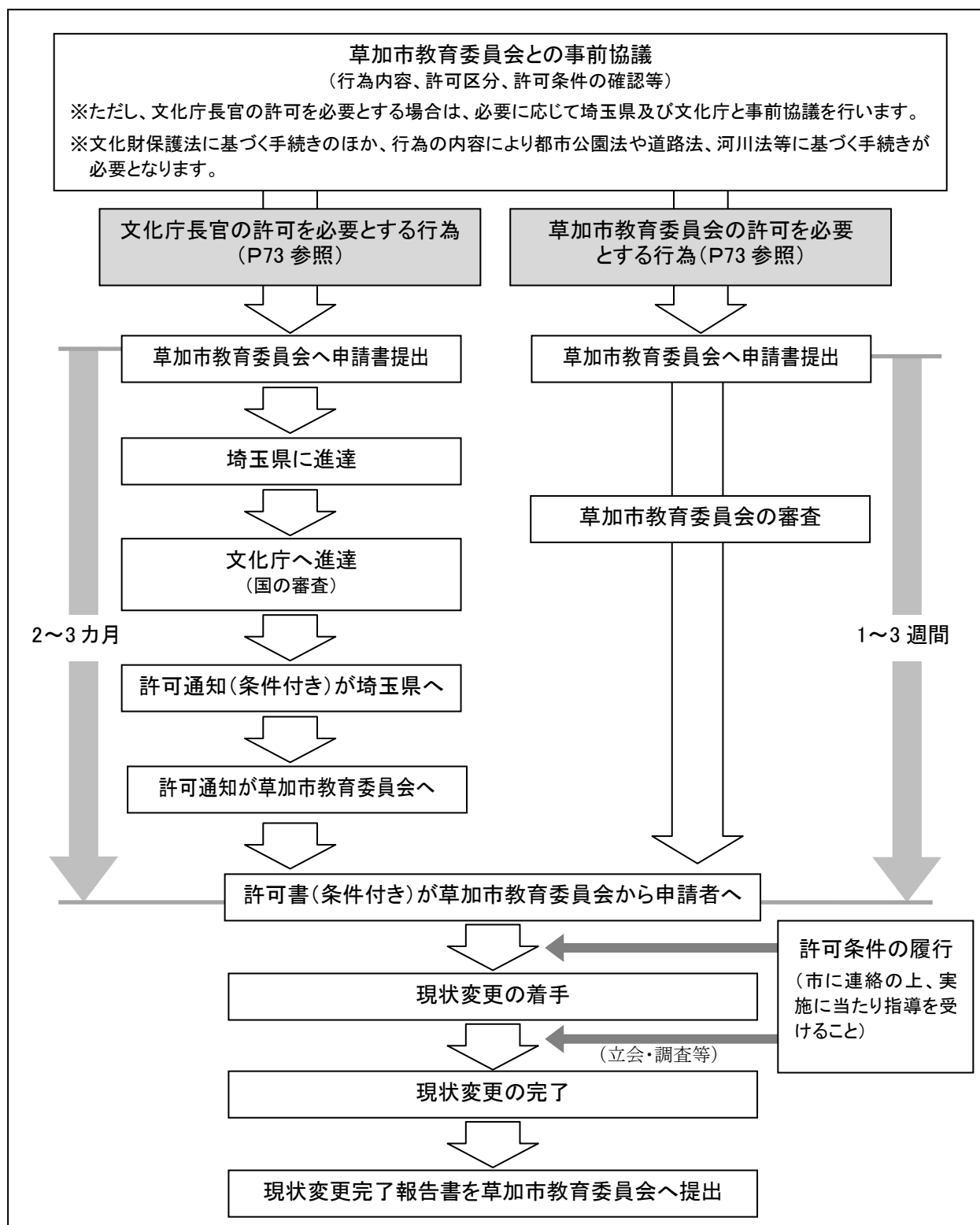


図 6-3 : 現状変更等の諸手続きのフロー図

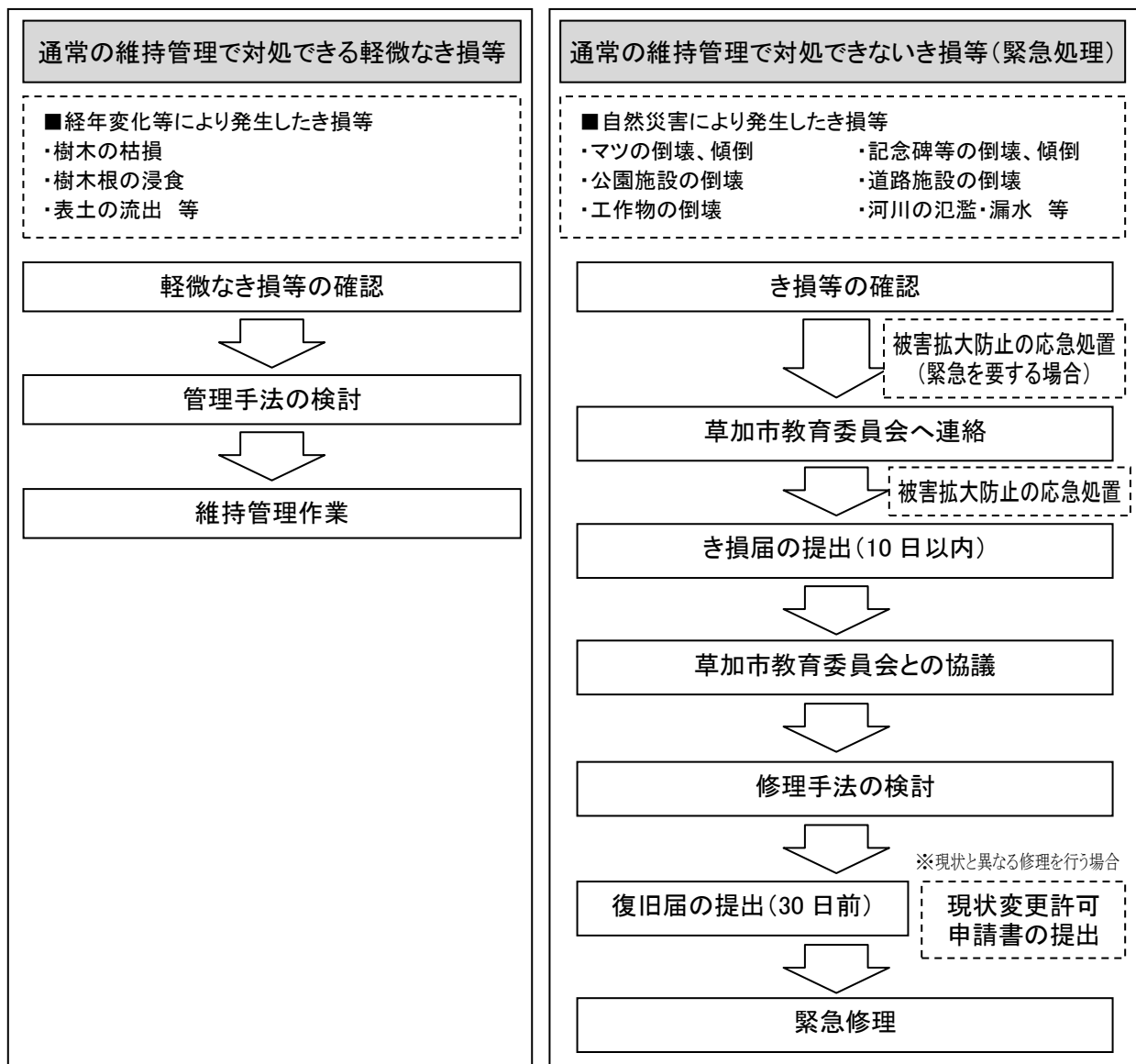


図 6-4：き損等の発生時の諸手続きのフロー図

⑥日常の維持管理の内容

許可・届出を必要としない行為のうち、「ア．樹木等の植物や公園・道路施設等の日常の維持管理」に係る行為を次のとおり設定します。

ア．植物管理

取扱条件	・処理において地形の変更を伴わないもの ・処理において周辺の工作物等に影響を与えないもの ・処理において伐根を伴わず、地表面や地下部分に影響を与えないもの ・枯損木の伐採については、草加市教育委員会が確認して実施することを前提とする なお、伐根については現状変更等の許可を必要とする ・植物管理の規模により地表面や地下部分及び景観に影響する可能性があるものについては、現状変更等の許可の必要性について草加市教育委員会に相談する
維持管理内容	・草本類の管理（芝刈、草刈、除草、植え替え、株分け等） ・整枝剪定、刈込み等の樹木の手入れ ・病虫害防止のための措置 ・安全管理のために行う枯損木の伐採、枯枝の除去 ・施設等に影響を及ぼす実生木や支障木の除去 ・支柱の設置・付け替え

イ．公園施設・道路施設等の維持修復

取扱条件	・処理において地形の変更を伴わないもの ・安全管理の予防措置として行うもの ・施設の更新（更新時に撤去する計画の施設を除く）又は部分補修で、材料・形状寸法・色調・デザイン・位置等に変更を伴わないもので、地表面及び地下部分に影響を与えないもの ・行事・催事の開催に伴う仮設物の設置については、現状変更等の手続きを必要とする ・維持修復の規模により地表面や地下部分及び景観に影響する可能性があるものについては、現状変更等の許可の必要性について草加市教育委員会に相談する
維持管理内容	・園路又は広場に発生する水たまりの埋戻し及び不陸の整正 ・擁壁等で、表土流出を一時的に抑えるために緊急を要する応急措置 ・石積・石組・階段等に二次的に堆積した土砂の除去 ・園路・階段・縁石・側溝・四阿・ベンチ等の構造やデザインの変更を伴わない現状に復するための補修 ・管理運営上必要な、外柵・ロープ柵・竹垣・板垣等で、同質材料かつ同規模の更新 ・管理運営上必要な、解説板・案内板・制札板・誘導標識等の表示板の更新や小規模工作物の部分補修 ・望楼等の建築物の、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕 ・防犯・防災上必要な設備の補修及び修繕、同規模での更新

(3) 文化財保護法以外の法令等に基づく諸手続き

文化財保護法以外の法令等で、「草加松原」の保存・活用に関わる主な諸手続きについて、次のとおり整理します。各行為を実施する際には、表 6-5 に示す担当課・機関に対して、各法令等に基づく手続きを行うものとします。

表 6-5：文化財保護法以外の主な法令等と手続きが必要な行為および担当課・機関

主な法令等 (適用範囲)	許可・申請の内容	担当課・機関
都市公園法 草加市都市公園条例 (名勝指定地内)	都市公園内において、工作物等を設けようとするときや、公園を特定の用途で使用する場合には公園管理者の許可を得る必要がある。 - 公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。(都市公園法第 5 条) - 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。(都市公園法第 6 条) - 都市公園において、物品の販売等の営業行為や競技会、展示会、集会等の行為等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。(草加市都市公園条例第 3 条)	草加市役所 みどり公園課
道路法 道路交通法 (名勝指定地及び西側隣接地)	道路に一定の施設を設置し、継続して道路を占有・使用する場合は、道路管理者（市道においては市長）や所轄警察署長の許可を得る必要がある。 - 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。(道路法第 32 条) - 道路に石碑、銅像、広告板、アーチ等の工作物や、露店、屋台店等の店の設置、道路において祭礼行事等の行為をしようとする者は、管轄する警察署長の許可を受けなければならない。(道路交通法第 77 条)	草加市役所 維持補修課 草加警察署
河川法 (東側隣接地)	河川区域内の土地の占有や、工作物の新築・改築・除却、土地の形状変更をする場合は、河川管理者（東側隣接地においては江戸川河川事務所）の許可を得る必要がある。 - 河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。(河川法第 24 条) - 河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。(河川法第 26 条) - 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、軽易な行為については、この限りでない。(河川法第 27 条)	国土交通省 関東整備局 江戸川河川事務所

5. 周辺地域の保全

①周辺地域の保全に向けた取組

名勝指定地及び周辺一帯は、上位計画である「草加市都市計画マスタープラン」で、市のシンボルとして、市民文化の拠点・交流機能の充実を図るとともに、魅力的な都市景観を誘導する「文化核」として位置付けられています。また、草加松原及び旧日光街道沿いの旧町地区は、「草加市景観計画」及び「草加市景観条例」によって、行政が市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく「重点地区（松並木沿い地区、旧道沿い地区）」に位置付けており、地区固有の景観形成基準を設けるなど、良好なまちなみ景観を誘導するよう努めています。

一方で、一部の既存建築物などは、現状では周辺のまちなみ景観に調和していないものもあるため、今後、より地区の特性に合った景観形成基準への見直しや、より実効力のある景観誘導の方法を検討していきます。

また、旧町地区をはじめとする周辺地域には、「本質的価値に密接に関わる周辺地域の諸要素」として位置付けられる草加宿に関連する歴史資源等が所在します。これらの歴史資源等については、文化財に指定されていないものも多いため、それらの保存や活用に向けた具体的な取組については、「草加市文化財保護基本計画」の改定等に合わせて検討していきます。



図 6-5：草加宿に関連する歴史資源（神明宮）

②追加指定に向けた取組

名勝指定地東側に隣接する綾瀬川の河川区域内には、「本質的価値を構成する周辺の諸要素」として位置付けられる松並木（東側）や綾瀬川が所在します。これらは、名勝指定地内の松並木（西側）や道（日光街道）とともに、草加松原の風致景観を形成する重要な要素として指定地と一体的な保存を図っていく必要があります。

そのため、河川管理者である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所に保存に向けた協力を求め、必要性が提起されている河川改修との協議・調整を進めていくとともに、河川区域内の追加指定等の可能性についても協議していきます。

③公有地化に向けた取組

名勝指定地の周辺地域の保存管理に向けて、良好なまちなみ景観の創出に努めていくとともに、指定地周辺において、ある程度まとまった土地の確保が可能な場合は、良好な風致景観の形成に有効な土地利用や「草加松原」の活用のための土地利用の観点から、市の財政状況を踏まえて、公有地化を検討します。

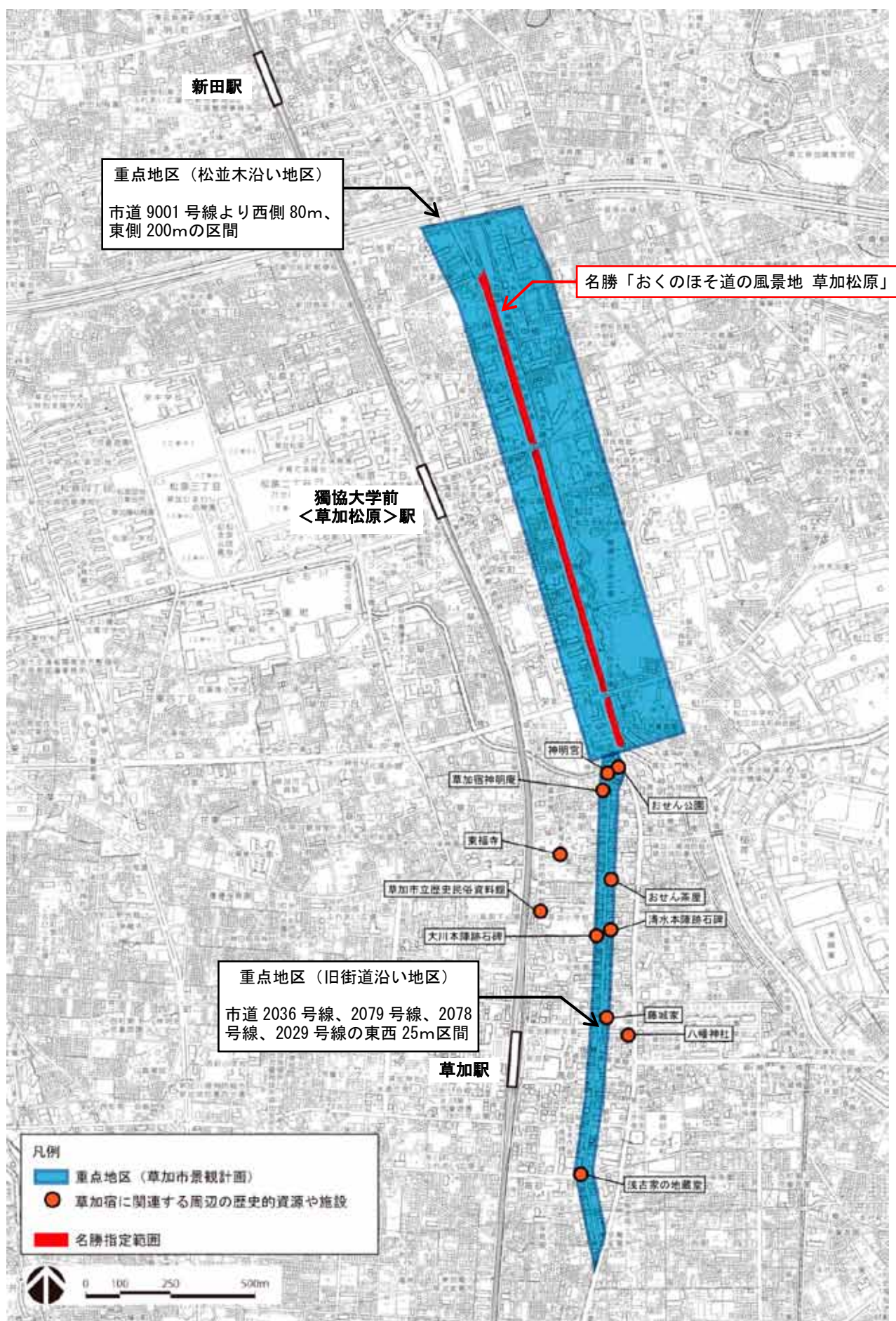


図 6-6：名勝指定地及び周辺一帯における草加市景観計画上の位置付け

第7章 活用

1. 現状・課題

名勝指定地は、総合振興計画において「文化核」、「にぎわい交流エリア」に位置付けられています。また、市道であるとともに都市公園にも指定されており、市民の憩いの場として日常的に多くの人々が訪れ、草加市の主要な市民イベントの会場として利用されています。また、草加市は、市制 30 周年に当たる昭和 63 年(1988)から、芭蕉ゆかりの地として国際シンポジウムの開催や「奥の細道文学賞」の創設に代表される『おくのほそ道』に関連する事業を展開しており、名勝指定を契機として、草加松原は、草加市を代表する観光資源、シンボルとして一層の活用が期待されています。

アクセス環境としては、県道足立越谷線が並行して走っているほか、東武スカイツリーライン獨協大学前<草加松原>駅から徒歩4分という好条件にあります。また、平坦な地形は徒歩や自転車での移動に適しており、ウォーキングコースやサイクリングコースも設定されているため、市内外から多くの人が散策に訪れています。

そのため、駅からの徒歩や自転車による来訪を促進するとともに、周辺の歴史資源等との回遊性を高めるため、周辺地域との一体的な観光コースの充実化や自転車走行空間のネットワークづくりについて検討する必要があります。この他、近年は大型バスによるツアー観光客が増えつつあることから、大型バスの受入れも課題となっており、これらも含めた将来的な来訪者の受入れ体制についても「草加松原」をはじめとする文化財等の保存環境への影響を考慮しつつ、草加市全体の取組の中で検討していく必要があります。

また、名勝おくのほそ道の風景地の他の指定地に関わる自治体間の連携として、平成 26 年(2014)に「おくのほそ道の風景地ネットワーク」が設立され、スタンプラリー等の取組が進められています。

2. 方向性

活用の基本方針

・名勝おくのほそ道の風景地の一つとして、本質的価値を踏まえた活用を図るとともに、周辺地域と連携した取組の充実化や、草加市民のシンボルとして、市民の活動・交流の中心となるにぎわいの場としても積極的に活用する。

- 「草加松原」の本質的価値の適切な保存を前提に、地域住民や来訪者にその価値を理解していただくための積極的な活用を図ります。
- 「草加松原」に関連する草加宿や札場河岸公園等の周辺の歴史資源等との連携した活用を図ります。
- 松並木の歴史や遺構に関する調査を継続し、調査研究で得られた成果は積極的に公開し、地域住民や来訪者と草加松原の価値を共有する機会を設けます。
- 草加市の『おくのほそ道』に関わる様々な取組との連携も含め、学校教育・社会教育における積極的な活用を図ります。
- 「草加松原」で開催される行事・催事の適切な運用を行い、本質的価値の維持・向上に努めつつ、幅広い活用を図ります。
- 『おくのほそ道』に関連する草加市のこれまでの取組を充実させていくとともに、名勝おくのほそ道の風景地の他の指定地と連携して一連の風景地としての活用を進めます。

3.「草加松原」の活用方法

①利用の現状とマツの生育環境を考慮した公開

名勝指定地の公開については、指定地内が生活動線として使用されている現状や、都市公園としての機能を考慮し、終日自由に出入り可能な現在の利用形態を継続します。

公開範囲についても、現在の名勝指定範囲（公園区域）全域の公開を基本としますが、今後、マツ周辺の土壌の踏圧や根元・幹の損傷による被害が生じた場合は、マツの生育状況を改善するために、柵等を設置して立入り制限を行うことを検討します。

②調査・研究の推進と情報公開による普及啓発

松並木の成立時期や草加宿との関係、成立後における景観の変遷等を把握するため、古文書等の史料調査やマツ古木の植栽時期の解明を目的とした遺伝子検査等を推進します。

また、施設の更新等の地形の改変を伴う整備に合わせて発掘調査を実施し、遺構の遺存状況や松並木や街道の変遷等を確認します。

調査により明らかになった内容や発掘された遺物等については、積極的に広報・公開して、普及啓発に活用します。

③本質的価値の理解を深めるための情報提供

「草加松原」の本質的価値の理解を深めていくために、次の内容で情報提供を行います。

情報提供に当たっては、類似情報の乱立を防ぐとともに、解説板のデザインの統一化を図る等、既往の提供方法を必要に応じて見直し、関連する部署間での調整を十分に行いながら実施します。

- ・解説板設置や、パンフレット・リーフレットの配布、草加市ホームページでの情報公開等様々なメディアを活用して情報提供を充実させます。
- ・「草加松原」や草加宿等の周辺の歴史資源等に関する総合案内（ビジターセンター）機能やガイダンス機能等を持つ情報提供の拠点として、草加市立歴史民俗資料館の活用を検討します。
- ・暗渠化された佐藤落については、草加松原の歴史を伝えるために重要な要素であるため、名勝指定地の南北端付近（指定地外）に残る痕跡等（図 7-1、7-2）をいかした説明板の設置や草加市立歴史民俗資料館での模型展示等、積極的な情報発信を行います。

④「草加松原」の歴史文化の理解、保護・愛着の意識醸成を目指した学校教育・社会教育への活用

「草加松原」が市民と行政の保護活動によって維持・継承されてきたことを学び、保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、次の内容で学校教育・社会教育に活用します。

- ・「草加松原」をはじめとする『おくのほそ道』の歴史文化を学習できる小冊子の作成や社会科副読本の内容強化等、郷土学習の教材を開発し、活用します。
- ・「草加松原」を学校教育における校外学習の場として活用します。
- ・「草加松原」の歴史文化や『おくのほそ道』をテーマにしたシンポジウムや講座、見学ツアーを企画します。
- ・学校教育及び社会教育の場を活用したマツ古木の種子等の保全方法について検討します。

⑤市民の活動・交流の中心の場となる行事・催事への活用

「草加松原」の人々の活動・交流の中心としての位置付けを踏まえ、現在、名勝指定地で開催されている行事・催事の他、保存管理との両立を図った上で、新たな企画を含めて、積極的に開催し、にぎわいの場として活用していきます。

行事・催事の開催に伴う現状変更等の手続きについては、市民団体等による催事の企画・開催も幅広く行えるよう、手続き方法を明確にし、周知を図ります。

⑥『おくのほそ道』に関連する自治体と連携した普及啓発

『おくのほそ道』に関連する自治体の連携組織である「おくのほそ道の風景地ネットワーク」や自治体や団体等の関係機関による「奥の細道サミット」を活用して、『おくのほそ道』に関連する自治体との連携を図ります。

特に、名勝「おくのほそ道の風景地」の隣接指定地であり、『おくのほそ道』のストーリー上、「草加松原」とともに奥羽に入る前の旅路として位置付けられる栃木県・福島県の指定地との連携や、松尾芭蕉の旅路のルートとなった日光街道をテーマとした近隣宿との連携した活用について、共通のロゴマークの作成や、パンフレット等による共同の情報提供、イベントの共同開催、文化交流の開催等について、関連する自治体と協議・調整を行い、情報共有や普及啓発を促進します。

⑦周辺地域との一体的な利用促進

来訪者へのサービス提供を図っていくために、利便性の高い立地条件を活かした公共交通機関や徒歩・自転車の利用を基本として、次の内容で「草加松原」と周辺地域の一体的な利用を促進します。

- ・ 既往の観光コースを基に、駅を起終点に周辺地域の歴史資源との連携・回遊を考慮し徒歩で巡ることが可能なルート（図 7-3）やウォーキングコースやサイクリングコースなど、周辺の歴史資源等を含めて自転車で安全に巡ることができる走行空間のネットワークづくりを進め、様々な要望・目的に対応できるルートを設定するとともに、見学ツアーや周辺地域との一体的なイベントなどに活用します。
- ・ 名勝指定地内や周辺地域に案内板や誘導板を設置して、来訪者の「草加松原」及び周辺の歴史資源等への適切な誘導を図るとともに、指定地内を含めた休憩施設（お休み処）の設置について検討を進めます。
- ・ 市民団体による綾瀬川での和舟舟行の支援や夜間照明によるライトアップ等、草加松原の魅力を高める様々な眺望方法を検討し、実施します。
- ・ 名勝指定地周辺における大型バスの受入方法について、検討を進めます。

⑧「おくのほそ道草加松原」のブランド化の推進

「草加松原」の草加市民のシンボルとしての位置付けを踏まえて、認知度向上や普及啓発に向けて、「奥の細道文学賞」等の『おくのほそ道』に関連する既有事業や、「草加松原」に関する用語の商標登録等の「おくのほそ道 草加松原」のブランド化に向けた取組の継続・充実化を図ります。

また、市民による『おくのほそ道』や「草加松原」に関連する活動を紹介し、市民・企業・行政共同で認知度向上や普及啓発に向けた取組を進めます。



図 7-3：「草加松原」の周辺地域のアプローチルート（案）

第8章 整備

1. 現状・課題

草加松原は、名勝に指定される以前から整備が行われてきた歴史があります。

草加市では、昭和 50 年代から市民とともに松並木の保護に取り組み、昭和 60 年代からは「埼玉シンボルロード計画」、「『今様・草加宿』地域再生プロジェクト」等に基づき、草加松原の遊歩道整備が進められてきました。近年では、草加市の総合振興計画等にも草加松原の保全・活用を位置付け、平成 20 年(2008)からは景観計画によって松並木及びその周辺地域の景観保全に努めています。

遊歩道整備の過程で、指定地内にはトイレや四阿等の各種便益・修景施設が設置されてきました。これらは、適宜改修を図りながら維持管理してきたところですが、経年による老朽化に加え、現在の機能では来訪者の便宜に対応しきれていない点もあります。加えて、現在設置されている照明設備では、夜間における通行者の十分な安全を確保できていないため、安全性を確保できる十分な照度と植物等への環境にも配慮した照明設備の設置が必要です。

また、指定地に隣接する綾瀬川は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所より河川改修の必要性（実施時期は未定）が提起されていることから、河川改修については事前に十分な協議を行い、松並木の保全と治水の両立を図っていく必要があります。

2. 方向性

整備の基本方針

・「草加松原」の本質的価値を構成する諸要素を適切に維持・改善し、周辺地域と連携して、公開・活用に必要な施設等を整備する。

- 松並木、道（日光街道）、綾瀬川の適切な維持・改善を図る保存修理や修景等に係る整備を実施します。
- 指定地内の記念碑・公園施設・道路施設等の本質的価値に直接関係しない施設については、本質的価値に与える影響や活用上の必要性を踏まえて、改善・移設・撤去等の適切な対応を検討します。
- 「草加松原」の本質的価値の理解のために、名勝指定地内で必要な情報提供を行うとともに、周辺地域との一体的な活用のために、関連部局と連携した情報発信を行います。
- 指定地の公開や周辺地域も含めた利用を促進するために、指定地内や周辺への便益施設等の整備を実施します。

第 6 章及び第 7 章で整理した保存（保存管理）と活用に基づき、「草加松原」における整備内容を次頁に整理します。

3. 保存のための整備

整備項目	整備内容	
本質的価値を構成する有形の諸要素・周辺の諸要素の保存管理に関わる整備	松並木	・マツ古木の種子等による保全方法の検討 ・マツ古木の後継樹育成の検討・実施 ・植栽間隔の整備 ・マツの保護に必要な保護柵や支柱等の整備
	道（日光街道）	・園路の舗装、幅員の改修
	埋蔵文化財	・地下遺構や遺物の保存に必要な整備
良好な風致景観の形成に向けた保存管理に関わる整備	・河川区域内の注意喚起看板等の規格統一に向けた調整 ・植栽間隔の整備（再掲） ・県道側の土留め擁壁の修景整備の検討	

4. 活用のための整備

整備項目	整備内容		
名勝指定地内の施設等に関わる整備	記念碑等		・名勝指定地外に設置可能な記念碑等の移設
	公園施設	修景施設	・更新時の「草加松原」に関連した修景整備の検討
		休養・便益・管理施設	・照明設備の改修または新設 ・その他施設更新時の改修
		その他建築物	・望楼更新時の改修
	道路施設	安全柵	・施設更新時の改修
		交通標識、信号、街路灯等	・機能上、名勝指定地外に設置可能な施設の移設に向けた調整
	その他工作物		・解説板や周辺施設の案内板等の移設または集約化
公開に関わる整備	・マツの生育状況を改善するための立入り制限の検討		
情報提供に関わる整備	・解説板の設置 ・情報拠点の整備（草加市立歴史民俗資料館の活用） ・案内板及び誘導板の見直し・設置（名勝指定地内）		
周辺地域の一体的な利用促進に関わる整備	・案内板及び誘導板の見直し・設置（名勝指定地外） ・休憩施設（お休み処）の整備（名勝指定地内外）		

第9章 運営・体制

1. 現状・課題

草加松原の名勝指定地内の維持管理は、現在、都市整備部（公園）と建設部（道路）が行っています。名勝指定地の隣接地は、東側の綾瀬川を国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、西側の県道足立・越谷線を埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所が管理しています。このように、指定地及び周辺の管理には国、県、市の様々な管理者等の多くの機関が関わっているため、一体的な風致景観を維持・改善していくためには、各管理者の施策の実施に障害となることがないように効率的な情報共有のための体制の構築を行う必要があります。

市民（市民団体）との関係においては、指定直前より草加松原に関係ある各市民団体や企業に参加いただき、市民目線からの保存・活用に向けた意見交換を実施してきました。今後も、市民（市民団体）と共に、松並木と道（日光街道）、綾瀬川が一体となった風致景観を後世に継承していくために、草加松原の保存・活用に関わる多くの市民（市民団体）や企業との連携を強化していく必要があります。

また、名勝「おくのほそ道の風景地」の他の指定地に係る自治体間の連携については、「おくのほそ道の風景地ネットワーク」等、既に取組が進められているため、今後も横断的な結び付きを深めていく取組に積極的に参画し、他の指定地との連携を強化していく必要があります。

2. 方向性

運営・体制の基本方針

・関係機関間の情報共有と事業調整を図り、市民と共に「草加松原」を後世に継承していくために、市民（市民団体）等や団体との保存・活用の連携体制を構築する。

- 名勝指定地内の適切な保存・活用を実施し、指定地と周辺との一体的な風致景観を継承していくために、市の関係部署間の連携体制や、隣接地の所有者・管理者である国・埼玉県との連携体制を強化し、情報共有・協議・調整を図ります。
- 名勝「おくのほそ道の風景地」の他の指定地との『おくのほそ道』を通じた一連の繋がりを活かし、情報交換や活用を促進するために、他の指定地に関わる自治体間の連携を強化します。
- 市民の「草加松原」の保護に向けた意識向上を図り、市民と共に「草加松原」を後世に継承していくために、市民（市民団体）等及び市民団体との連携体制を強化するとともに、連携方法の検討や市民参加の仕組みづくりを進めます。

3. 「草加松原」の保存・活用体制

(1) 保存・活用体制

①名勝指定地内の保存・活用体制

現在、名勝指定地内の保存管理については、草加市教育委員会教育総務部生涯学習課、草加市都市整備部みどり公園課、草加市建設部維持補修課が各施設等の維持管理を実施し、手続きの窓口となっています。

また、活用に関しては自治文化部文化観光課による観光振興（主に誘客・情報発信）をはじめ、多くの関係部署が「草加松原」で行事・催事を開催しており、「草加松原」の保存・活用は多くの部署が関わっています。

そのため、保存活用に関わる役割分担及び窓口を明確にするとともに、関係部署間での情報共有や事業調整を図るための会議組織を設置します。

表 9-1：「草加松原」の保存・活用に関わる部署（窓口）

保存・活用に関わる内容	担当窓口
文化財の保存・活用に関わる現状変更等の諸手続き	草加市教育委員会教育総務部 生涯学習課
「草加松原」に関する活用（学校教育・社会教育）	
「草加松原」を活用した観光振興（誘客・情報発信等）	草加市自治文化部文化観光課
マツの維持管理、公園施設の維持管理	草加市都市整備部みどり公園課
道路施設の維持管理	草加市建設部維持補修課
道路施設の工事	草加市建設部道路課

※行事・催事等の活用に関わる部署については多岐にわたるため、窓口は設定しません。

②所有者・管理者間の連携体制

「草加松原」の適切な保存・活用に当たっては、名勝指定地の隣接地の保存管理が重要となるため、東側の綾瀬川の管理者である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と、西側の県道足立越谷線の管理者である埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所とともに、国、埼玉県、草加市の連携体制を構築して、情報共有や事業調整を図ります。

③名勝おくのほそ道の風景地の他の指定地との連携体制

『おくのほそ道』に関連する自治体の連携組織である「奥の細道サミット」や「おくのほそ道の風景地ネットワーク」については、草加市では、自治文化部文化観光課が窓口となって連携を図っています。なお、「おくのほそ道の風景地ネットワーク」については、平成 29 年度より教育総務部生涯学習課に窓口が変更となります。今後も同課を窓口として、「おくのほそ道の風景地」をはじめとする『おくのほそ道』に関連する自治体との連携を図ります。

（２）市民（市民団体）等との連携体制

①市民（市民団体）等との連携方法の検討

草加松原に関係ある各市民団体や企業との意見交換の場をつくり、市民と行政による松並木の保護の推進に向けた市民（市民団体）等との連携方法について、検討を進めます。

②「草加松原」の保存管理への市民参加の仕組みづくり

「草加松原」の保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を目的に、保存管理への市民参加に向けた制度等の検討を進めます。

現在、「草加松原」の清掃活動については、公益社団法人草加市シルバー人材センターにより実施されています。市民との協働による保存管理を促進していくためにも、定期的な清掃イベントの開催等、草加市による維持管理と両立した市民参加の仕組みづくりを検討します。

また、学校教育・社会教育の場を活用した市民も参加できる保護活動の機会創出を検討していくなど、松並木の継承への市民参加に向けた仕組みづくりを進めます。

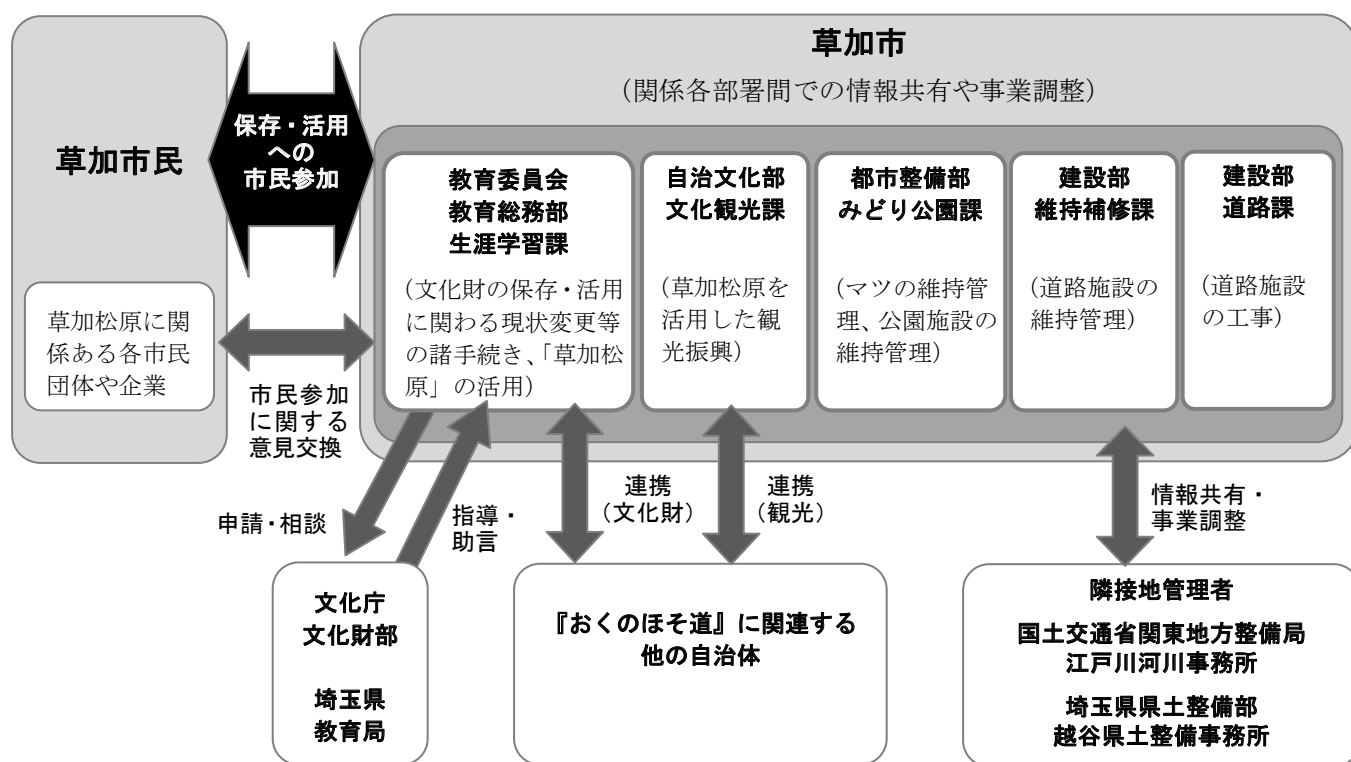


図 9-1 : 「草加松原」の保存・活用体制図

第10章 事業の実施

1. 現状・課題

これまで、草加松原は、『おくのほそ道』をいかしたまちづくりや文化振興に関連して、それぞれの事業計画に従い、保存・活用に関わる多くの事業が実施されてきました。

名勝指定を受け、草加松原は、改めて「草加市総合振興計画」をはじめとする多くの上位・関連計画に地域資源や観光資源としての位置付けられており、今後も、より一層の保存・活用に関わる事業が実施されていきます。

これらの事業の実施に当たっては、「草加松原」を保存・活用する全ての関係部署・機関が、本質的価値と本質的価値を構成する諸要素を的確に理解した上で、関係部局・機関との調整・連携を図りながら、段階的に事業を実施していく必要があります。

2. 方向性

事業の実施の基本方針

・関係部局・機関との調整を図り、段階的に事業を確実に実施する。

- 既に取組が進められている保存・活用に関わる事業の強化・充実については、「草加松原」の本質的価値の理解醸成を図るため、即効性を意識して短期的な視点に立って、概ね5年間を目途に実施します。
- 経過観察を行いつつ、今後の状況に応じて実施内容の検討及び実施に当たって、関係者が多く調整に時間を要する事業や整備については、中長期的な視点に立って取り組みます。

第6章及び第7章、第8章で整理した保存（保存管理）と活用、整備の内容に基づき、「草加松原」における事業内容を短期事業と中長期事業に分けて次項に整理します。

3. 短期事業（保存活用計画策定後、概ね5年以内）

①保存のための事業

整備項目	整備内容		主な実施主体
本質的価値を構成する有形の諸要素・周辺の諸要素の保存管理に関わる事業	松並木	・マツの保護に必要な保護柵や支柱等の整備 ・維持管理マニュアルの策定	みどり公園課
	綾瀬川	・市民との協働による綾瀬川の水質改善	環境課
良好な風致景観の形成に向けた保存管理に関わる事業	・河川区域内の注意喚起看板等の規格統一に向けた調整		生涯学習課
周辺地域の保全に関わる事業	・「草加市景観計画」及び「草加市景観条例」の改定		都市計画課

②活用のための事業

整備項目	整備内容		主な実施主体
公開に関わる事業	・マツの生育状況を改善するための立入り制限の検討		みどり公園課
情報提供に関わる事業	・解説板の設置 ・パンフレット、リーフレットの充実化 ・草加市ホームページでの紹介の充実化 ・案内板及び誘導板の見直し・設置（名勝指定地内）		広報課 生涯学習課
学校教育・社会教育の活用に関わる事業	・「草加松原」をはじめとする『おくのほそ道』の歴史文化を学習できる小冊子の作成及び社会科副読本の内容強化 ・学校教育における校外学習の場としての活用 ・シンポジウム・講座・見学ツアー等の開催		指導課 生涯学習課
行事・催事に関わる事業	・申請手続きの明確化 ・イベント活用時における松並木の保存に対する協力を啓発する案内の作成		生涯学習課
周辺地域との一体的な利用促進に関わる事業	・観光コースの充実 ・誘客につながる各種取組 ・案内板及び誘導板の見直し・設置（名勝指定地外）		みんなでまちづくり課 文化観光課 スポーツ振興課 生涯学習課

4. 中長期事業（5 年以降）

①保存のための事業

整備項目	整備内容		主な実施主体
本質的価値を構成する有形の諸要素・周辺の諸要素の保存管理に関わる事業	松並木	・マツ古木の種子等による保全方法の検討 ・マツ古木の後継樹育成の検討・実施 ・植栽間隔の整備	みどり公園課
	道(日光街道)	・園路の舗装、幅員の改修	道路課
	綾瀬川	・河川管理者及び埼玉県等の協調した水質改善対策の検討・実施	環境課
	埋蔵文化財	・地下遺構や遺物の保存に必要な整備	生涯学習課
良好な風致景観の形成に向けた保存管理に関わる事業	・県道側の擁壁の修景整備の検討		維持補修課
周辺地域の保全に関わる事業	・「草加市景観計画」及び「草加市景観条例」に基づく取組の推進		都市計画課

②活用のための事業

整備項目	整備内容		主な実施主体	
名勝指定地内の施設等に関わる事業	記念碑等		生涯学習課	
	公園施設	修景施設	・更新時の「草加松原」に関連した修景整備の検討	みどり公園課
		休養・便益・管理施設	・照明設備の改修または新設 ・その他施設更新時の改修	みどり公園課
		その他建築物	・望楼更新時の改修	みどり公園課
	道路施設	安全柵	・施設更新時の改修	道路課
		交通標識、信号、街路灯等	・機能上、名勝指定地外に設置可能な施設の移設に向けた調整	生涯学習課
	その他工作物 マツ以外の植栽		・解説板や周辺施設の案内板等の移設または集約化	文化観光課 みどり公園課 生涯学習課
調査・研究に関わる事業	・「草加松原」や「草加宿」に関する史料調査の推進 ・マツ古木の植栽時期の解明を目的とした遺伝子検査等の実施 ・施設整備に伴う発掘調査の実施		生涯学習課	
情報提供に関わる事業	・情報拠点の整備（草加市立歴史民俗資料館の活用）		生涯学習課	
学校教育・社会教育の活用に関わる事業	・学校教育・社会教育の場を活用したマツ古木の種子等の保全方法の検討		指導課 生涯学習課	
周辺地域との一体的な利用促進に関わる事業	・「草加市景観計画」及び「草加市景観条例」に基づく取組の推進（再掲）		都市計画課	
	・休憩施設（お休み処）の整備に向けた取組（名勝指定地内外）		文化観光課	
	・大型バスの受入方法の検討（名勝指定地外）		文化観光課	
	・自転車走行空間のネットワークづくりの検討（名勝指定地外）		交通対策課	

第11章 経過観察

1. 現状・課題

これまで、草加松原に関連する調査や事業実績については、それぞれの関係部署・機関による事業のなかで実施・把握が行われ、記録の蓄積が図られてきました。

今後は、関係部署・機関との連携を図りながら、「草加松原」の保存・活用に関連する調査結果や事業実績の集約を行い、「草加松原」の風致景観や周辺環境の状況を的確に把握するとともに、集約した情報を事業に反映していく必要があります。

2. 方向性

経過観察の基本方針

・保存環境や活用の状況を的確に把握・評価し、保存・活用に反映する。

- 保存管理の目標像の実現に向けて、保存（保存管理）や活用に関する調査等を定期的を実施し、調査結果や実施結果を記録として蓄積し、草加市教育委員会が集約します。
- 記録を基に「草加松原」に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、関係する部署と連絡調整を行い、要因の除去に必要な対策として必要な整備等を検討します。
- 保存（保存管理）に関する事項の状況把握として、本質的価値を構成する要素と周辺の要素のうち、自然的要素である松並木や綾瀬川の保存に必要な環境の状況を把握と、「草加松原」の風致景観に影響する周辺環境の状況把握を行います。
- 活用に関する事項の状況把握として、本質的価値を踏まえた活用状況を把握するとともに、周辺地域との連携状況や草加市民の活動・交流の場としての活用状況を把握します。
- 各事項の状況把握に必要な調査等については、市民参加の方法を検討します。
- 経過観察による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、計画の見直しを行うこととします。

3. 経過観察の方法

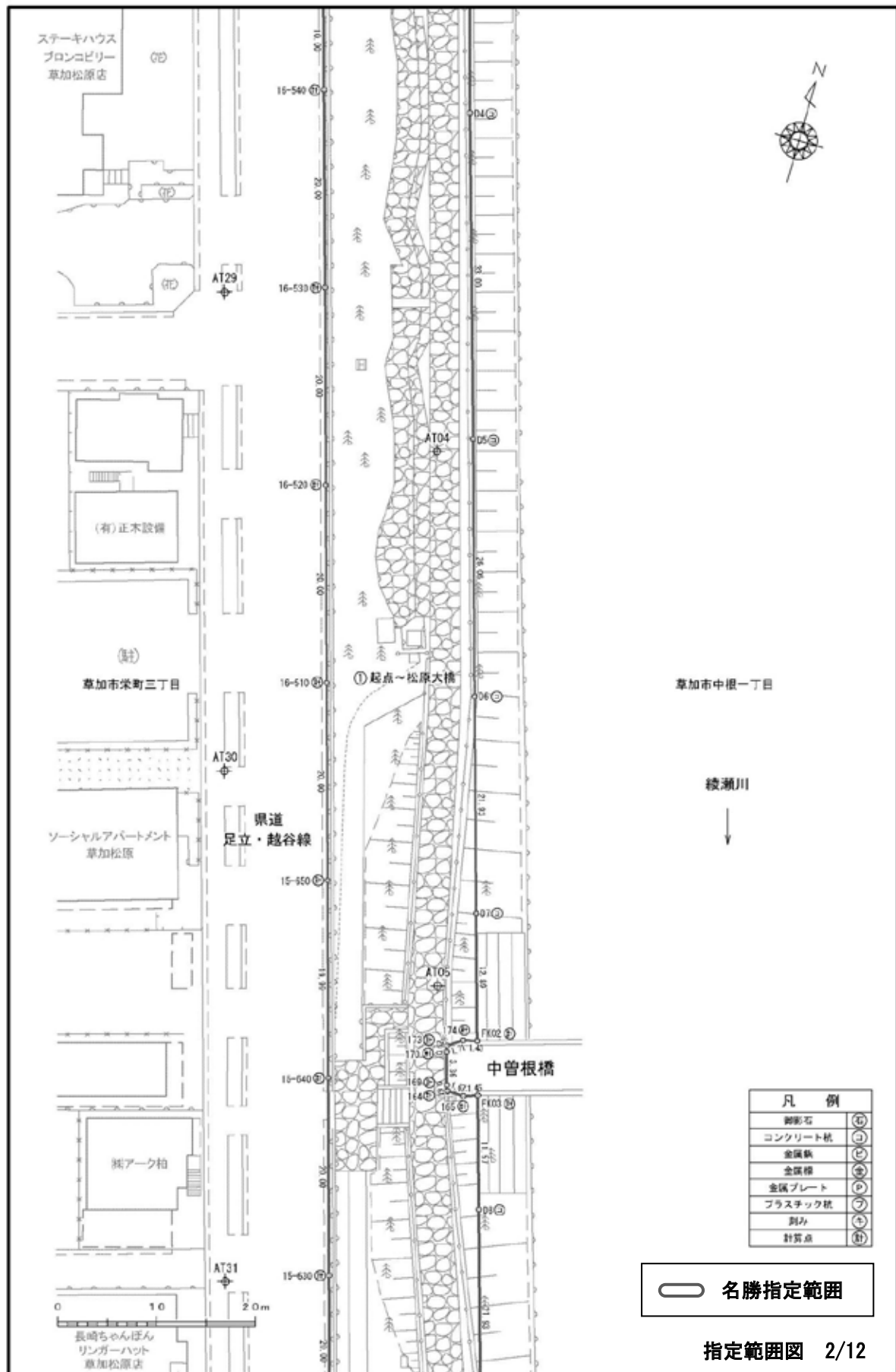
①保存（保存管理）に関する事項の状況把握

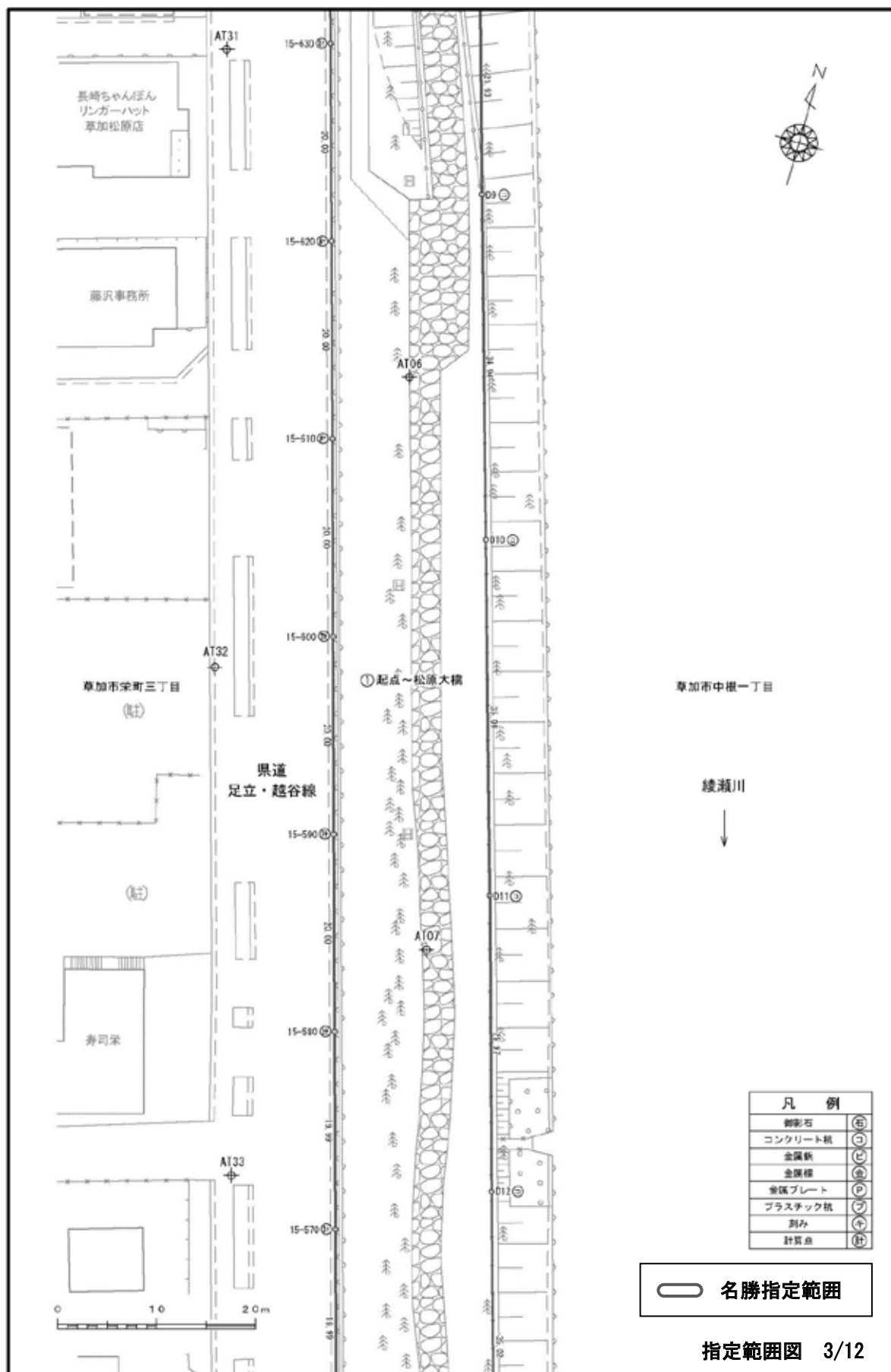
調査・記録等の内容	方法	実施主体
松並木の生育状況の把握調査	マツの樹勢調査	みどり公園課
松並木の生育環境の把握調査	県道の振動・騒音調査	環境課
	大気の状態調査	環境課
綾瀬川的环境状況の把握調査	綾瀬川の水質調査	環境課
周辺環境の状況記録	「草加市景観計画」及び「草加市景観条例」に基づく届出の記録	都市計画課
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録	生涯学習課
維持管理の状況記録	植物管理及び公園施設・道路施設等の維持管理記録	みどり公園課 維持補修課
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録	みどり公園課 生涯学習課

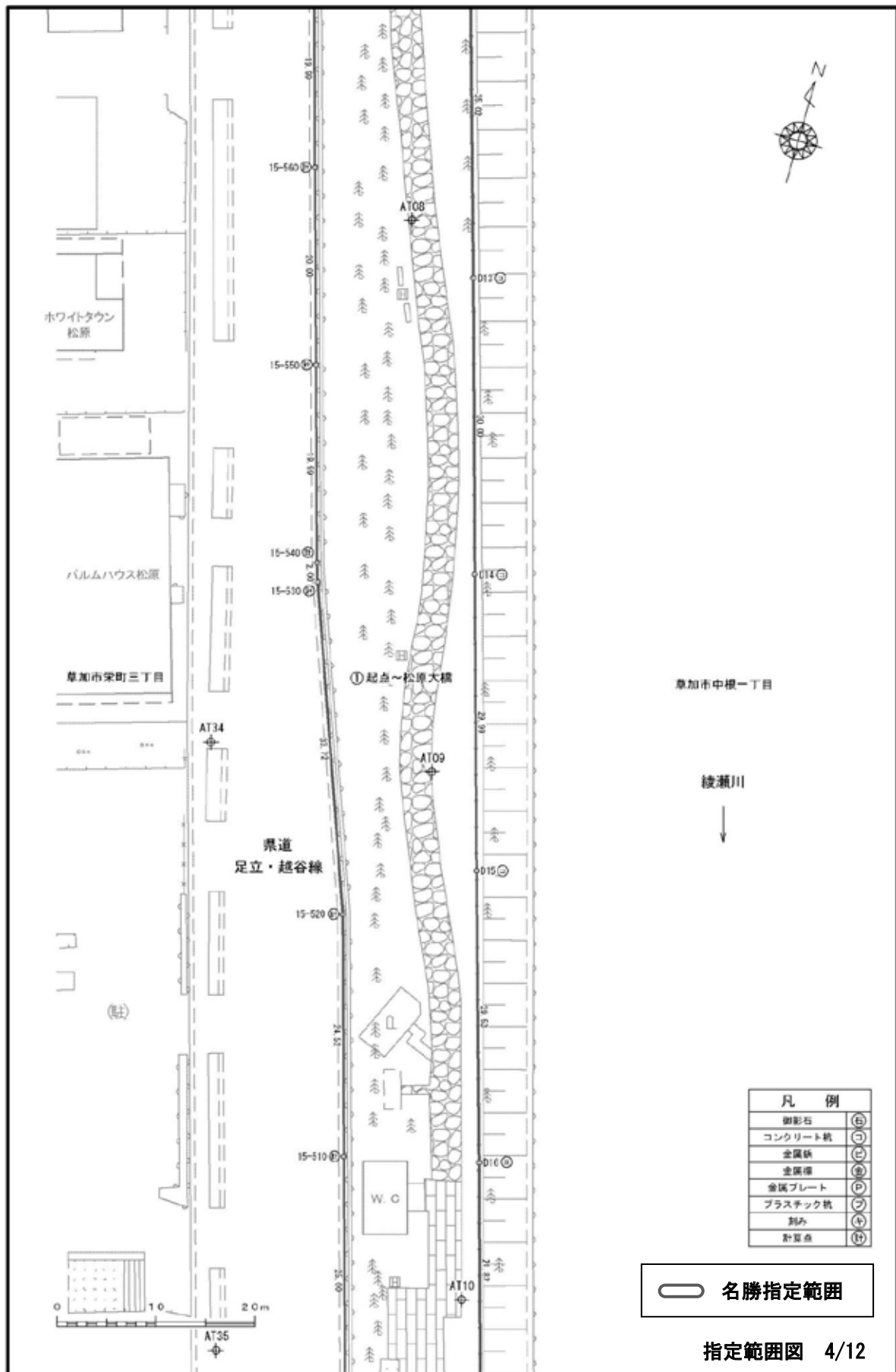
②活用に関する事項の状況把握

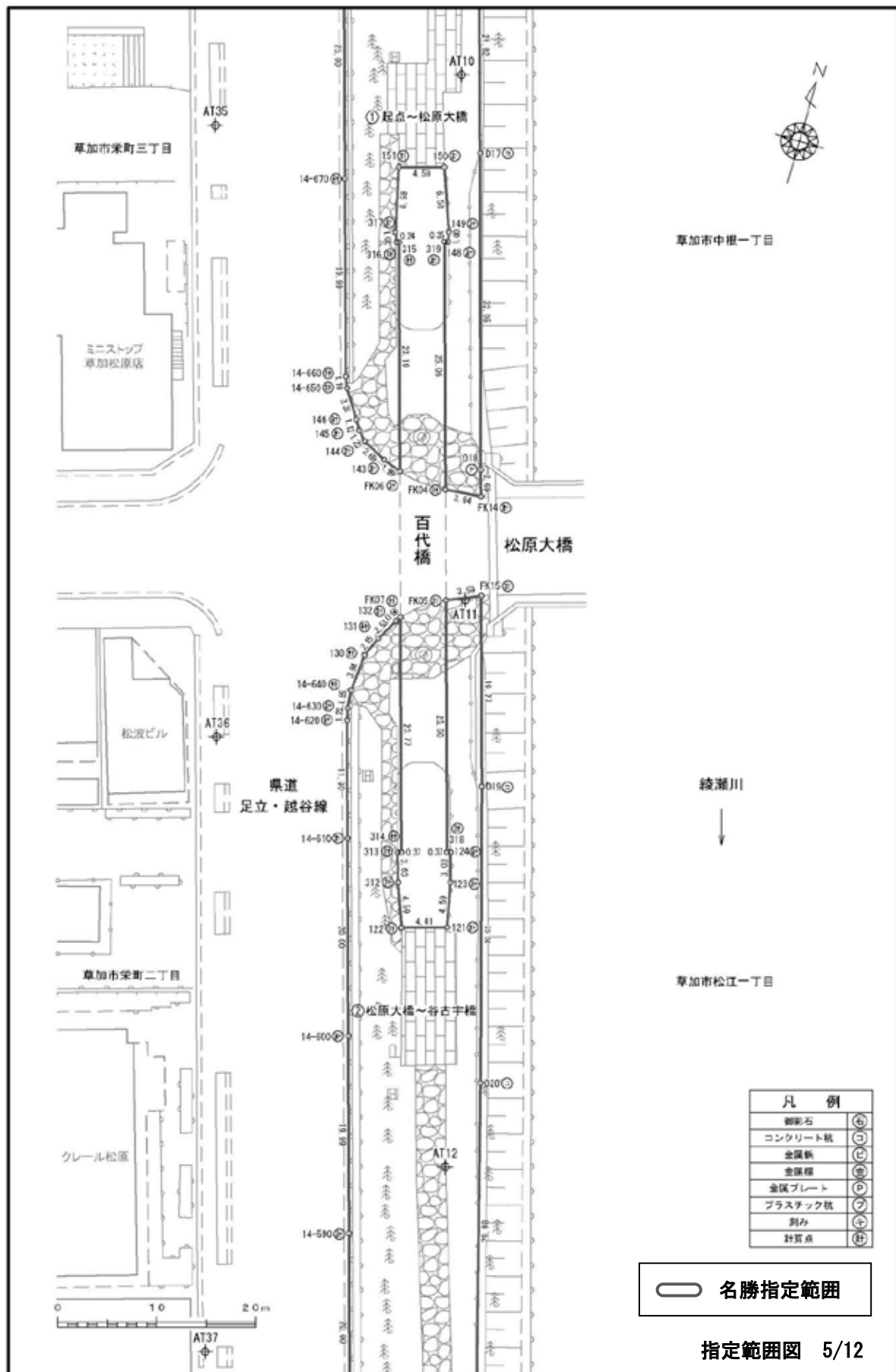
調査・記録等の内容	方法	実施主体
情報提供・利用の促進状況の把握調査	「草加松原」及び周辺地域の来訪者（草加市立歴史民俗資料館等）を対象とした利用実態調査（アンケート等）	生涯学習課 広聴相談課
調査・研究の推進の状況記録	史料・発掘調査等の実施記録	生涯学習課
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育における校外学習の実施記録	指導課
	シンポジウムや講座等の実施記録	生涯学習課
行事・催事の活用の状況記録	行事・催事の実施記録	生涯学習課

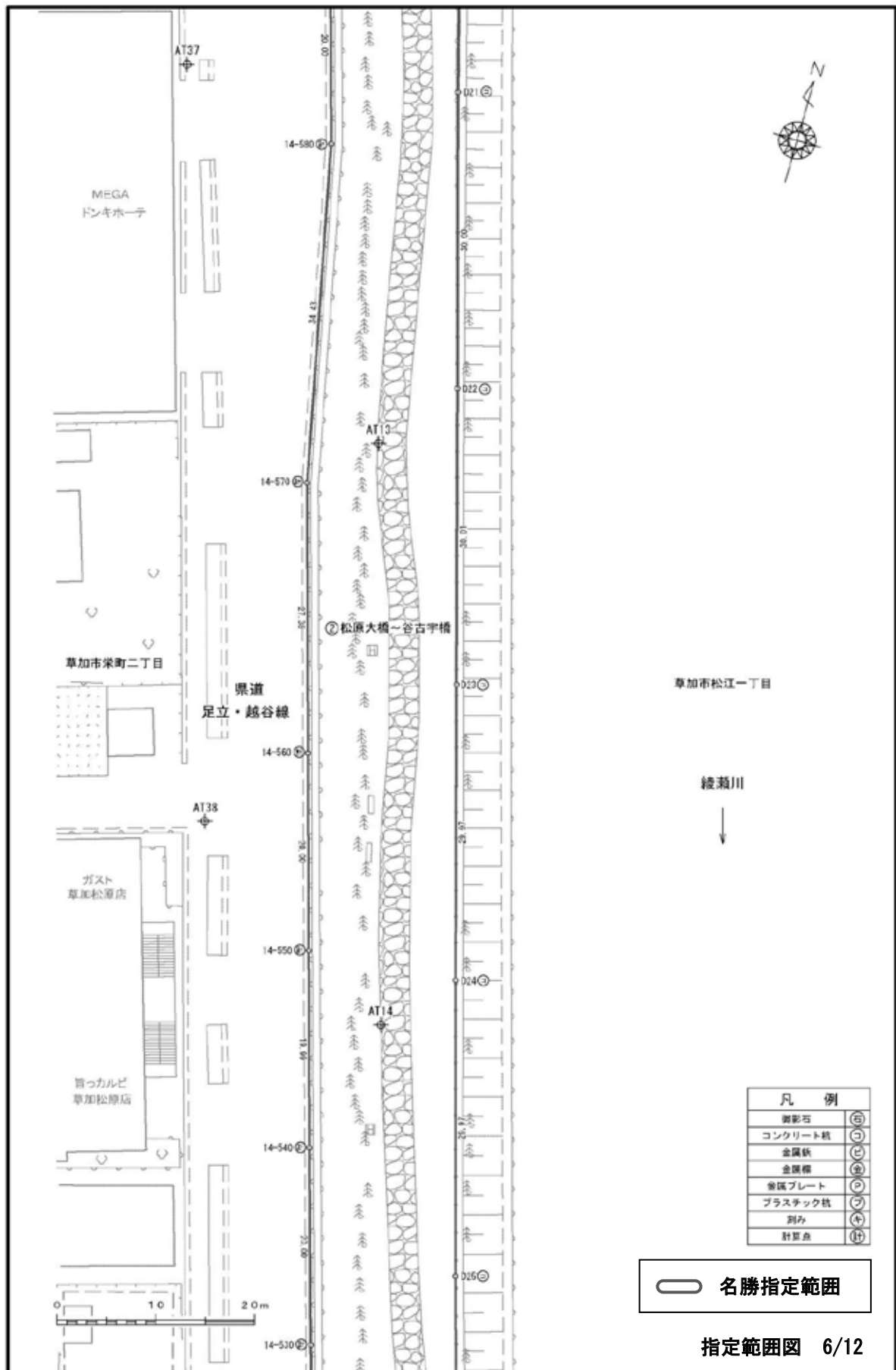


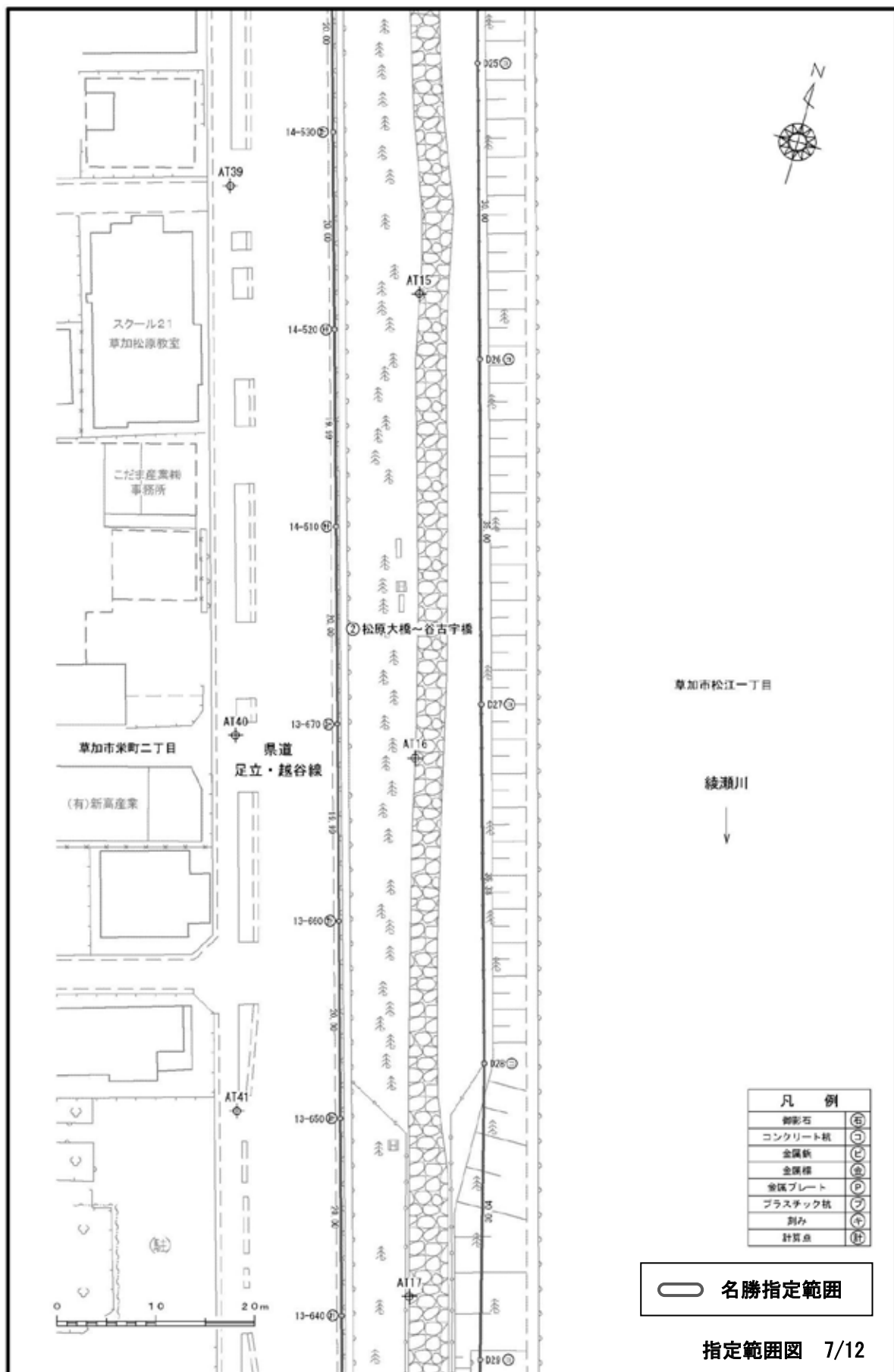


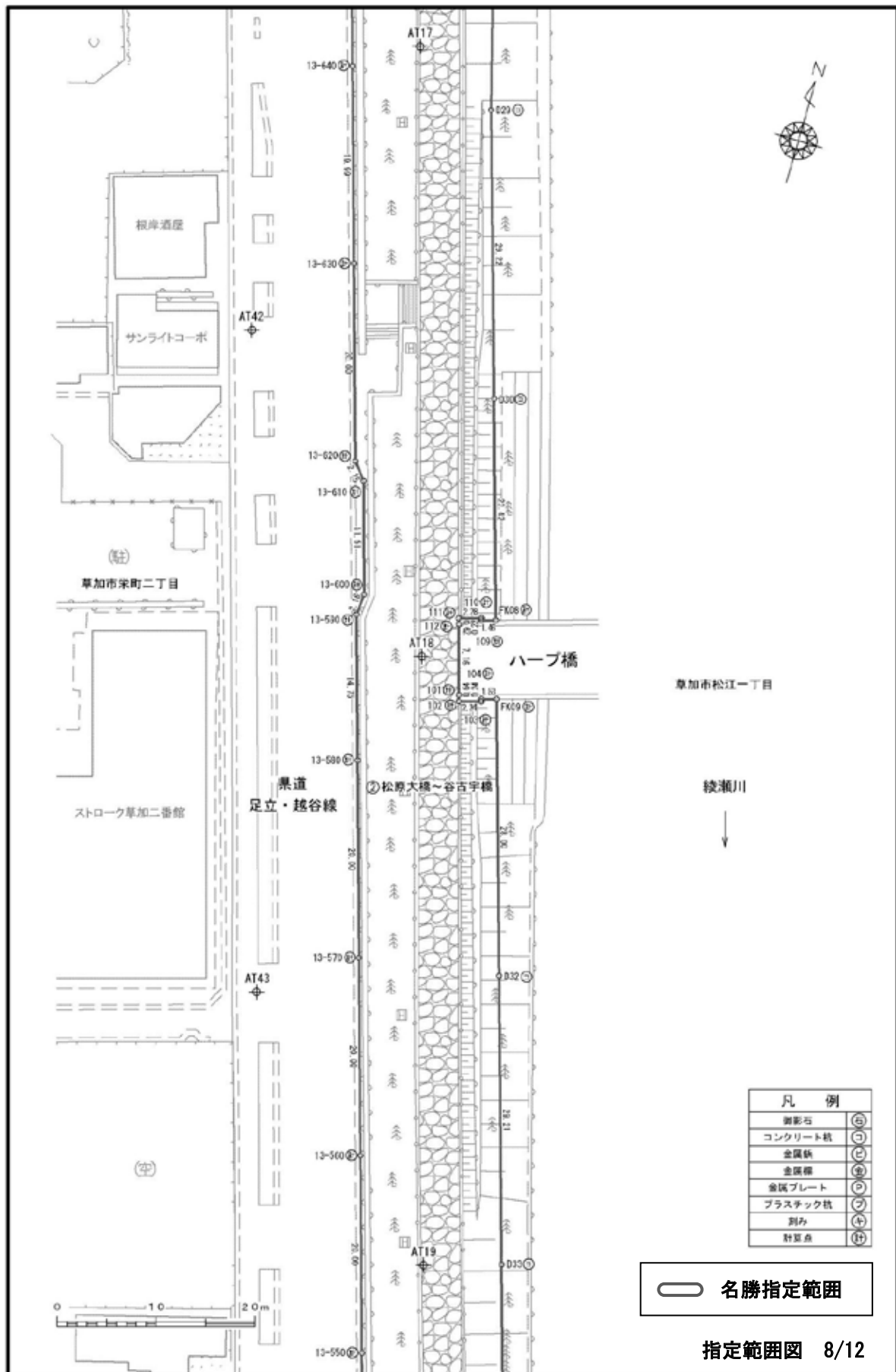


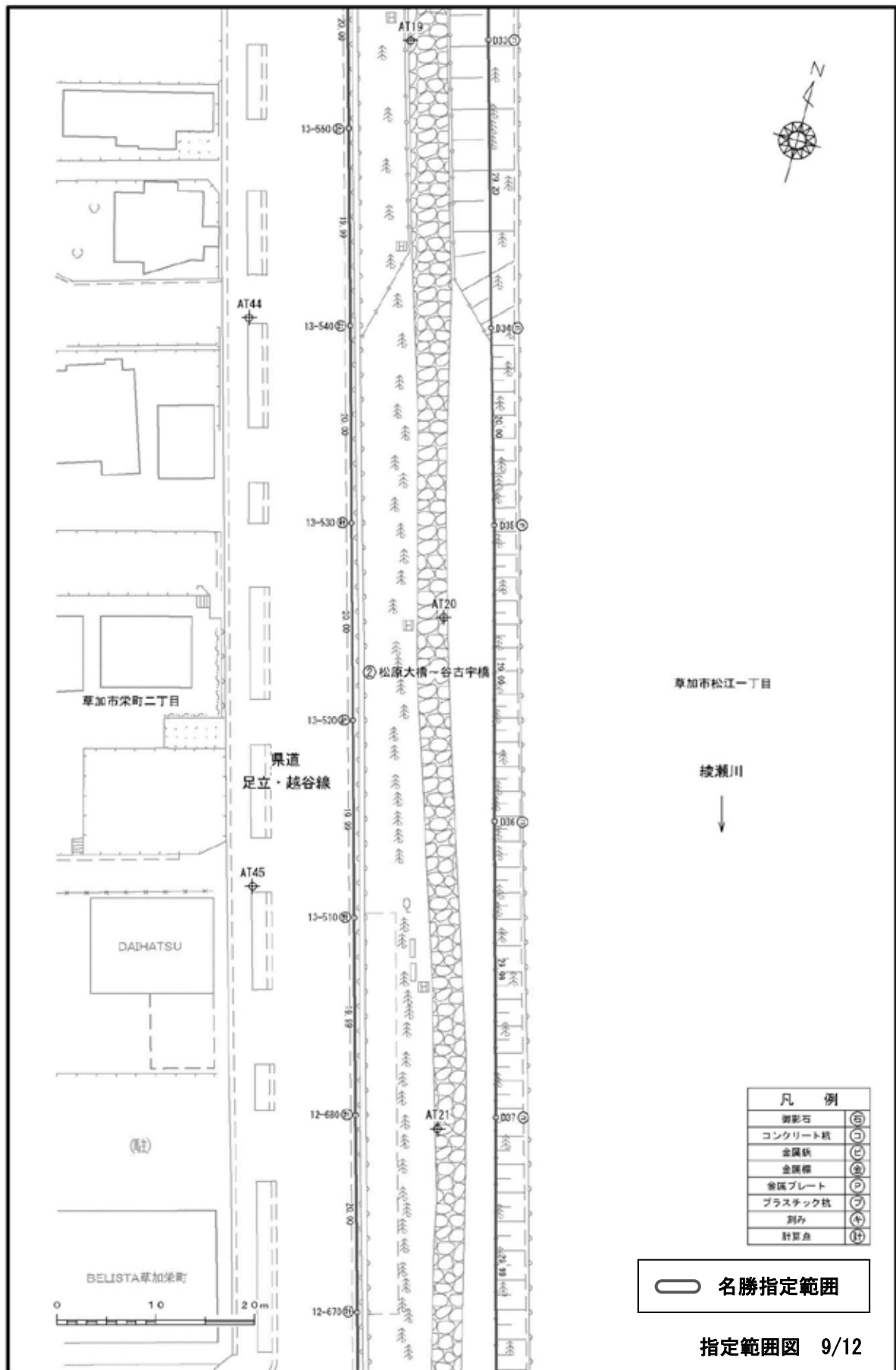


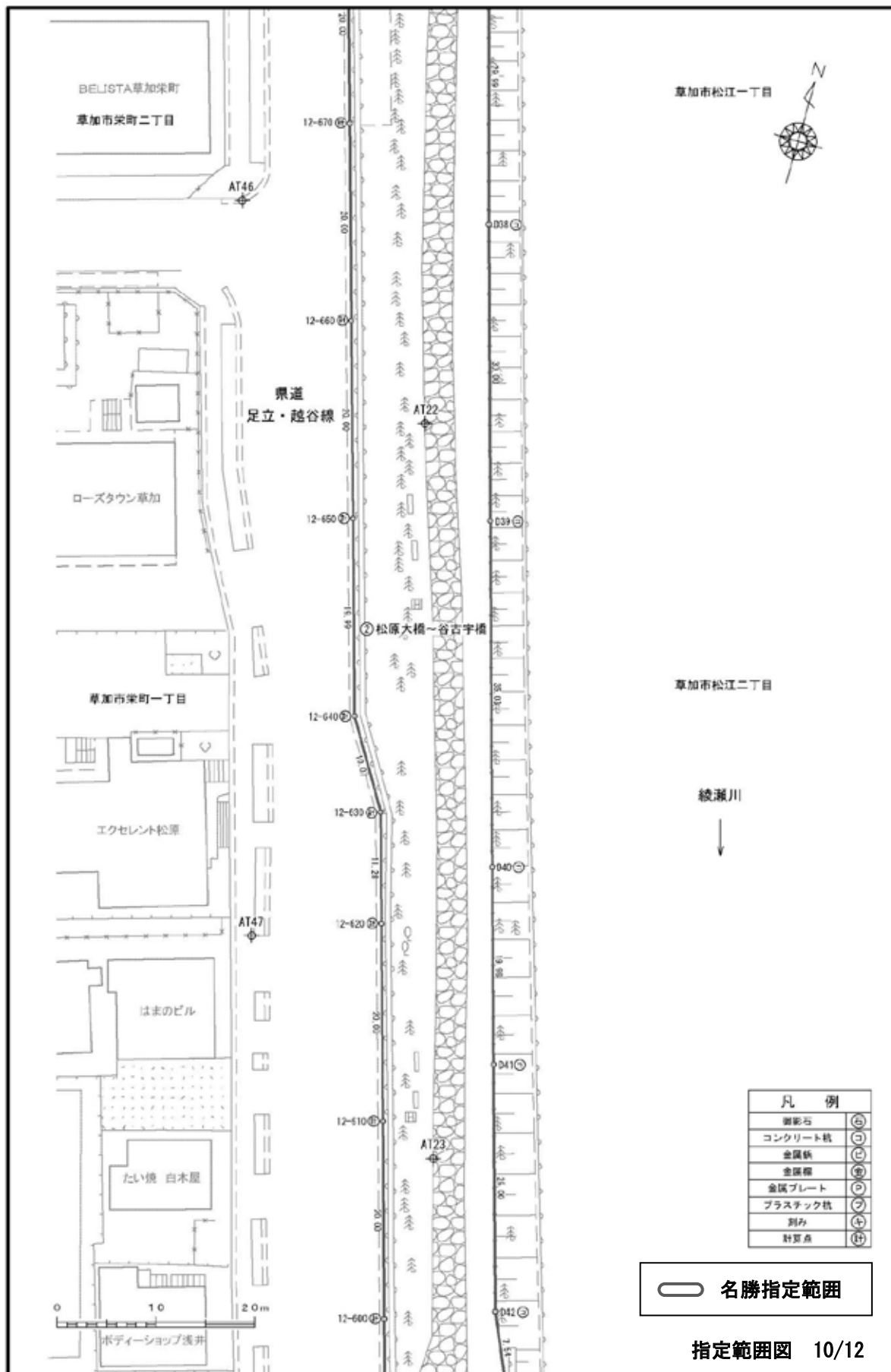


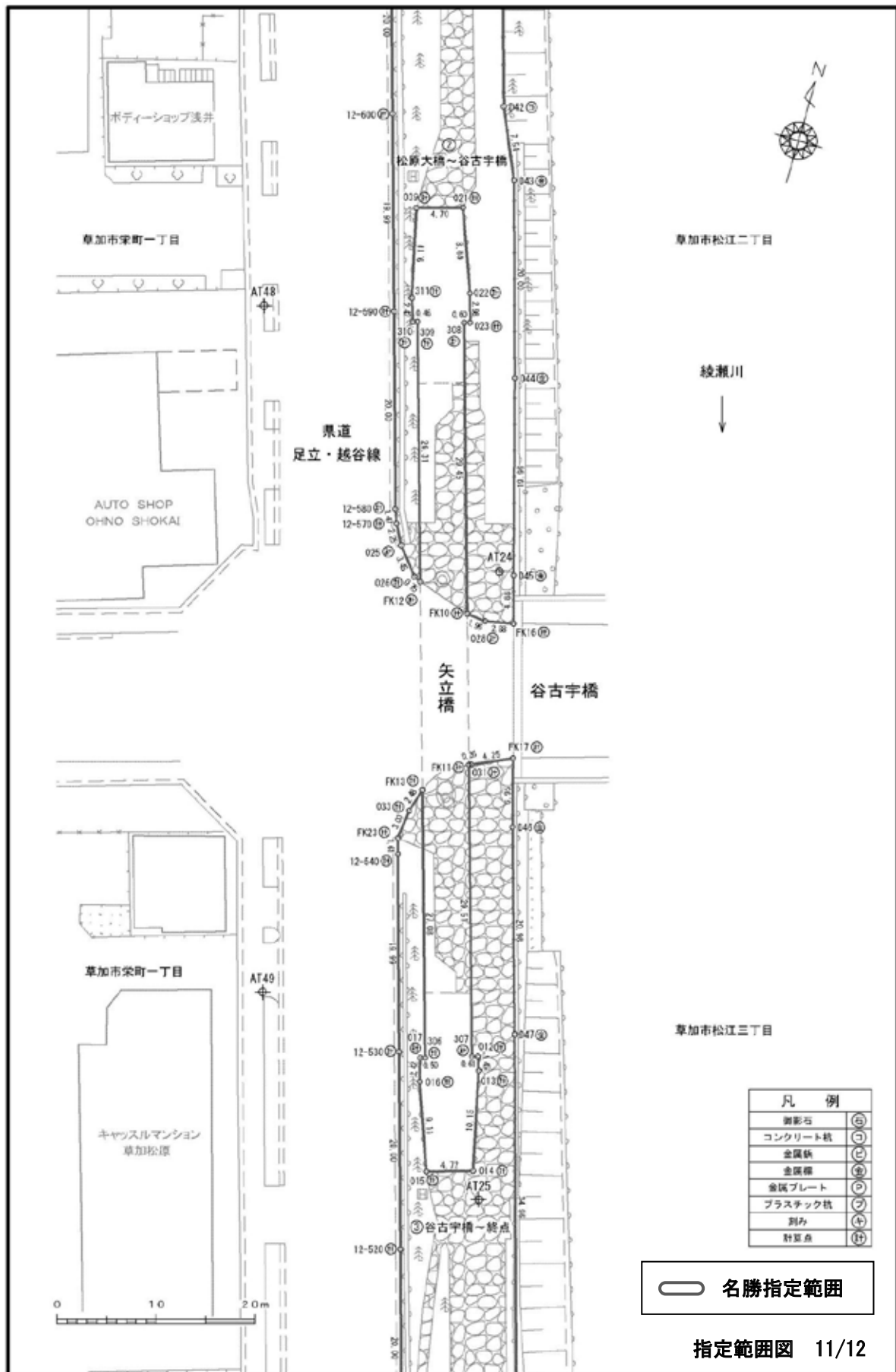


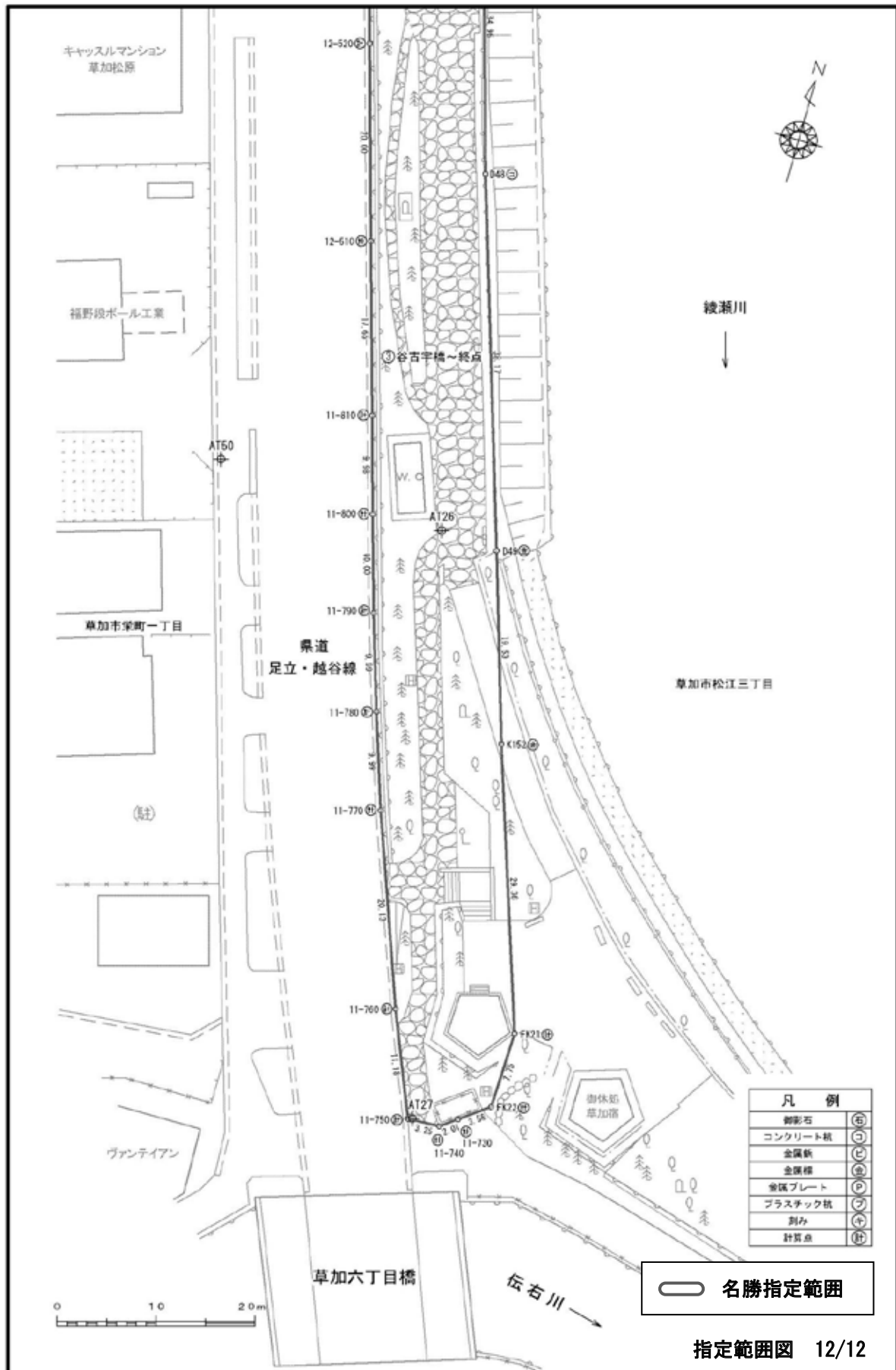












2. 松並木の調査結果（平成 27 年度）

平成 27 年度に草加市都市整備部みどり公園課が、樹木診断や土壌環境等の調査を実施しています。

（１）樹木診断結果

①健全度

樹木診断は、全てのマツを対象に「初期診断」を実施して形状寸法や樹勢等を把握した後、専門診断が必要な樹木を対象に「外観診断」及び「精密診断」を実施して、対象木を 5 段階に分けて健全度を判定しています。

表資 2-1：樹木健全度判定基準

健全度 A 健全か健全に近い	樹勢および樹形の活力度が 1 又は 2 であり、その他の項目に異常がないか、材質腐朽などの被害が軽微なもの。その他の異常についても、局所的あるいは軽微な処置を行えば問題のないもの。 樹幹内部に腐朽空洞が全くないか、腐朽空洞があるが腐朽割合が断面積で 10%未満で、外観判定が A のもの。
健全度 B 1 注意すべき被害	樹勢又は樹形の活力度が 3 の段階であるもの。もしくは、今後活力の低下や腐朽の進行が予想され、その他の項目についても被害が各種見られ注意を要するもので、簡易な処置を必要とするもの。 樹幹内部に腐朽空洞の腐朽割合が断面積の 10%以上 20%未満で、外観判定が A または B1 のもの。
健全度 B 2 著しい被害	樹勢又は樹形の活力度が 4 の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が進行し、その他の項目においても被害が見られ、何らかの処置が必要なもの。 樹幹内部の腐朽空洞の腐朽割合が断面積の 20%以上 40%未満で、外観判定が A、B1 または B2 のもの。
健全度 C 不健全	樹勢又は樹形の活力度が 5 の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が著しく、極めて不健全な状態で回復の見込みがないもの。また、倒木や幹折れの危険があるもの。 樹幹内部の腐朽空洞の腐朽割合が断面積の 40%以上 60%未満で、外観判定で、A、B1、B2、または、C のもの。
健全度 C C きわめて不健全	樹勢又は樹形の活力度が 5 の段階で、極めて不健全な状態にあり、特に今後回復の見込みは全く望めないもの。倒伏や幹折れが緊急に発生するおそれがあり、すぐに対応すべきもの。 樹勢、樹形の活力度、外観判定に関わりなく、樹幹内部の腐朽割合が断面積の 60%以上あり、きわめて危険なもの。

表資 2-2：健全度の判定結果

健全度		道路側	河川側	合計
健全度 A	健全か健全に近い	316 本	120 本	436 本
健全度 B 1	注意すべき被害	112 本	44 本	156 本
健全度 B 2	著しい被害	16 本	21 本	37 本
健全度 C	不健全	1 本	2 本	3 本
健全度 C C	きわめて不健全	2 本	0 本	2 本
計		447 本	187 本	634 本

②形状寸法の経年変化

樹木診断では、平成 27 年度に計測した幹周と平成 23 年度に計測した幹周の値と比較して、成長率の調査を実施しています。

調査結果では、河川側と道路側を比較すると、健全度では大きな差異がないものの、河川側の成長率が良いことが確認され、河川側の幹周の成長が道路側に比べて約 3 倍あることが確認されています。

その理由として、河川側は擬木柵の外側（公園外）に植栽されていることから踏圧が少ない点、

所々で二列に植栽されているなど過密な状態の道路側に比べて多少競合が少ない点、佐藤落の暗渠化、道路移設、築堤等の工事の経緯等の根系への悪影響が考えられる要素が多い道路側に対して河川側が少ない点があげられています。

表資 2-3：平均幹周の比較結果（若木）

	平成 23 年計測値 平均幹周	平成 27 年計測値 平均幹周	4 年間の幹周 肥大分(平均)	1 年間の年輪 幅(平均)	備考
河川側	67cm	97cm	30cm	1.2cm	
道路側	67cm	78cm	11cm	0.44cm	

表資 2-4：平均幹周の比較結果（古木）

	平成 23 年計測値 平均幹周	平成 27 年計測値 平均幹周	4 年間の幹周肥 大分(平均)	1 年間の年輪 幅(平均)	備考
河川側	132cm	179cm	47cm	1.87cm	一部調整値使用
道路側	169cm	183cm	14cm	0.55cm	

表資 2-5：平均幹周の比較結果（全体）

	平成 23 年計測値 平均幹周	平成 27 年計測値 平均幹周	4 年間の幹周肥 大分(平均)	1 年間の年輪 幅(平均)	備考
河川側	81cm	115cm	34cm	1.34cm	一部調整値使用
道路側	70cm	81cm	11cm	0.44cm	

（２）土壌環境調査結果

マツの植栽基盤の状況を確認するために、樹勢・樹形が良くないマツ周辺を中心に、12 箇所（名勝指定地外の札幌河岸公園内 1 箇所を含む）選定して土壌環境調査を実施しています。



図資 2-1：土壌環境調査 12 の調査地点

調査報告書には、土壌環境調査結果を次のようにまとめています。

- ・河川側の土壌に共通して、深さ概ね 30cm から急激に土壌が締まっており、環境耐性のあるマツであっても根の伸長に対して問題である。
- ・土壌断面調査で、壤土（L）や埴土（CL）に粘性土塊が混ざっている硬い層がある。いつの時代か不明だが、築堤のために、他の土地から持ち込んだ締固め安い築堤用の土で、意図的につぎ固めてあると思われる。

- ・道路側の問題点は、深植えであることである。深植えは吸収根の酸欠をまねくことがあり、樹勢が徐々に衰えていくことがある。昭和50年から60年にかけては佐藤落しの暗渠化、車道の移設、遊歩道整備、堤体の嵩上げ等盛土工事が行われ、同時に若木の補植が行われており、古木だけではなく深植えになった若木もあったと思われる。
- ・古木は、河川側40本、道路側12本であり、道路側のマツが生き残るのは難しかったことがわかる。若木でも樹勢の悪いものは道路側に多く、盛土の影響が大きいと思われる。道路側のマツは度重なる土木工事や深植えの影響を受けたことによって、河川側よりも存続には厳しい環境だったのではないかと推察される。（平成27年度に計測した幹周と、平成23年度に計測した幹周の値と比較した結果、河川側と道路側では、河川側の成長率が約3倍良好であったことも、それを裏付ける結果である。）
- ・どの地点であっても、車道の基礎や堤体の築造と考えれば、土壌は植栽基盤としてではなく、相当地に締め固められている可能性が高い。

表資 2-6：土壌環境調査結果

土壌断面調査	■土性 全体に埴壌土（CL）の層が多い。マツは環境耐性があるため、埴壌土（CL）でも問題なく生育できるが、埴壌土（CL）は粘土質を含み保肥力が高いが、透水性にはやや欠ける。マツはどちらかというと砂質の多い土（壤土L～砂壤土SL）を好み、貧栄養の土壌で菌根菌と共生して生育する環境のほうが望ましい。埴土（L）や埴壌土（CL）の層に、粘性が強い土の塊が多く混ざっていたが、この層から土壌硬度が硬くなることである。このような場合には、硬い層の破碎が望ましい。 ■土色 マツは腐植が乏しいやせた土壌でも富む土壌でも生育できるため、12の調査地点は全てマツの生育に問題のある状態ではない。しかし菌根性植物であるマツの生育適地と考えると、菌根菌の生育適地が腐植の乏しい痩せ地であるため今後の管理に影響する。 ■水分状況 マツの場合、多湿と加湿の場合は注意が必要であるが、結果は湿、半湿、半乾であり、マツの生育には問題がないという結果となった。 ■石礫ガラ・根系 せせらぎゾーン最北部ではφ40mm程度の大きさの石が多く混ざり、造成時の碎石が混入していると考えられる。せせらぎゾーン、松原ゾーンでは目立つ特徴はない。 イベントゾーンより南は、土性の項目でみた粘土質塊が出る深さからマツの細根が少ないという特徴が得られた。 歴史ゾーンはレキが多く、深さ60cmより下層は掘削不可能であった。
土壌成分分析	どの養分もおおむね適正值内にあったが、マツの植栽基盤としてはやや養分過多の傾向である。電気伝導度（EC）からは異常な数値は検出されず、有害物質は特になし。養分が適正值であることや保肥力が高いことは、菌根菌のすみかとしてはあまり推奨されることではなく、土壌環境の見直しが必要である。
土壌硬度試験	河川側の土壌硬度の構成は非常に類似しており、深さ30cmほどから急激に固結層となる。道路側は、主に佐藤落しの暗渠化と、遊歩道整備を行った際に盛土造成しているが、道路側の各調査地点においては、土壌硬度構成の共通した傾向はあまり見出せない。
簡易現場透水試験	マツの場合、結果が「良好」か「可」であれば透水性としては問題がない。12の調査地点のほとんどで問題ないという結果となった。

3. 上位・関連計画の概要

「草加松原」の保存・活用に関わる上位・関連計画について、「草加松原」に関連する内容の概要を整理します。

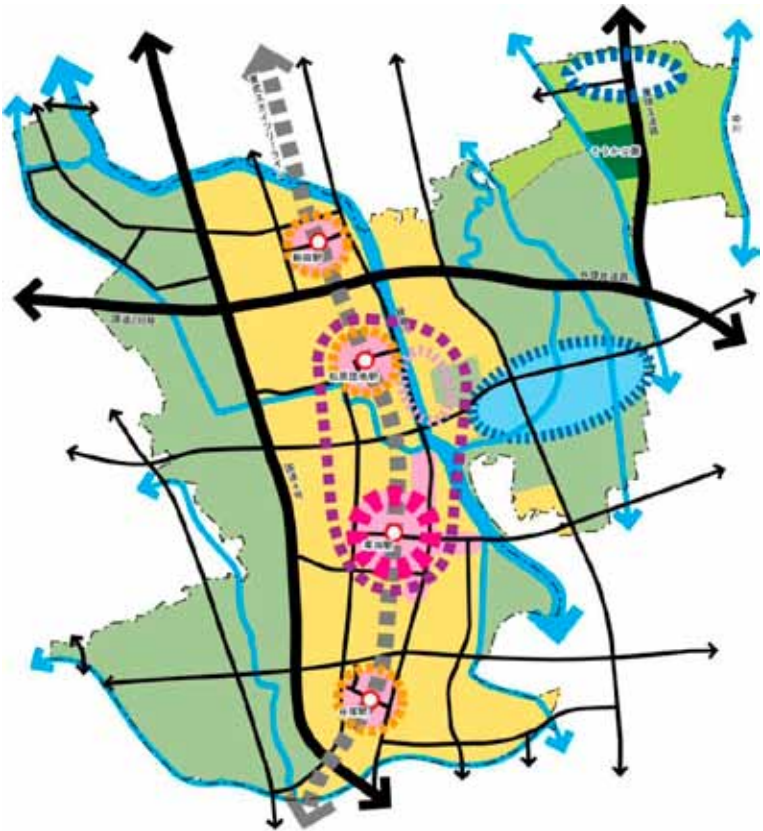
表資 3-1：上位・関連計画等

		計画名称	策定・改正年	対象期間	策定者
上位計画	ア	第四次草加市総合振興計画	平成 27 年 9 月	平成 28～47 年度	草加市
	イ	草加市都市計画マスタープラン	平成 29 年 3 月	平成 29～47 年度	草加市
	ウ	第二次草加市教育振興基本計画	平成 28 年 2 月	平成 28～31 年度	草加市 教育委員会
関連計画	エ	草加市文化財保護基本計画	平成 22 年 12 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 22～28 年度	草加市 教育委員会
	オ	第二次草加市生涯学習基本構想・ 基本計画	平成 21 年 4 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 21～28 年度	草加市 教育委員会
	カ	草加市景観計画	平成 20 年 3 月 ※平成 29 年度に改定予定	平成 20 年度～	草加市
	キ	第二次草加市環境基本計画	平成 28 年 3 月	平成 28～47 年度	草加市
	ク	第二次草加市観光基本計画	平成 28 年 3 月	平成 28～35 年度	草加市
	ケ	草加しみどりの基本計画	平成 29 年 3 月	平成 29～47 年度	草加市

ア. 第四次草加市総合振興計画 基本構想／第1期基本計画

策定者	草加市	策定・改正年	平成 27 年 9 月	対象期間	平成 28～47 年度															
目的等	基本構想は、平成47年を目標年とし、草加市の将来像を示し、実現するための施策の方針を定めたもので、計画期間は平成28年～47年度までの20年間としている。 第1期基本計画は、基本構想に基づいて施策を体系化し、各施策の取組みを定めたもので、計画期間は平成28～31年度までの4年間としている。																			
全体方針	草加の目指すべき都市像を「快適都市～地域の豊かさの創出～」とし、次の4つの基本的要素で施策の方針を定めている。 基本構想の体系 <table><tr><td rowspan="2">(1) 快適な環境</td><td>1) 水とみどりのまちづくり</td></tr><tr><td>2) 環境との共生</td></tr><tr><td rowspan="3">(2) 安全と安心</td><td>1) 良好なまちづくり</td></tr><tr><td>2) 安全で円滑な交通</td></tr><tr><td>3) 安全性の高いまちづくり</td></tr><tr><td rowspan="2">(3) 活気の創出</td><td>1) にぎわいの創出とものづくりの発信</td></tr><tr><td>2) 心地よい風景づくり</td></tr><tr><td rowspan="4">(4) 地域の共生</td><td>1) 活力と生きがいのある高齢社会</td></tr><tr><td>2) みんなで取り組む子育て</td></tr><tr><td>3) とともに暮らす地域づくり</td></tr><tr><td>4) 草加らしい豊かな暮らし</td></tr></table>					(1) 快適な環境	1) 水とみどりのまちづくり	2) 環境との共生	(2) 安全と安心	1) 良好なまちづくり	2) 安全で円滑な交通	3) 安全性の高いまちづくり	(3) 活気の創出	1) にぎわいの創出とものづくりの発信	2) 心地よい風景づくり	(4) 地域の共生	1) 活力と生きがいのある高齢社会	2) みんなで取り組む子育て	3) とともに暮らす地域づくり	4) 草加らしい豊かな暮らし
(1) 快適な環境	1) 水とみどりのまちづくり																			
	2) 環境との共生																			
(2) 安全と安心	1) 良好なまちづくり																			
	2) 安全で円滑な交通																			
	3) 安全性の高いまちづくり																			
(3) 活気の創出	1) にぎわいの創出とものづくりの発信																			
	2) 心地よい風景づくり																			
(4) 地域の共生	1) 活力と生きがいのある高齢社会																			
	2) みんなで取り組む子育て																			
	3) とともに暮らす地域づくり																			
	4) 草加らしい豊かな暮らし																			
「草加松原」に関連する内容	＜基本構想＞ 草加松原は、将来都市構造では「文化核」に位置付けられ、市民の文化交流にふさわしい拠点づくりと景観の保全を図ることが示されている。また、「にぎわい交流エリア」にも位置付けられ、文化・にぎわいの交流の推進に取り組むことが示されている。 体系の「(3)活気の創出」のなかで、草加松原に関する施策の方向性が示されている。 (3)活気の創出 1) にぎわいの創出とものづくりの発信 草加松原や日光街道の宿場町や芭蕉ゆかりの地などに由来する歴史・文化資源を保全することはもちろん、ネットワーク化して多くの人に楽しんでいただくことについても検討し、都市観光の振興を図る。 2) 心地よい風景づくり 昔ながらの風景と調和した新しい草加らしい風景をつくっていくために、草加松原や周辺地域も含めた宿場町の面影をしのばせる風景づくりに取り組むことで、草加を代表する風景として保全・活用する。																			
	＜第1期基本計画＞ 草加松原は、将来像の実現に向けて優先的に実施する重点テーマのひとつである「ブランド力の向上」のなかで、草加のブランド力を向上させる資源として位置付けられている。 施策のなかで、草加松原に関して次の内容が示されている。 施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興 草加松原をはじめとする観光資源をネットワーク化し、草加の魅力を広く市内外に発信するほか、本市を訪れた方々をもてなす仕組みづくりを進め、市民や地元商工業者などとの連携、歴史文化資源や地場産業などを活用し、観光により本市のブランド力の向上を図る。 施策15 心地よいまちづくりの推進 草加松原を、景観の重点地区として保存・管理に努め、新たな取組みを検討する。 施策27 「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進 草加松原に代表される、地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として、将来にわたり保存・継承していく取組みをさらに推進していく。																			

イ. 草加市都市計画マスタープラン

策定者	草加市	策定・改正年	平成 29 年 3 月	対象期間	平成 29～47 年度
目的等	第四次草加市総合振興計画のめざす都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」を実現するために必要な、まちづくりに関わる施策を総合的に展開するためのハード面を中心とした空間政策の指針を定めたもの。				
全体方針	■将来都市構造 (1) 核や拠点の形成 (2) 軸やネットワークの形成 (3) 計画的な土地利用の方針 ■構想を実現させるまちづくりの目標 (1) 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちづくり (2) 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちづくり (3) 活気の創出～にぎわいのあるまちづくり (4) 地域の共生～ともに力をあわせた自分たちのまちづくり (5) 経営手法を導入したまちづくり				
「草加松原」に関連する内容（1／3）	草加松原及び周辺地域は、将来都市構造のなかで次のように位置付けされている。 ■文化核 <u>市のシンボリック的存在である草加松原と綾瀬川を活かし、市民文化の拠点・交流機能の拡充を図るとともに、魅力的な都市景観を誘導し、多くの人々が訪れるような文化核の形成を図る。</u> ■水とみどりのネットワーク 綾瀬川をネットワークの中心として、<u>主要な河川・水路や緑道などにより水とみどりのネットワークの形成を図る。</u>また、親水空間や緑道などの計画的な整備、適正な維持管理に取り組む。 ■にぎわい交流エリア 草加駅周辺・松原団地駅周辺及び文化核、大学などを含む一帯をにぎわい交流エリアと位置づけ、<u>草加松原及び周辺地域のにぎわい創出を図る。</u>  将来都市構造図				

また、分野別では、草加松原及び周辺に関連して、次の施策が示されている。

■道路・交通体系方針（歩行空間の整備）

<歩行者空間の維持・保全・活用>

- ・綾瀬川沿いの草加松原遊歩道は魅力の向上を図るため、歩行者道路や自転車道路の維持・保全・活用を図る。
- ・河川や水路沿いの歩行者空間の途中に、休憩などができる空間があることで、歩きやすさや歩く楽しさをより強く感じられることから、空き地等を活用した整備について検討する。
- ・河川や水路沿いの歩行者空間と、主要公共施設や公園、駅などのネットワーク化を図りながら、親しまれる道づくりを進めるとともに、最寄りの駅・バス停や公共施設等への経路などがわかりやすいサインの設置などをめざす。



歩行空間活用方針図

■公園・緑地整備方針（水とみどりのネットワークづくり・市民と協働で守る身近なみどり）

<水辺とみどりの空間の充実>

- ・草加松原や札幌河岸公園、綾瀬川の水辺は、歴史的特性を踏まえた水辺とみどりの空間として適正な維持管理や計画的な整備を図る。

<水辺とみどりの交流拠点の整備・充実>

- ・草加松原や札幌河岸公園、綾瀬川左岸広場、綾瀬川などを、市民が憩う水辺とみどりの交流拠点として位置付け、適正な維持管理とともに、機能の充実を図る。
- ・これらの拠点は、にぎわい交流エリアの重要な位置を占めることから、文化会館や草加駅東側の旧町地区との連携に留意しながら、にぎわいの創出や回遊性の向上などに取り組む。

<市民との協働によるみどりの保全・育成>

- ・草加松原や水辺の公園など歴史・文化と結びついた草加らしいみどりを関係機関の協力を得ながら内外に広く紹介する。
- ・公園などの管理団体や緑化を行う団体など、市民が主体的に取り組む団体との協働により、公園などの維持管理や緑化を推進する。

■風景・にぎわいまちづくり方針（都市の骨格となる風景づくり・草加らしさを形成する風景づくり・にぎわいを創出する風景づくり）

＜歴史・文化・伝統の景観ゾーン＞

草加松原地区

・重点地区として位置づけて、まちなみ風景の形成を図る。

＜景観重点地区＞

草加松原の風景づくり

・国指定名勝に指定された草加松原や、矢立橋・百代橋や札場河岸公園など、歴史の名残を今に伝える景観資源は、良好な保存状態を維持しつつ、周辺の景観資源とともに活用・活性化に取り組み、草加松原及び周辺地域のにぎわい創出を図ります。

・草加松原が眺望対象となる地区を中心に、周辺の建築物や屋外広告物等の形態意匠・色彩等の制限や各種の支援など、景観形成のルール・仕組みづくりを検討することで、松並木と調和し、旧町地区や文化核との連続性のある、人にやさしい・人を引きつける歴史と風格の感じられるまちなみ景観の形成を図ります。

＜公共施設等を核とした景観づくり（景観重要公共施設）＞

・市内有数の景勝地である旧日光街道、草加松原、葛西用水を本市の景観重要公共施設と位置づけ、本市の景観シンボルとしてふさわしい資源となるように、保全・整備に取り組む。

＜観光資源を活用したにぎわいの創出＞

・草加せんべいなどの産業資源や「おくのほそ道の風景地草加松原」などの歴史的資源、各種の祭りやイベントなどの文化的資源等の魅力的な観光資源を保存するとともに活用し、情報発信や観光資源PRによって価値を高めながら、「暮らしたい・訪れたいまち」を創出し、にぎわいのある風景づくりに取り組む。



風景・にぎわいまちづくり方針図

ウ. 第二次草加市教育振興基本計画

策定者	草加市	策定・改正年	平成 28 年 2 月	対象期間	平成 28～31 年度
目的等	第四次草加市総合振興計画を踏まえ、将来を見据えた目指すべき教育の姿と取り組むべき施策の方向性を明らかにし、教育行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。				
全体方針	■基本理念 「生きる力を共に教え育てる草加の教育」 ■基本構成と基本目標 基本理念の実現のため、子ども教育、生涯学習、人権教育を基本構成として設定し、それぞれに基本目標を定めている。 基本構成Ⅰ：生きる力を育てる子ども教育の推進 基本目標 1：一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進 基本目標 2：安全安心な教育環境整備の推進 基本目標 3：学校・家庭・地域の連携の推進 基本構成Ⅱ：生きる力をはぐくむ学縁都市そうかの推進 基本目標 4：地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進 基本構成Ⅲ：人権を尊重しあう教育の推進 基本目標 5：人権教育の推進				
「草加松原」に関連する内容	草加松原は、「基本目標 4：地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進」の施策「4－3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進」のなかで、次のように記されている。 ◆文化財保護意識の高揚 ・学校教育や社会教育における郷土学習の機会の提供を充実したものとするため、小中学校での社会科授業や歴史民俗資料館主催事業等とおして、文化財保護意識の高揚を図る。 ・市民が手軽に草加の郷土史を学ぶためのツールとして、『草加の歴史と文化財ハンドブック』の充実を図る。 ・児童生徒の郷土学習の副教材として『草加お宝かるた』の活用を推進する。 ・「草加松原」が国指定名勝となったことに伴い、<u>市民への普及啓発、保存活用計画の策定</u>などに取り組む。 また、同施策には、文化財に関して次のことが記されている。 ◆文化財保護体制の確立 ・文化財を災害や盗難等から護るため、指定文化財等の所有者、文化財保護審議会委員、行政職員との三者が集う場を設けるなど、<u>市民が一体となり、情報交換や話し合いが可能となるような環境の整備</u>を進める。 ・貴重な文化遺産の保存活用を一層促進するため、指定文化財を始めとする<u>文化財保護のためのマニュアル整備や文化財保護ボランティア制度の導入について検討</u>を行う。 ・現行の「文化財保護基本計画」の見直しを行う。 ・市史編さん事業や公文書館整備については、今後の整備に向けて、これまで収集した歴史的資料の整理などに取り組む。 ◆文化財保護施設の整備 ・歴史民俗資料館については、市の文化財保護の拠点施設として、展示や収蔵の在り方について整備計画に基づき、実施計画を策定し、整備を進める。 ・市民の郷土学習の場や文化財保護ボランティアを育成するための各種企画・講座を開催する。 ・歴史民俗資料館収蔵資料台帳の閲覧が可能となる収蔵資料検索システムの充実を図り、収蔵資料の利用促進及び適切な管理を図る。				

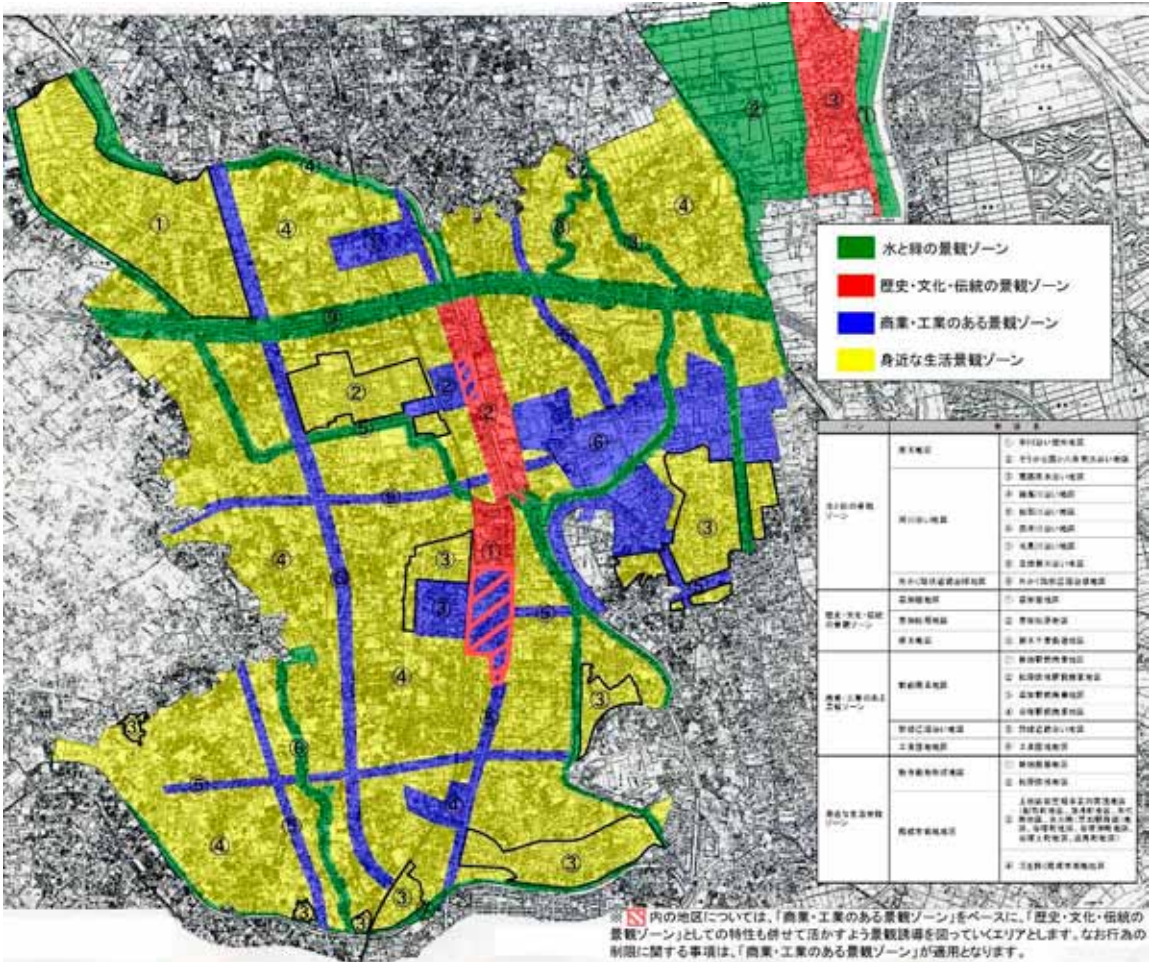
エ. 草加市文化財保護基本計画

策定者	草加市教育委員会	策定・改正年	平成 22 年 12 月 ※平成 29 年度に改定予定	対象期間	平成 22～28 年度
目的等	草加市の文化財保護行政の課題を整理し、多くの市民の理解を得ることのできるような文化財保護の方向性を明示し、その方向性に基づいた実効性のある取組を計画的・継続的に実践していくために策定された計画。				
全体方針	文化財を将来にわたって保存・継承するため、「文化財保護意識の向上」、「文化財保護体制の確立」、「文化財保護施設の整備」の 3 つを柱を定めている。それぞれに課題を抽出し、それを解決する 15 の施策を立案している。				
	■施策の体系				
	柱	課題			
	文化財保護意識の向上	課題 1：文化財に関わる人々との連携・協力			
	文化財保護体制の確立	課題 2：バランスのとれた保護体制の確立			
		課題 3：歴史的建造物の緊急保護に対応できる体制の確立			
		課題 4：保護体制のさらなる強化			
	文化財保護施設の整備	課題 5：歴史民俗資料館の整備・活用			
課題 6：市史編さん事業収集資料の保存・継承					
「草加松原」に関連する内容	草加松原は、体系では「文化財保護体制の確立」、課題 2「バランスのとれた保護体制の確立」、施策 5「保護対象の多様化」の中で挙げられている。 施策 5 では、市の指定文化財のほとんどが有形文化財という現状から、「有形文化財以外の文化財も将来にわたって保存・継承するために早急な取組と体制を確立していく」として保護対象の多様化をあげている。そして、 <u>草加松原は「草加を代表する史跡・景観の一つ」と位置付け、一時公害により失われかけたものを市民の手により再生させたという歴史</u> も踏まえ、長期的に史跡として、指定、登録の対応を図っていくこととしている。				

オ. 第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画

策定者	草加市教育委員会	策定・改正年	平成 21 年 4 月 ※平成 29 年度に改定予定	対象期間	平成 21～28 年度
目的等	「草加市第三次総合振興計画」が目指している『快適都市』の実現に向けて、生涯学習の総合的な振興を図るための計画で、市民と各種団体、企業、行政が協働して推進する生涯学習まちづくりを目指すための指針となるもの。				
全体方針	基本計画は、未来を展望した草加市が推進する生涯学習の理念や方針、目標を定めた基本構想を実現するための施策を体系的に明らかにしたもので、3つの施策の基本方向と4つの重点プロジェクトが示されている。				
	■施策の基本方針と体系				
	基本方針		施策		
	1. 学びの環境づくりを推進する		(1) 集い・学び・交流する拠点を整備する ①拠点となる生涯学習センター機能を整備する ②生涯学習施設を活性化する ③市民の立場に立った生涯学習施設の運営に努める ④スポーツ・レクリエーション施設を充実する		
			(2) 地域コミュニティの拠点を整備する ①地域学習圏づくりを推進する ②学校施設の開放に努める ③平成塾を充実する ④地域の学習資源を活用する		
	2. 学びの活発化を推進する		(1) 一人ひとりの学びを豊かにする ①さまざまな学びを統合化・体系化する ②現代的課題に対応した学習プログラムを充実する ③大学等との連携により学びの機会を拡充する ④民間との連携により学びの機会を拡充する ⑤スポーツ・レクリエーション活動でふれあいを高める ⑥歴史・文化資源を活用した学びの機会をつくる		
			(2) 学びを支援する効果的な体制をつくる ①学びに関わる情報提供体制を確立する ②学びに関わる相談体制を整備する ③指導者を発掘し、人材を育成する ④学習団体・サークルの活動を活性化する ⑤県・広域等と連携して学習体制を充実する		
	3. 学びのまちづくりを推進する		(1) 地域ぐるみの子育て環境をつくる ①家庭教育を充実する ②地域ぐるみの子育て支援環境をつくる ③子どもの学ぶ意欲を引き出す教育を推進する ④体験活動や世代間交流を推進する ⑤青少年の健全育成のための環境をつくる		
			(2) 「まちづくりは人づくりから」を実践する ①音楽と文化のまちづくりを推進する ②さまざまな交流を促進する ③ボランティア・市民活動を支援する ④学習成果を活かした活躍の場をつくる ⑤市民と協働による生涯学習推進体制をつくる		
	■重点プロジェクト				
	1. 新たな学習システムの構築				
2. 生涯学習センター機能の整備					
3. 地域学習圏づくりの推進					
4. 市民と協働する学習活動の推進					

カ. 草加市景観計画

策定者	草加市	策定・改正年	平成 20 年 3 月 ※平成 29 年度に改定予定	対象期間	平成 20 年～
目的等	平成16年に施行された景観法に基づく計画であり、また「第三次草加市総合振興計画基本構想」を推進するための計画の一つとして、「草加市風景づくり基本計画」の理念を継承して策定されたもの。				
全体方針	草加市の歴史と景観の特徴から、景観づくりに対する取組等の経緯がまとめられ、「水と緑に囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいた、にぎわいのある快適で心地よいまち」を景観づくりの目標として、次の4つの景観づくりの指針が示されている。 (a) 原風景を大切にし、水と緑あふれる豊かな自然環境と調和したまちなみ景観の形成 (b) 歴史的、文化的、伝統的資源を活かしたまちなみ景観の形成 (c) 商業地や工業地と調和し、まちの活性化を促すまちなみ景観の形成 (d) 快適で心地よい生活環境に寄与し、市民が誇りの持てるまちなみ景観の形成				
「草加松原」に関連する内容（1／2）	■ゾーン・地区別の景観づくりの方針 草加市景観計画は、市内を「水と緑の景観ゾーン」、「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」、「商業・工業のある景観ゾーン」、「身近な生活景観ゾーン」の4つのゾーニングの下で22地区に細分化し、地区ごとにめざすべき景観づくりの方針を定めている。 草加松原は次の2つの地区が重なる部分に位置している。 ●水と緑の景観ゾーン：④綾瀬川沿い地区 ●歴史・文化・伝統の景観ゾーン：②草加松原地区				
					
	※ ①～④の地区については、「商業・工業のある景観ゾーン」をベースに、「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」としての特性も併せて活かすよう景観計画を回すべくエリアとします。なお行為の制限に関する事項は、「商業・工業のある景観ゾーン」が適用となります。				

■良好な景観の形成に関する地区別方針

(a)「水と緑の景観ゾーン」（④綾瀬川沿い地区）

草加市の特徴である縦横に流れる河川や水路を活かし、河川を軸として積極的に緑化を行い、水と緑の景観づくりを進める方針が示されており、特に河川沿いは、遊歩道、散策路など歩行者専用道路を整備するなどして、親水性の高い空間を創りだすとしている。

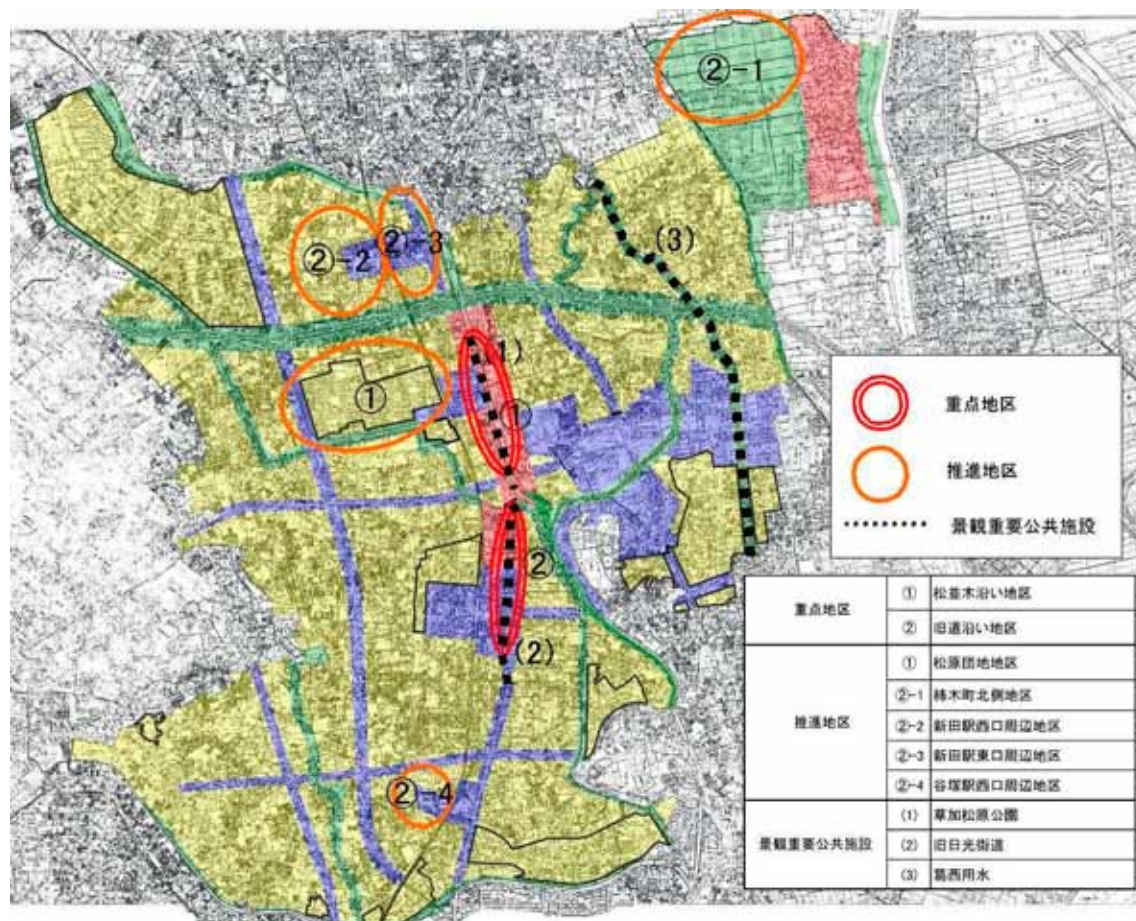
(b)「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」（②草加松原地区）

歴史的趣のある草加宿地区、草加市のシンボルである松並木や綾瀬川がある一方、高層集合住宅の建設等により街のまとまりが失われつつある現状を踏まえ、歴史、文化、伝統を感じさせる建造物等の保全や、それらの形態意匠を現代の建築物のデザインに活かし、歴史的な趣のある景観を次世代に継承すること、行政と市民が協働で行う緑化活動の維持、高層建築物の形態意匠への配慮による松並木と調和した景観の誘導等の方針を示している。

■重点地区・推進地区別の景観づくりの方針

行政が市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく地区を「重点地区」に位置付けており、草加松原は「重点地区」の「①松並木沿い地区」に位置している。

重点地区の方針	核となる公共施設を景観重要公共施設とすることや、周辺の建築物、工作物の一体的な規制誘導を行うことなどにより、良好なまちなみ景観を創出する
---------	--



(a)「重点地区」（①松並木沿い地区）

草加松原遊歩道を景観重要公共施設とし、現在形成されている良好な景観の適切な維持管理を行い、その周辺部分については、松並木に対する良好な眺望を保全するため、建物の高さ等を含めた景観の誘導を図っていく。

また、建築物を建築する際などは景観計画に定める景観形成基準に適合させるとともに、地域住民が独自に作成するまちなみづくりのルールに配慮した設えとし、草加松原遊歩道の周辺地区の景観づくりを推進していく。

＜「草加松原」及び周辺に関わる景観形成基準＞

網掛は、「草加松原」に関係するゾーンおよび地区固有の基準（それ以外は全ゾーンに共通する基準）です。

■建築物（分譲住宅以外）の景観形成基準

項目			基準
建築物	形態・意匠	外壁	・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。
			・歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。
		屋根	・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
		屋外階段	・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
		ベランダ	・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。
		建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。
		屋上設備	・設置位置に配慮し、または壁面やルーバーなどで囲い、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
		色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のCIカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。
			・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
			・建築物の中高層部分は低彩度とするように配慮します。
	配置	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。
			・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。
			・河川沿いの地区においては、河川、用水からできるだけ後退するように配慮します。
			・松並木への眺望を阻害しないように配慮します。
	高さ	高さ	・松並木や綾瀬川の景観に配慮し、圧迫感を生じないように配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。
			・綾瀬川の東側に面する部分は、積極的に緑地を設けるように配慮します。
			・敷地内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。
			・周囲の自然環境との調和を考慮し、地域に根ざした樹種を生かした植栽をするように配慮します。
			・和風のデザインを基調とし、樹種を工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
		照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。
		外構	・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植樹による囲いを行うように配慮します。
			・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植樹または歴史・文化・伝統の趣を感じさせるような形態、材料、色彩の門、さく、塀とするように配慮します。
			・和風のデザインを基調とし、設えを工夫することにより松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
		付属設備	・駐輪場、ゴミ置き場は建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。
			・広告、サイン等は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。
			・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
		自動販売機	・自動販売機は建物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

■建築物（分譲住宅）の景観形成基準

建築物	形態・意匠	外壁	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
			・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
		屋根	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
			・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
		建築設備	・配管やダクト等は目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。
		色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。
			・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
			・屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。
			・同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものとならないように配慮します。
	配置	配置	・同一の開発区域内では連続性を持たせるように配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。
			・開発区域内にある既存の樹木はできるだけ保存するように配慮します。
			・同一の開発区域内で緑が連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。
		外構	・圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。
		付属設備	・駐車場の舗装は、素材に工夫したり、部分的に地被類を用いることにより修景するように配慮します。
			・駐車場の位置は、区画ごとに規則性を持たせた配置とするように配慮します。
			・ゴミ置き場はまちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。
		自動販売機	・自動販売機は建物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

■工作物の景観形成基準

項目			基準
工作物	形態・意匠	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。
			・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
		意匠	・点滅する光源の設置は避けるように配慮します。
			・外周部は緑化する等の修景を行うように配慮します。

■土地利用の変更の景観形成基準

項目			基準
土地利用 の変更	形態・意匠	囲いの色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。
			・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。
		堆積	・資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。

キ. 第二次草加市環境基本計画

策定者	草加市	策定・改正年	平成 28 年 3 月	対象期間	平成 28～47 年度
目的等	草加市環境基本条例の基本理念と第四次草加市総合振興計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取組の指針を明示するもの。				
全体方針	「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指すべき環境像とし、環境像を実現するために 5 つの環境目標、11 項目の環境施策の柱を設定している。				
	■環境目標と環境施策の柱				
	環境目標		環境施策の柱		
	1 水環境の保全と創造	1-1_水質浄化対策の推進			
		1-2_親水空間の創造・維持管理の推進			
	2 身近な自然の保全と創造	2-1_生きものと共生するまちづくりの推進			
		2-2_みどりの保全と創出			
	3 低炭素社会の推進	3-1_省エネルギー・創エネルギーの推進			
		3-2_3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進			
		3-3_気候変動適応策の推進			
	4 生活環境の保全	4-1_公害防止対策の推進			
		4-2_快適なまちなみの形成			
5 環境に配慮した行動の実践と拡大	5-1_学校・地域における環境教育・環境学習の推進				
	5-2_環境に配慮した行動及び生活の実践				
また、本計画に基づく環境施策のうち、特に重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、市民・事業者・市の協働による取組を推進していくこととしている。					
「草加松原」に関連する内容	草加松原は、環境目標 2「身近な自然の保全と創造」、環境施策の柱 2-2「みどりの保全と創出」において、取組方針 1「公園整備や公共用地の緑化推進」のなかで、松の保全や継続的な管理が謳われている。				
	■環境施策の柱 2－2：みどりの保全と創出				
	取組方針 1：公園の整備や公共用地内の緑化対策の推進				
	1	自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園や広場の整備を進めます。			
	2	街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。			
	3	国名勝に指定された草加松原の松を保全するため、松の管理を継続的に行います。			
4	公共施設の整備の際には、積極的に緑化を進めます。				

策定者	草加市	策定・改正年	平成 28 年 3 月	対象期間	平成 28～35 年度
目的等	既存の観光資源を念頭に歴史文化、産業やイベントなどを活用して新たな観光施策の創出を図るとともに、情報発信の対象となる市内外の各ターゲット層に効果的な訴求力で草加の魅力を伝え、草加市のブランド力を向上させるための計画。				
全体方針	■目指すべき目標：「～おもてなしの心が息づく観光の実現～」 ■基本理念：「人」「空間」「生活」「文化」の4つの魅力をそれぞれに高め、さらにそれらが相乗効果を発揮することで、「暮らしたい・訪れたいまち」として、より魅力あるまちの実現を目指す。 ■2つの視点からの観光の展開 ◆“知っている”まちから“行ってみたい”まちになるための観光 草加に来るきっかけづくりと、草加の魅力を来街者に感じてもらうことで市のブランド力アップを目指す ◆24万人の市民が楽しむことができる観光 市民が地域に目を向けて、まちに愛着と誇りをもってもらうことを目指す				
「草加松原」に関連する内容（1／2）	<市内各エリアの方向性> 地域ごとの観光の取組を進めるなかで、草加松原は「松原団地駅周辺エリア」内に位置する。 ■松原団地駅周辺エリアの方向性 ○国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」を重点とした来街者誘致に向けた観光施策を推進する。さらに体験型を含めた多様な観光資源をつなげることで観光の推進を図る。 ○文化・にぎわい交流核エリアとして、イベントやコンサートを活用した取組でにぎわいの創出を進める。 ○獨協大学やUR都市再生機構とも連携して観光に資する取組を進める。 ○伝右川を軸に、草加宿から草加安行地区まで回遊性を高め、近隣エリアとのつながりを強めていく。				

「草加松原」に関連する内容（２／２）	また、「松原団地駅周辺エリア」の南北に隣接する「草加駅周辺エリア」と「新田駅周辺エリア」においても、草加松原との関連性を活かした日光街道の文化と宿場町の伝統を軸とした観光振興や、草加松原からの回遊性を高めることが謳われている。
	＜具体的な施策＞ 計画の基本的な方向性を踏まえて定められた施策（推進計画）のなかで、草加松原を活用した観光があげられている。 ■国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」を活用した観光 草加松原が国の名勝に指定されたことを受け、「<u>お休み処</u>」、「<u>和舟の舟行</u>」、「<u>各種おもてなし施策</u>」を軸とした草加松原「おもてなし」方針を定め、重要な市の観光資源である、草加松原を活用した各種取組を重点的に進める。 （１）お休み処の設置の検討 来街者を呼び込み、再訪させることを目的として、名勝に訪れる来街者が散策中に「おもてなし」を受けながら休息ができる「お休み処」の設置は、「草加松原」に必要な観光資源であることから設置に向けた検討を進める。 （２）「和舟の舟行」の検討 江戸時代から明治時代にかけて、草加の発展に大きく関わってきた綾瀬川と舟運の歴史、現在行われている和舟の活動を踏まえ、綾瀬川の和舟舟行の観光資源化の可能性について検討を行い具体的に取り組む。 （３） 各種おもてなし施策の検討 “かつて松尾芭蕉も歩いた草加宿”「草加松原」は、都心から電車で約 30 分の立地にあり、松並木、綾瀬川、宿場町の面影を残した旧町地区、草加せんべい等の特産品など、様々なオリジナリティのある観光資源と連携できる魅力を有する一方、国の指定名勝として、さらに積極的な情報発信を行っているが、観光入込客数の増加が見られていない。そのため、短期的には、「草加松原」の知名度の向上と魅力ある情報発信を行い、中長期的には「草加松原」への安定した来訪と、再訪につながる魅力ある取組の検討を行う。

ケ. 草加市みどりの基本計画

策定者	草加市	策定・改正年	平成 29 年 3 月	対象期間	平成 29～47 年度
目的等	都市緑地法に基づき市町村が定める計画であり、みどりのまちづくりについての将来の姿を描き、実現するための緑地の適正な保全や公園・広場の整備、緑化の推進などの方策を示す計画。				
全体方針	■将来像：「みどりと水辺を身近に体感できる快適都市」 ■基本方針：（１）歩いて楽しいみどりと水辺のネットワークの形成 （２）身近なみどりの拠点となる公園・広場の整備 （３）草加らしいみどりの保全・整備 （４）市民力による身近なみどりづくり				
「草加松原」に関連する内容	草加松原は、周辺と一体的なみどりを形成することが考えられる地域のみどり資源に位置付けられるだけでなく、<u>札場河岸公園や綾瀬川左岸広場等の水辺空間と一体となった「みどりと水辺の交流拠点」</u>として位置付けられており、以下の施策方針が示されている。 ■「草加の顔となるみどりと水辺の交流拠点の形成」の施策方針 ○歴史文化資源を核とした拠点の保全・充実 ・草加松原、札場河岸公園は、「草加市景観計画」で「景観重点地区」に指定されていることや<u>観光・文化などの関連施策との連携と周辺エリアとの回遊性</u>に配慮しながら、<u>歴史的特性やにぎわいの創出を踏まえたみどりと水辺の空間</u>として適正な維持管理に取り組む。 ■「みどりを学び、親しむ機会の提供」の施策方針 ○みどりと水辺の魅力発信 ・草加松原や水辺の公園など、歴史・文化と結びついた草加らしいみどりを<u>関係機関の協力を得ながら内外に広く紹介</u>していく。 地域別のみどりの配置方針では、「新田東部地区」に位置しており、次の方針が示されている。 ■新田東部地区の草加松原及び隣接する河川・緑地等に関連する方針 ・綾瀬川、古綾瀬川、谷古田用水（開渠区間）は、水とみどりのネットワークとして、既存のみどりの維持・保全に取り組み、河川沿いのみどりが不足している区間での緑化の充実を進める。 ・国指定名勝「おくのほそ道の風景地草加松原」は、名勝としての価値を維持するための保存方法や名勝の価値を高めるための活用方法を検討し、<u>名勝地にふさわしいみどりづくり</u>を進める。 ・綾瀬川左岸広場は、みどりと水辺の交流拠点として、市民の憩いや健康づくり、防災拠点として維持管理する。				

4. 名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針（案）

平成 28 年 1 月 文化庁文化財部記念物課名勝部門

①名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観の維持、環境の創出に努める。

芭蕉が『おくのほそ道』に表現しようとした俳句の精神及び風景を捉える視点をはじめ、時代背景を偲ぶことができるように優れた風致景観を維持するとともに、良好な環境の創出に努める。なお、名勝おくのほそ道の風景地の保存・活用においては、特に、芭蕉が『おくのほそ道』において到達した風景観の根幹を成す「不易流行」の精神に留意する。

②『おくのほそ道』の文脈を中心としつつ、各地域における多様な活用の方向を模索する。

各指定地が広域に点在しつつも『おくのほそ道』を通じて密接不可分に繋がる一連の風景地であることを来訪者が体感できるように、指定地相互の関連性を踏まえた方策を講じる。加えて、行政管区に所在する文化遺産・自然遺産や地域社会・地域住民との繋がりにも注目し、関係する部局・組織等と緊密に連携を図りつつ、各指定地をめぐる固有の状況に十分配慮した多様な活用の方向を模索する。

③指定地の諸要素を適切に維持・改善し、公開・活用に必要な施設等を整備する。

おくのほそ道の風景地の指定地としての風致景観を保護するため、必要な管理を継続的に励行し、諸要素の適切な維持・改善を図る保存修理や修景等に係る事業を立案・実施する。また、維持管理や活用事業への地域住民の積極的・自発的な企画・参画も視野に入れ、芭蕉の事蹟や『おくのほそ道』の紹介、名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値や指定地の位置づけ等に関する情報提供並びに公開・活用方策の効果的な実施を促進するための施設等の整備（指定地外の隣接地における資料館・ガイダンス施設等の整備を含む。）を検討する。

④指定地と周辺地域の一体的な保全措置を講じる。

名勝おくのほそ道の風景地の指定地としての一体性を前提としつつも、各地域の実情を踏まえ、指定地の周辺地域における河川護岸施設・海岸堤防等の安全上不可欠な施設及び道路・鉄道等の生活・生業上不可欠な施設等については、指定地の風致景観に及ぼす視覚的影響や騒音等の状況を踏まえて修景等の保全措置を講じる。また、特に、指定地に隣接し、指定地と一体の風致景観を成す区域については、追加指定の可能性を検討するとともに、各地方公共団体において固有の方針に基づき策定される景観計画等の下に指定地の周辺環境に相応しい保全措置を講じることを検討する。

⑤包括的な保存・活用を推進するために、指定地の効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

名勝おくのほそ道の風景地としての一体的な保存管理・公開活用を実現するため、関係する県・市町教育委員会文化財保護担当課は、相互の連携・協力の方策を検討する。各県教育委員会は、関係市町教育委員会における保存活用の取組を支援するとともに、近隣の県教育委員会と相互の意思疎通・情報交換に努める。また、各市町教育委員会は個別保存活用計画の策定を推進するとともに、特に「名勝おくのほそ道の風景地ネットワーク」（平成26年5月設立）等を通じて活発に協議

を重ねることにより、包括的な保存・活用に係る効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

⑥各県・市町の体制や地域の実情に応じて、実現可能な実施計画を策定し、確実に実施する。

各市町が管理する指定地及びこれを取り巻く状況並びに取組体制は多様であることから、それぞれの実情に応じて、指定地の保存・活用の施策、周辺地域を含む一体的な保全措置、運営の方法・体制等について、実施可能性を十分視野に入れた事業計画を策定し、確実な実施に努める。事業計画策定に当たっては、短期的に実施が求められかつ実施が可能な項目と、中長期的な展望の下に実施に向けて準備を整えていくべき項目とに区分し、実現可能な内容・行程を検討する。

⑦保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、計画改定等に反映する。

各県・市町の教育委員会文化財保護担当課は、それぞれ所管する指定地の保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、5～10年を目途に検討されるべき個別保存活用計画や事業計画の改定等に反映する。また、その他の指定地のとの一体性を充実していく観点から、名勝おくのほそ道の風景地の全体にわたる保存・活用の状況や各種事業の進捗・効果等に関する相互の情報共有・意見交換等を促進し、より良い保存活用施策の実現に向けた連携・協力の在り方を検討する。

5. 文化財保護法等の抜粋

(1) 文化財保護法(抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正: 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第三章 有形文化財 第一節 重要文化財 第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつば自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三款 保護

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
 - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(保存のための調査)

- 第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

(重要文化財等についての国に関する特例)

- 第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のために必要な管理（当該文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
 - 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第二百一条並びに第百三十条の規定を準用する。

(2)文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

最終改正:平成 28 年 3 月 25 日政令第 78 号

第 5 条第 4 項

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項 に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号 の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第百三十一条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

(3)特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号)

最終改正:平成 17 年 3 月 28 日文科科学省令第 11 号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所

- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

- 第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（4）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 38 号

（許可の申請）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び令第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項 各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項 各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

(5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則(抜粋)

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正:平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(6) 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(抜粋)

(昭和 50 年 9 月 30 日文部省令第 29 号)

最終改正:平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第四十七条第四項(法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
- 三 現在の所在の場所(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。)
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。

- 一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
- 二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
- 三 現状の写真又は図面

(史跡名勝天然記念物の場合)

第三条 法第一百八条及び法第二百十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物の名称
- 二 指定年月日
- 三 所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面に添付すべき書類、図面又は写真については、第一条第二項の規定を準用する。

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」
保存活用計画

平成 29 年 3 月 31 日発行

発行：草加市教育委員会

〒340-8550

埼玉県草加市高砂 1-1-1

印刷：内田企画印刷

